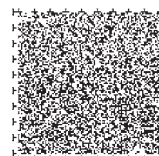


しょうがいじしゃふくし
障害児者福祉のしおり

2023



わかやまけんふくしほけんぶふくしほけんせいさくきょくしょうがいふくしか
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課



もくじ
— 目次 —

かくしゆそうだんまどぐち
1 各種相談窓口

しょうがいふくし かん ぎょうせいそうだんまどぐち
【障害福祉に関する行政相談窓口】

けんしんこうきょくけんこうふくしぶ
(1) 県振興局健康福祉部…………… 1

しふくしじむしょ ちょうそんふくしがかり
(2) 市福祉事務所 町村福祉係…………… 2

わかやまけんこ じよせい しょうがいしゃそうだん
(3) 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター…………… 4

じどうそうだんしよ
(4) 児童相談所…………… 5

けんこう いりよう かん そうだんまどぐち
【こころの健康や医療に関する相談窓口】

ほけんじよ けんこう
(5) 保健所(こころの健康)…………… 5

わかやまけんせいしんほけんふくし
(6) 和歌山県精神保健福祉センター…………… 6

せいしんかきゅうきゅういりようたいせいせいび わかやまけんせいしんかきゅうきゅうじょうほう
(7) 精神科救急医療体制整備・和歌山県精神科救急情報センター…………… 7

はったつしょうがい かん そうだんまどぐち
【発達障害に関する相談窓口】

わかやまけんはったつしょうがいしやしえん
(8) 和歌山県発達障害者支援センター ポラリス…………… 8

なんびょう かん そうだんまどぐち
【難病に関する相談窓口】

わかやまけんなんびょうこ ほけんそうだんしえん
(9) 和歌山県難病・子ども保健相談支援センター…………… 8

いりようてき じ かん そうだんまどぐち
(10) 医療的ケア児に関する相談窓口…………… 9

かくしゆしょうがいふくし かん そうだんまどぐち
【各種障害福祉に関する相談窓口】

ざいたく かん そうだんまどぐち
(11) 在宅リハビリテーションに関する相談窓口…………… 9

わかやまけんてんじとしよかん
(12) 和歌山県点字図書館…………… 10

わかやまけんちょうかくししょうがいしやしじょうほう
(13) 和歌山県聴覚障害者情報センター…………… 10

わかやまけんしかくしょうがいしやしえん
(14) きのくにアイねっと(和歌山県視覚障害者支援ネットワーク)…………… 10

しょうがいしやしゆうぎょう せいかつしえん
(15) 障害者就業・生活支援センター…………… 11

しょうがい りゆう さべつとう かん そうだん
(16) 障害を理由とした差別等に関する相談…………… 12

しょうがいしやしぎやくたい かん そうだん
(17) 障害者虐待に関する相談…………… 13

わかやまけんしゅかいふくしきょうぎかい
(18) 和歌山県社会福祉協議会…………… 14

しょうがいしやし しょうがいしやしげいじゆつぶん かつどう かん まどぐち
(19) 障害者スポーツ・障害者芸術文化活動に関する窓口…………… 15

わかやまけんしょうがいじしや こうれいしやし か こうくうほけん
(20) 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター…………… 16

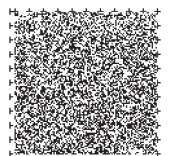
しょうがいふくし かんけい そうだんいんどう しょうがいしやしそうだんいん 民生委員 じどういん
(21) 障害福祉に関する相談員等 (障害者相談員、民生委員・児童委員)…………… 16

していそうだんしえんじぎょうしよ
(22) 指定相談支援事業所…………… 16

しょうがいじしや かん せいど
2 障害児者に関する制度やサービス

しょうがいしやてちょう
(1) 障害者手帳について

しんたいしょうがいしやてちょう
身体障害者手帳…………… 17



りょういくてちょう

療育手帳

せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう

精神障害者保健福祉手帳..... 18

(2)年金・手当等

しょうがい き そねんきん こくみんねんきんほけん

障害基礎年金(国民年金保険)..... 19

しょうがいこうせいねんきん こうせいねんきんほけん とくべつしょうがいきゆうふきん

障害厚生年金(厚生年金保険)・特別障害給付金..... 20

しんしんしょうがいしゃふ ようきょうさいせいど とくべつしょうがいしゃてあて

心身障害者扶養共済制度・特別障害者手当..... 21

しょうがいじふくしてあて とくべつじどうふようてあて

障害児福祉手当・特別児童扶養手当..... 22

じどうふようてあて

児童扶養手当..... 23

こそだ しえん

コラム わかやま子育て支援ポータルサイト..... 23

(3)医療

じりつ しえん いりょう こうせいいりょう いくせいりょう せいしんつういんいりょう

自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)..... 24

じゅうどしんしんしょうがいじ しゃ いりょうひきゆうふ

重度心身障害児(者)医療費給付..... 25

なんびょういりょうひじよせいせいど

難病医療費助成制度..... 25

しょうにまんせいとくていしつべいりょうひじよせい

小児慢性特定疾病医療費助成..... 26

こうきこうれいしゃいりょうせいど さいいじょう てきやう

後期高齢者医療制度の65歳以上からの適用..... 26

しょうがいふくし

(4)障害福祉サービス

かいごきゆうふ

・介護給付

きょたくかいご じゅうどほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援..... 27

たんきにゅうしよ りょうようかいご

短期入所・療養介護..... 27

せいかつかいご しせつにゅうしよしえん

生活介護・施設入所支援..... 28

くんれんとうきゆうふ

・訓練等給付

じりつせいかつえんじよ きやうどうせいかつえんじよ

自立生活援助・共同生活援助(グループホーム)..... 29

じりつくんれん きのうくんれん せいかつくんれん

自立訓練(機能訓練・生活訓練)..... 29

しゅうろうい こうしえん しゅうろうけいぞくしえん がた がた しゅうろうていちゃくしえん

就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・就労定着支援..... 29

(5)障害児支援

しょうがいじつうしよしえん

・障害児通所支援

じどうはったつしえん いりょうがたじどうはったつしえん ほうかごとう

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス..... 30

きょたくほうもんがたじどうはったつしえん ほいくしよとうほうもんしえん

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援..... 30

しょうがいじにゅうしよしえん

・障害児入所支援

ふくしがたしょうがいじにゅうしよしせつ いりょうがたしょうがいじにゅうしよしせつ

福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設..... 31

にゅうようじ そうだん じゆんかいそうだん

・乳幼児きこえとことば相談(巡回相談)..... 31

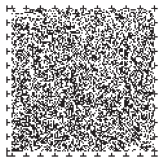
ちやうかくしょうがい じどう たい ほちやうき じよせい

・聴覚障害のある児童に対する補聴器の助成..... 31

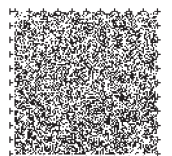
(6)福祉資金、補装具、日常生活用具等

せいかつふくしきん かしつけ ふくしひ

生活福祉資金の貸付(福祉費)..... 32



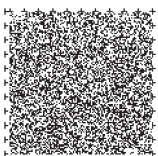
ほ そうぐ ひしきゆうせいど にちじょうせいかつようぐ きゆうふ たいよ 補装具費支給制度・日常生活用具の給付・貸与	33
しょうがいしゃじどうしゃ かいぞうひじよせい しょうがいしゃじどうしゃうんてんめんきよしゆとくひじよせい 障害者自動車改造費助成・障害者自動車運転免許取得費助成	34
しんたいしょうがいしゃほ じよけんきゆうふ 身体障害者補助犬給付	34
コラム ほじよ犬マークをご存じですか？	34
(7) 意思疎通支援	
しゆわつうやくしゃせつち しゆわつうやくしゃはけん 手話通訳者設置・手話通訳者派遣	35
ようやくひつきしゃはけん もう しゃむ つうやく かいじよいんはけん 要約筆記者派遣・盲ろう者向け通訳・介助員派遣	35
しつごしょうしゃむ い しそつうしえんしゃはけん 失語症者向け意思疎通支援者派遣	35
(8) 就労支援	
わかやまけん しえん わかやまさんぎょうぎじゆつせんもんがくいん そうごうじつむか 和歌山県による支援（和歌山産業技術専門学院 総合実務科）	36
ハローワークによる支援・和歌山障害者職業センターによる支援	37
(9) 税の減免等	
じゆうみんぜい しょうがいしゃこうじよ じゆうみんぜい ひかぜい 住民税の障害者控除・住民税の非課税	38
じどうしゃぜい けいじどうしゃぜい げんめん じよりようぜい ひかぜい 自動車税・軽自動車税の減免・ゴルフ場利用税の非課税	39
こじんじぎょうぜい ひかぜい しょとくぜい しょうがいしゃこうじよ 個人事業税の非課税・所得税の障害者控除	40
しょうとくぜい いりようひこうじよ しょとくぜい しょうきほきぎょうきようさいかけきんこうじよ 所得税の医療費控除・所得税の小規模企業共済掛金控除	41
しんたいしょうがいしゃようぶつびん ひかぜい 身体障害者用物品の非課税	41
そうぞくぜい しょうがいしゃこうじよ しょうがくちよちく りしとう ひかぜい 相続税の障害者控除・少額貯蓄の利子等の非課税	42
けんぜいじむしょ めいしよ かんかつくいき 県税事務所の名称と管轄区域	43
けんないぜいむしょ めいしよ かんかつくいき 県内税務署の名称と管轄区域	43
(10) 住まいに関する支援	
けんえいじゆうたく にゆうきよ ふくし しせつ はけんじぎょう 県営住宅への入居・福祉のまちづくり施設アドバイザー派遣事業	44
わかやま 福祉のまちづくりマップ	44
(11) 料金の割引制度・サービス等	
かくしゆうんちんわりびき てつどううんちん うんちん うんちん こうくううんちん 各種運賃割引(鉄道運賃・バス運賃・タクシー運賃・航空運賃)	45
ゆうりょうどうろつうこうりょうきんわりびき 有料道路通行料金割引	46
ほうそうじゆしんりょう めんじよ NHK放送受信料の免除	46
けいたいでんわきほんしよりょうとう わりびき むりょうばんごうあんない あんない 携帯電話基本使用料等の割引・NTTの無料番号案内(ふれあい案内)	47
ゆうびん かん わりびきとう 郵便に関する割引等	
てんじゆうびんぶつ とくていらくおんぶつとうゆうびんぶつ しんしんしょうがいしゃよう ていきかんこうぶつ (点字郵便物・特定録音物等郵便物・ゆうパック・心身障害者用ゆうメール・定期刊行物 の定量第三郵便物)	47
(12) 公的機関の各種制度・取り組み	
ヘルプマーク・ヘルプカード	49
ゆうびんとう ふざいしゃとうひょう じどうしゃじこたいさくきこう かいごりょうしきゆう 郵便等による不在者投票・自動車事故対策機構による介護料支給	50



けんりつし せつしやうりやうげんめん せいど 県立施設使用料減免制度	51
おんせい いがい ほうほう ばん 音声以外の方法による110番	51
ちゆうしゃ きんし じよがい 駐車禁止の除外	52
わかやま けんしやうがいしやとうやうちゆうしゃく かくりやうしやう 和歌山県障害者等用駐車区画利用証	53
わかやま けん うんどう わかやま けんしゆわ げんごじやうれい 和歌山県あいサポート運動・和歌山県手話言語条例	55
さいがい そな 災害に備えて	56

3 指定相談支援事業所・障害児者福祉団体一覧

してい そうだん し えん じぎやうしよ しょうがい じしや ふく しだんたい いちらん (1) 指定相談支援事業所一覧	57
しょうがい じしや ふく しだんたい (2) 障害児者福祉団体	
とう じしや かぞく だんたい かんじやとう じしや だんたい た だんたい いちらん (当事者・家族団体・患者当事者団体・その他団体) 一覧	65



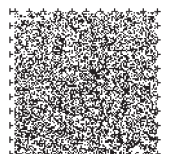
かくしゆそだんまどぐち
1 各種相談窓口

しょうがいふくし かん きょうせいそだんまどぐち
【障害福祉に関する行政相談窓口】

けんしんこうきょくけんこうふくしぶ
(1) 県振興局健康福祉部

しちょうそん れんけい ほけんえいせい ふくし いりょうかんけいぎょうむ おこな
市町村と連携し、保健衛生、福祉・医療関係業務を行います。

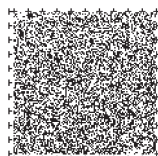
めい しょう 名称	しょ ざい ち 所在地	TEL FAX	かんかつちいき 管轄地域
かいそうしんこうきょくけんこうふくしぶ 海草振興局健康福祉部	〒642-0022 かいなんしおおのなか 海南市大野中939	TEL 073-482-0600 FAX 073-482-3786	かいなんし 海南市 きみのちよう 紀美野町
ながしんこうきょくけんこうふくしぶ 那賀振興局健康福祉部	〒649-6223 いわでしたかつか 岩出市高塚209	TEL 0736-61-0023 FAX 0736-61-0013	きかわし 紀の川市 いわでし 岩出市
いとしんこうきょくけんこうふくしぶ 伊都振興局健康福祉部	〒649-7203 はしもとしこうやぐちちようなごそ 橋本市高野口町名古屋927	TEL 0736-42-0491 FAX 0736-42-5468	はしもとし 橋本市、かつらぎ町 くどやまちよう こうやちよう 九度山町、高野町
ありだしんこうきょくけんこうふくしぶ 有田振興局健康福祉部	〒643-0004 ありだぐんゆあさちようゆあさ 有田郡湯浅町湯浅2355-1	TEL 0737-64-1291 FAX 0737-64-1261	ありだし ゆあさちよう 有田市、湯浅町 ひろかわちよう ありだかわちよう 広川町、有田川町
ひだかしんこうきょくけんこうふくしぶ 日高振興局健康福祉部	〒644-0011 ごぼうしゆかわちようたから 御坊市湯川町財部859-2	TEL 0738-22-3481 FAX 0738-22-8751	ごぼうし みはまちよう 御坊市、美浜町 ひだちよう ゆらちよう 日高町、由良町 いなみちよう ひだかがちよう 印南町、日高川町
にしむろしんこうきょくけんこうふくしぶ 西牟婁振興局健康福祉部	〒646-8580 たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘23-1	TEL 0739-26-7932 FAX 0739-26-7935	たなべし みなべちよう 田辺市、みなべ町 しらはまちよう かみとんだちよう 白浜町、上富田町 すさみちよう すさみ町
ひがしむろしんこうきょくけんこうふくしぶ 東牟婁振興局健康福祉部	〒647-8551 しんぐうしみどりがおか 新宮市緑ヶ丘2-4-8	TEL 0735-21-9610 FAX 0735-21-9639	しんぐうし なちかつうらちよう 新宮市、那智勝浦町 たいじちよう きたやまむら 太地町、北山村
ひがしむろしんこうきょくけんこうふくしぶ 東牟婁振興局健康福祉部 くしもとししよ 串本支所	〒649-4122 ひがしむろぐんくしもとちようにしむかい 東牟婁郡串本町西向193	TEL 0735-72-0525 FAX 0735-72-2739	こざがわちよう くしもとちよう 古座川町、串本町



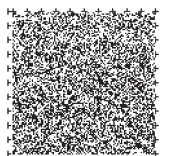
し ふくしじむしょ ちょうそんふくしがかり
(2) 市福祉事務所 町村福祉係

す かた しょうがい かん そうだん おう しえん おこな しょうがいふくし しょうがいじ
 お住まいの方の障害に関するさまざまな相談に応じ、支援を行います。障害福祉サービス・障害児
 しえん そうだん す しちょうそん と あ
 支援サービスのご相談は、まずお住まいの市町村にお問い合わせください。

めい しょう 名 称	たんとうか 担当課	しょ ざい ち 所 在 地	TEL FAX
わか やまし ふくしじむしょ 和歌山市福祉事務所	しょうがいしゃしえんか 障害者支援課	〒640-8511 わか やまし なばんちよう わか やまし やくしよない 和歌山市七番町23 和歌山市役所内	TEL 073-435-1060 FAX 073-431-2840
かいなんしふくしじむしょ 海南市福祉事務所	しゃかいふくしか 社会福祉課	〒642-8501 かいなんしみなみあかさか かいなんしやくしよない 海南市南赤坂11 海南市役所内	TEL 073-483-8602 FAX 073-483-8429
はしもとふくしじむしょ 橋本市福祉事務所	ふくしか 福祉課	〒648-0072 はしもとしとうげ はしもとしほけんふくし ない 橋本市東家1-3-1 橋本市保健福祉センター内	TEL 0736-33-3708 FAX 0736-32-2515
ありだしふくしじむしょ 有田市福祉事務所	ふくしか 福祉課	〒649-0392 ありだしみのみしま ありだしやくしよない 有田市箕島50 有田市役所内	TEL 0737-83-1111 FAX 0737-83-6205
ごほうしふくしじむしょ 御坊市福祉事務所	けんこうふくしか 健康福祉課	〒644-8686 ごほうしそのご ごほうしやくしよない 御坊市藪350 御坊市役所内	TEL 0738-23-5645 FAX 0738-52-5108
たなべしふくしじむしょ 田辺市福祉事務所	たいさくか やすらぎ対策課	〒646-0028 たなべしたかおいつちようめ たなべしみんそうごう ない 田辺市高雄一丁目23-1 田辺市民総合センター内	TEL 0739-26-4902 FAX 0739-25-3994
しんぐうしふくしじむしょ 新宮市福祉事務所	ふくしか 福祉課	〒647-8555 しんぐうしかすが しんぐうしやくしよない 新宮市春日1-1 新宮市役所内	TEL 0735-23-3333 FAX 0735-21-5231
き かわし ふくしじむしょ 紀の川市福祉事務所	しょうがいふくしか 障害福祉課	〒649-6492 き かわしにしおおい き かわしやくしよない 紀の川市西大井338 紀の川市役所内	TEL 0736-77-2511 FAX 0736-79-3926
いわでしふくしじむしょ 岩出市福祉事務所	しゃかいふくしか 社会福祉課	〒649-6292 いわでしにし の いわでしやくしよない 岩出市西野209 岩出市役所内	TEL 0736-62-2141 FAX 0736-61-1632
きみのちよう 紀美野町	ほけんふくしか 保健福祉課	〒640-1121 かいそうぐんきみのちようしもささ 海草郡紀美野町下佐々1408-4	TEL 073-489-9960 FAX 073-489-6655
かつらぎちよう かつらぎ町	じゅうみんふくしか 住民福祉課	〒649-7192 いとぐん ちようちようのまち 伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160	TEL 0736-22-0300 FAX 0736-22-6432
くどやまちよう 九度山町	ふくしか 福祉課	〒648-0198 いとぐんくどやまちようくどやま 伊都郡九度山町九度山1190	TEL 0736-54-2019 FAX 0736-54-2022
こうやちよう 高野町	かいごふくしか 介護福祉課	〒648-0281 いとぐんこうやちようこうやさん 伊都郡高野町高野山636	TEL 0736-56-2933 FAX 0736-56-4745
ゆあさちよう 湯浅町	ふくしか 福祉課	〒643-0002 ありだぐんゆあさちようあおき 有田郡湯浅町青木668-1	TEL 0737-64-1120 FAX 0737-65-3006



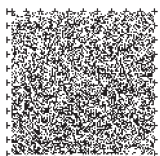
めい しょう 名 称	たんとうか 担当課	しょ ざい ち 所 在 地	TEL FAX
ひろがわちよう 広川町	ほけん ふくし か 保健福祉課	〒643-0071 ありだぐんひろがわちようひろ ばんち 有田郡広川町広1500番地	TEL 0737-23-7724 FAX 0737-64-1565
ありだがわちよう 有田川町	やすらぎ ふくし か 福祉課	〒643-0153 ありだぐんありだがわちようおおあざなか井原 有田郡有田川町大字中井原136-2	TEL 0737-22-4501 FAX 0737-32-3575
みはまちよう 美浜町	こそだ けんこうすいしんか 子育て健康推進課	〒644-0044 ひだかぐんみはまちようわ だ 日高郡美浜町和田1138-278	TEL 0738-23-4905 FAX 0738-23-3523
ひだかちよう 日高町	こそだ ふくしけんこうか 子育て福祉健康課	〒649-1213 ひだかぐんひだかちようたいえ ばんち 日高郡日高町高家626番地	TEL 0738-63-3801 FAX 0738-63-3846
ゆらちよう 由良町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒649-1111 ひだかぐんゆらちようさと 日高郡由良町里1220-1	TEL 0738-65-0201 FAX 0738-65-3507
いなみちよう 印南町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒649-1534 ひだかぐんいなみちよういなみ 日高郡印南町印南2570	TEL 0738-42-1738 FAX 0738-42-8020
みなべ ちよう 町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒645-0002 ひだかぐん ちようしほ 日高郡みなべ町芝742	TEL 0739-72-2161 FAX 0739-72-2191
ひ だかがわちよう 日高川町	ほけん ふくし か 保健福祉課	〒649-1324 ひだかぐん ひ だかがわちよう ほ ぶ 日高郡日高川町土生160	TEL 0738-22-9041 FAX 0738-32-7266
しらはまちよう 白浜町	みんせい か 民生課	〒649-2211 にしむろぐんしらはまちよう 西牟婁郡白浜町1600	TEL 0739-43-5702 FAX 0739-43-5225
かみとんだちよう 上富田町	ふくし か 福祉課	〒649-2192 にしむろぐんかみとんだちようあつそ ばんち 西牟婁郡上富田町朝来763番地	TEL 0739-34-2373 FAX 0739-47-4005
すさみ ちよう 町	じゅうみんせい かつか 住民生活課	〒649-2621 にしむろぐん ちようす さみ 西牟婁郡すさみ町周参見4089	TEL 0739-55-4804 FAX 0739-55-4008
なちかつうらちよう 那智勝浦町	ふくし か 福祉課	〒649-5392 ひがしむろぐんなちかつうらちようおおあざつきじ ちようめ ばんち 東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1	TEL 0735-52-2945 FAX 0735-52-8635
たいじちよう 太地町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒649-5171 ひがしむろぐんたいじちようたいじ 東牟婁郡太地町太地3767-1	TEL 0735-59-2335 FAX 0735-59-2801
こざがわちよう 古座川町	けんこう ふくし か 健康福祉課	〒649-4223 ひがしむろぐんこざがわちようかわぐち 東牟婁郡古座川町川口254-1	TEL 0735-67-7112 FAX 0735-72-0172
きたやまむら 北山村	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒647-1603 ひがしむろぐんきたやまむらおおぬま 東牟婁郡北山村大沼42	TEL 0735-49-2331 FAX 0735-49-2207
くしもとちよう 串本町	ふくし か 福祉課	〒649-3592 ひがしむろぐんくしもとちよう だい ばんち 東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5	TEL 0735-62-0562 FAX 0735-67-7028



わかやまけん こ じよせい しょうがいしゃそудん
(3) 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

しょうざいち わかやましけみ
【所在地】 〒641-0014 和歌山市毛見1437-218

たんとうか 担当課	ぎょうむないよう 業務内容	TEL FAX
じどうそудんじよ 児童相談所 こ そудんか 子ども相談課 かにいしえんか 家庭支援課 いちじほこか 一時保護課	こども はつたつ しょうがい せんもんてき そудん しんりがくてき ・子供の発達や障害についての専門的な相談や心理学的 はんてい りょういくそудんとう 判定、療育相談等 さとおや いたく しせつにゆうしよてつづ とう ・里親への委託、施設入所手続き等 ぎゃくたい いえで ひこう ふとうこうとう そудんたいおう ・虐待、しつけ、家出、非行、不登校等の相談対応	TEL 073-445-5312 FAX 073-445-3770
じよせいそудんじよ 女性相談所 じよせいそудんか 女性相談課	じよせい かか さまざま もんだい なや そудん ・女性が抱えている様々な問題や悩みについての相談 たいおう ひつよう しえん 対応、必要な支援 はいぐうしゃ ぼうりやく りこんもんだい ・配偶者やパートナーからの暴力や離婚問題、ストーカー ひがいたう そудんたいおう 被害等の相談対応	TEL 073-445-0793 FAX 073-447-1587
しょうがいしゃしえんか 障害者支援課	しんたい ちてきのうりよく しょうがい ひと かん そудん しどうとう ・身体、知的能力に障害のある人に関する相談、指導等 りょういくてちよう いがくてき しんりがくてき はんてい そудんとう ・療育手帳にかかる医学的、心理学的な判定や相談等 しんたいまた ちてきしょうがい かん じゆんかいそудん じゅうど しょうがいしゃ ・身体又は知的障害に関する巡回相談や重度の障害者 たい ほうもんしんさ に対する訪問審査	
しゃかいさんかすいしんがかり 社会参加推進係	しんたいしょうがいしゃてちよう しょうがいにんていおよ こうふ りょういくてちよう こうふ ・身体障害者手帳の障害認定及び交付、療育手帳の交付 かん に関すること けんしょうがいしゃ しんこう かん ・県障害者スポーツの振興に関すること	TEL 073-445-7314 FAX 073-446-0036
しんたいしょうがいしゃしえんがかり 身体障害者支援係	しんたいしょうがいしゃ かか そудん ほ、そうぐ こうせいりりょう せいかつ ・身体障害者に係る相談(補装具、更生医療、生活、その た 他)	
ちてきしょうがいしゃしえんがかり 知的障害者支援係	ちてきしょうがいしゃ かか そудん ・知的障害者に係る相談 じどう りょういくてちよう はんてい かん ・児童の療育手帳の判定に関すること	
こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害 しえんきよてんきかん 支援拠点機関	こうじのうきのうしょうがいしゃ かぞくおよ かんけいきかん いりりょう ・高次脳機能障害者やその家族及び関係機関からの医療 ふくし しゅうろう しょうがいしゃてちようしゆとく しゃかいほしりょう サービス・福祉サービス・就労・障害者手帳取得・社会保障 かん さまざま そудん に関する様々な相談 かんけいき かんしよくいん けんしゅう けんみん たい ふきゅうけいまつ ・関係機関職員への研修や、県民に対する普及啓発	せんようれんらくさき 専用連絡先 TEL 073-441-7070 FAX 073-446-0036



じどうそうだんじょ からん いが い さんしょう
(4) 児童相談所(下欄以外はP4参照)

めい しょう 名 称	しよ ざい ち 所 在 地	TEL FAX
わかやまけん きなんじどうそうだんじょ 和歌山県紀南児童相談所	〒646-0011 たなべししんじょうちやう 田辺市新庄町3353-9	TEL 0739-22-1588 FAX 0739-22-1917
わかやまけん きなんじどうそうだんじょ 和歌山県紀南児童相談所 しんぐうぶんしつ 新宮分室	〒647-8551 しんぐうしみどりがおか ひがしむろそうごうちやうしゃない 新宮市緑ヶ丘2-4-8(東牟婁総合庁舎内)	TEL 0735-21-9634 FAX 0735-21-9648
ぎやうむ 業務 ないよう 内容	こども はったつ しょうがい せんもんてき そうだん しんりがくてきはんていおよびりやういくそうだんとう ・子供の発達や障害についての専門的な相談や心理学的判定及び療育相談等 さとおや いたく しせつにゆうしよてつづ とう ・里親への委託、施設入所手続き等 ぎやくたい いえで ひこう ふとうこうとう そうだんたいおう ・虐待、しつけ、家出、非行、不登校等の相談対応 さいみまん じどう たい りやういくてちやう はんてい ・18歳未満の児童に対する療育手帳の判定	

いち はや く
 児童相談所 虐待対応ダイヤル
189

じどう かん でんわそうだん か き りやう
 児童に関する電話相談は下記ダイヤルもご利用ください

じどうそうだんじょそうだんせんよう つうわりやうむりやう
【児童相談所相談専用ダイヤル】 0120-189-783(通話料無料)

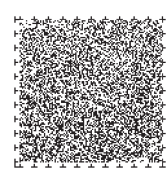
じどうそうだんじょぎやくたいたいおう つうわりやうむりやう ちか じどうそうだんじょ
【児童相談所虐待対応ダイヤル】 189 (通話料無料) ※お近くの児童相談所につながります。

けんこう いりやう かん そうだんまどぐち
【こころの健康や医療に関する相談窓口】

ほけんじょ けんこう
(5) 保健所(こころの健康)

せいしんしつかん さけ いぞんしやう にんちしやうとうさまざま こころ なや かき
 精神疾患、ひきこもり、お酒・ギャンブルなどの依存症、認知症等様々な心の悩みについては下記の
 ほけんじょそうだん りやう
 保健所相談をご利用ください。

めい しょう 名 称	しよ ざい ち 所 在 地	TEL	FAX
わかやましほけんじょ ほけんたいさくか 和歌山市保健所 保健対策課	わかやましふきあげ 和歌山市吹上5-2-15	073-488-5117	073-431-9980
かいなんほけんじょ 海南保健所	かいなんしおおのなか 海南市大野中939	073-482-0600	073-482-3786
いわでほけんじょ 岩出保健所	いわでしたかつか 岩出市高塚209	0736-61-0047	0736-62-8720
はしもとほけんじょ 橋本保健所	はしもとしこうやくちやうなごそ 橋本市高野口町名古屋927	0736-42-3210	0736-42-0886
ゆあさほけんじょ 湯浅保健所	ありだぐんゆあさちやうゆあさ 有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-63-4111	0737-64-1290
ごほうほけんじょ 御坊保健所	ごほうしゆかわちやうたから 御坊市湯川町財部859-2	0738-22-3481	0738-23-3004
たなべほけんじょ 田辺保健所	たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7952	0739-26-7933
しんぐうほけんじょ 新宮保健所	しんぐうしみどりがおか 新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9629	0735-21-9639



しんぐうほけんじょ くしもとししよ 新宮保健所 串本支所	ひがしむろぐんくしもとちやうにしむかい 東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525	0735-72-2739
---------------------------------	-------------------------------------	--------------	--------------

わかやまけんせいしんほけんふくし

(6) 和歌山県精神保健福祉センター

【所在地】 〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階

けんみん 県民のこころの健康の保持推進と、精神障害のある人の社会復帰・社会参加促進を図るため、精神保健福祉に関する様々な業務を行っています。			
そう だん まど くち 相談窓口	ぎやう む ない よう 業務内容	れん らく さき 連絡先	うけつけじかん 受付時間
せいしんほけんふくし 精神保健福祉センター	けんこう らいしよそうだん ・こころの健康についての来所相談 らいしよそうだん じぜんよやく ひつよう (来所相談は事前予約が必要です。) せいしんしょうがいしほけんふくしてちやう はんてい こうふ ・精神障害者保健福祉手帳の判定・交付 じりつしえんいりやう せいしんつういん こうひふたん ・自立支援医療(精神通院)公費負担の はんてい こうふ 判定・交付	TEL 073-435-5194 FAX 073-435-5193	げつ きん 月～金 9:00～17:45 しゅくじつ ねんまつ (祝日・年末 ねんしのぞ 年始除く)

けんこう かん そうだん か き りやう
こころの健康に関する相談は下記ダイヤルやラインもご利用ください

【こころの電話】 ☎073-435-5192

うけつけじかん げつ きん
(受付時間: 月～金9:00-12:00 13:00-16:00 祝日・年末年始除く)

せいしんしっかん もんだい いぞんしやう どう けんこうとう かん そうだん う
精神疾患、アルコール問題、依存症、ひきこもり等、こころの健康等に関する相談をお受けします。

【はあとライン】 ☎0570-064-556 (受付時間: 24時間 365日対応)

いきづらさを感じておられる方や、大切な人を自死で亡くされた方の相談をお受けします。

【いのちのセーフティラインわかやま】 県公式LINE

うけつけじかん げつ きん
(受付時間: 月～金9:00-17:45 祝日・年末年始除く)

いきづらさを感じておられる方や、大切な人を自死で亡くされた方の相談をお受けします。

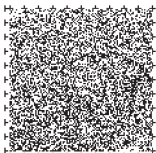
下のコードをスマホ等で開くと、LINE友達登録ができます。



※相談内容の確認は受付時間内となりますので、お返事が後日になることがあります。

【いっぽライン】 ☎073-424-1713 (受付時間: 月～金9:00-17:45 祝日・年末年始除く)

ひきこもりの問題を抱えているご本人やご家族等のご相談をお受けします。

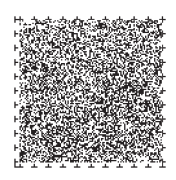


せいしん かきゆうきゆういりようたいせいせいび わかやまけんせいしんかきゆうきゆうじょうほう
(7) 精神科救急医療体制整備 / 和歌山県精神科救急情報センター

せいしん かきゆうきゆういりようたいせいせいび 精神科救急医療体制整備				
<p>けん やかん きゆうじつ きゆうきゆう せいしんか にゆういんとう いりよう ひつよう かた たいしやう せいしんかきゆうきゆういりようたいせい 県では夜間、休日に救急に精神科の入院等の医療を必要とする方を対象に、精神科救急医療体制 せいび じゆしん いりようきかん か き とお を整備しています。受診できる医療機関は下記の通りです。</p> <p>じゆしん さい わかやまけんせいしんかきゆうきゆうじょうほう か き き さい と あ 受診の際には和歌山県精神科救急情報センター(下記記載)にお問い合わせください。</p> <p>じゆしんじかん) にちようび どようび しゆくじつ がつ にち がつ にちおよ がつ にち がつ にち しゆうじつ 【受診時間】 日曜日、土曜日、祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの終日 へいじつやかん じ よくじつ じ 平日夜間(おおむね17時から翌日9時)</p>				
けん いき 圏 域	よう び 曜 日	りんばんいりようきかんめい 輪番医療機関名	しょ ざい ち 所 在 地	れん らく きき 連 絡 先
き ぼくいりようけん 紀北医療圏※ わかやまし 和歌山市 き かわし 紀の川市 いわでし 岩出市 はしもとし 橋本市 いとぐん 伊都郡	げつ 月	い き かわびやういん (医)紀の川病院	いわでしよしだ 岩出市吉田47-1	0736-62-4325
	か 火	とくい わ かわらびやういん (特医)和歌浦病院	わかやまし わ かわらひがし 和歌山市和歌浦東 3-2-38	073-444-0861
	すい 水	い たむらびやういん (医)田村病院	わかやましおぐら 和歌山市小倉645	073-477-1268
	もく 木	い き さとびやういん (医)紀の郷病院	いとぐんくどやまちょうくどやま 伊都郡九度山町九度山 113-6	0736-54-2288
	きん 金	い みやもとびやういん (医)宮本病院	わかやまししおや 和歌山市塩屋3-6-1	073-444-0576
	ど にち 土・日	けんりつ いりよう 県立こころの医療センター	ありだぐんありだわちやうしやう 有田郡有田川町庄31	0737-52-3221
きちゆう きなん 紀中・紀南 いりようけん 医療圏 かいなんし ありだし 海南市・有田市 ごぼうし かいそうぐん 御坊市・海草郡 ありだぐん ひだかぐん 有田郡・日高郡 たなべし しんぐうし 田辺市・新宮市 にしむるぐん 西牟婁郡 ひがしむるぐん 東牟婁郡	げつ 月 か 火 すい 水 もく 木 きん 金 ど 土 にち 日	けんりつ いりよう 県立こころの医療センター	ありだぐんありだわちやうしやう 有田郡有田川町庄31	0737-52-3221
わかやまけんせいしんかきゆうきゆうじょうほう 和歌山県精神科救急情報センター TEL 070-2281-1633 うけつけじかん へいじつ よく ど きゆうじつ よく 【受付時間】 平日17:00～翌9:00 土・休日 9:00～翌9:00 「かかりつけ医がない」、「休診」、「時間外」などで困ったときにご利用ください。				



※紀北の輪番医療機関は変更されることがあります。



はったつしょうがい かん そうだんまどぐち
【発達障害に関する相談窓口】

わかやまけんはったつしょうがいしやしえん
(8) 和歌山県発達障害者支援センター ポラリス

しよざいち わかやましあおいちよう ぼん ごう
【所在地】 〒640-8273 和歌山市葵 町3番25号

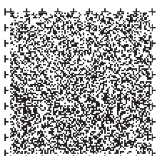
ぎょう む ない よう 業務内容	TEL FAX メール	うけつけじかん 受付時間
じへいしょう しょうこうぐん た こうはんせい 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性 はったつしょうがい がくしゅうしょうがい ちゅういけつかん たどうしょう 発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動症 (ADHD)などの発達障害児者に関する相談支援、 りょういくしえん しゅうろうしえん おこな 療育支援、就労支援などを行います。	TEL 073-413-3200 FAX 073-413-3020 メール polaris@jtw.zap.ne.jp	げつ か もく きん 月・火・木・金 10:00～12:00 13:00～16:00 すいようび 水曜日 13:00～16:00 しゅくじつ ぼん (祝日・お盆・ ねんまつねんしのぞ 年末年始除く)

なんびよう かん そうだんまどぐち
【難病に関する相談窓口】

わかやまけんなんびよう こ ほけんそうだんしえん
(9) 和歌山県難病・子ども保健相談支援センター

しよざいち わかやましきみいでら わかやまけんりついい かいだいがくふぞくびょういん がい
【所在地】 〒641-8510 和歌山市紀三井寺811-1 和歌山県立医科大学附属病院3階

ぎょう む ない よう 業務内容	TEL FAX	うけつけじかん 受付時間
なんびようかんじや ちようきりょうようじ かぞく かた ちいき ・難病患者や長期療養児、またその家族の方が地域 あんしん せいかつ ほけん ふくし せんもんてき そうだん で安心して生活できるよう保健・福祉の専門的な相談 しえん おこな 支援を行います。 かんじや かぞく かんけいしやとう りかい ふか せんもん ・患者・家族・関係者等の理解を深めるために、専門 い こうえんかい かんじや かぞく こうりゅうかいとう かいさい 医による講演会や患者・家族との交流会等も開催しま す。	TEL 073-445-0520 FAX 073-445-0603	げつ きん 月～金 9:00～17:45 しゅくじつ ねんまつねんし (祝日・年末年始 のぞ を除く)



いりょうてき じ かん そうだんまどぐち
(10) 医療的ケア児に関する相談窓口

医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等に在籍するものをいう。)のことをいいます。医療的ケア児の健やかな成長、家族の離職の防止、安心して子供を生み、育てることができる社会の実現のために、令和3年9月に『医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律』が施行されました。

そうだんまどぐち
【相談窓口】

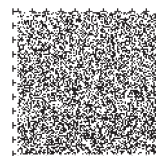
お住まいの市町村の子育て支援や障害福祉の窓口で、児童の病気や障害について相談することができます。相談支援事業所では医療的ケア児等コーディネーターを配置しているところもあり、サービスの利用調整や関係機関との連絡調整等を行っています。相談支援事業所については、57 ページ～64 ページをご確認ください。

かくしゆしょうがいふくし かん そうだんまどぐち
【各種障害福祉に関する相談窓口】

ざいたく かん そうだんまどぐち
(11) 在宅リハビリテーションに関する相談窓口

ぎょうむ 業務 ないよう 内容	ざいたく じゅうしょうしんしんしょうがいじしや しんたいしょうがいじしや ちてきしょうがいじしや せいしんしょうがいじしや はつたつしょうがいじしや ・在宅の重症心身障害児者、身体障害児者、知的障害児者、精神障害児者、発達障害児者の方々の相談を受け付けます。 かくしせつ しょういんとう へんせい せんもん かにてい ちいき ほうもん どう かん ・各施設の職員等で編成された専門チームが、ご家庭や地域を訪問し、リハビリ等に関する相談・支援を行います。
--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

けん いき 圏 域	めい しょう 名 称	しょ ざい ち 所 在 地	TEL・FAX
かいそうふくしけんいき 海草福祉圏域	りょういく あおい 療育センターAOI	かいなんしふのお 海南市船尾438	TEL 073-483-0454 FAX 073-483-0474
ありだふくしけんいき 有田福祉圏域	ありだちいきせいかつしえん 有田地域生活支援センターつくし	ありだぐんありだがわちよう 有田郡有田川町 くまい 熊井759-1	TEL 0737-52-6161 FAX 0737-52-8568
ひだかふくしけんいき 日高福祉圏域	ひだか 日高サポートセンターゆめ	ひだかぐんゆらちよう 日高郡由良町 ふけい 吹井130	TEL 0738-65-3332 FAX 0738-65-3311
にしむろふくしけんいき 西牟婁福祉圏域	たなべ にしむろしょうがいじしやしえん 田辺・西牟婁障害児者支援センター り～ふ	たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘 19-9	TEL 0739-25-5161 FAX 0739-34-2600
ひがしむろふくしけんいき 東牟婁福祉圏域	しょうがいじしやしえん 障害児者相談センターゆず	しんぐうしきの 新宮市佐野 ちようめ 3丁目12-26	TEL 0735-31-8370 FAX 0735-31-8371
じょうきがい ちいき 上記以外の地域	わかやまけんちようしょうがいふくしか 和歌山県庁障害福祉課	わかやましこまつばら 和歌山市小松原 どおりつちようめ ばんち 通り一丁目1番地	TEL 073-441-2533 FAX 073-432-5567



わかやまけんてんじとしよかん
(12) 和歌山県点字図書館

【所在地】 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階

ぎょうむないよう 業務内容	TEL FAX	かいかんじかん 開館時間
てんじかんこうぶつとうせいさくかしたし ・点字刊行物等の製作・貸出 てんやくほうしんおんやくほうしんようせい ・点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成 しかくしょうがいしやにちじょうせいかつしやかいせいかつくんれん ・視覚障害者日常生活、社会生活訓練 しかくしょうがいしやこうしゅうかい ・視覚障害者IT講習会 にちじょうせいかつとうそうだんぎようむ ・日常生活等の相談業務	TEL 073-488-5721 FAX 073-488-5731	げつかもくきんど 月、火、木、金、土 9:00～17:45 すい にち しゅくじつ きゅうかん ※水・日・祝日は休館

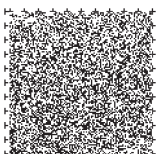
わかやまけんちょうかくしょうがいしやじょうほう
(13) 和歌山県聴覚障害者情報センター

【所在地】 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階

ぎょうむないよう 業務内容	TEL FAX	かいかんじかん 開館時間
じまくしゅわいせいさくかしたし ・字幕や手話入りDVDの製作・貸出 しゅわつうやくしやようやくひつきしやようせいおよはけん ・手話通訳者・要約筆記者の養成及び派遣 ちょうかくしょうがいしやむかくしゅこうざ ・聴覚障害者向けの各種講座 にちじょうせいかつとうそうだんしえん ・日常生活等の相談支援	TEL 073-421-6311 FAX 073-421-6411	げつかもくきんど 月、火、木、金、土 9:00～17:45 すい にち しゅくじつ きゅうかん ※水・日・祝日は休館

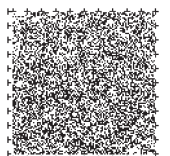
わかやまけんしかくしょうがいしやしえん
(14) きのくにアイねっと(和歌山県視覚障害者支援ネットワーク)

ぎょうむないよう 業務内容	TEL	うけつけじかん 受付時間
「見えにくい」「見えない」ことでお悩みの方に対し、 見えにくさで悩んでいる方をサポートする団体等を 紹介します。	TEL 073-461-0322 (きのくにアイねっと事務局 和歌山盲学校内)	へいじつじ 平日9時～17時 しゅくじつねんまつねんし (祝日・年末年始 のぞ 除く)



(15) 障害者就業・生活支援センター

<p>ぎょうむ 業務 ないよう 内容</p>	<p>しゅうぎょうおよ ともな にちじょうせいかつじょう しえん ひつよう しょうがい かた たい まどぐち ・就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口で そうだん しょくば かていほうもんどう じっし の相談や職場・家庭訪問等を実施します。 いっぱんきぎょう はたら しょうがい かた しょうがい かた こよう と く と ・一般企業で働きたい障害のある方や、障害のある方の雇用に取り組んでいる、これから取り く きぎょう そうだん しえん おこな 組みたい企業への相談・支援を行っています。</p>		
<p>けん いき 圏 域</p>	<p>めい しょう 名 称</p>	<p>しょ ざい ち 所 在 地</p>	<p>TEL FAX</p>
<p>わかやましけんいき 和歌山市圏域</p>	<p>しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター つれもて</p>	<p>〒640-8331 わかやましみなとのちよう 和歌山市美園町 5-5-3</p>	<p>TEL 073-427-3221 FAX 073-427-3307</p>
<p>かいそうけんいき 海草圏域</p>	<p>かいそうけんいきしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 海草圏域障害者就業・生活支援 センター るーと</p>	<p>〒642-0032 かいなんしな たか 海南市名高449</p>	<p>TEL 073-483-5152 FAX 073-483-5159</p>
<p>ながけんいき 那賀圏域</p>	<p>いわで き かわしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ 岩出紀の川障害者就業・生活 しえん 支援センター フロンティア</p>	<p>〒649-6226 いわでしみや 岩出市宮71-1 パストラルビル 1階A号</p>	<p>TEL 0736-61-6300 FAX 0736-61-6301</p>
<p>いとけんいき 伊都圏域</p>	<p>いとしょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん 伊都障がい者就業・生活支援セン ター</p>	<p>〒648-0072 はしもとしとうげ 橋本市東家1-3-1 はしもとしほけんふくし 橋本市保健福祉センター</p>	<p>TEL 0736-33-1913 FAX 0736-33-1914</p>
<p>ありだ ひだか 有田・日高 けんいき 圏域</p>	<p>きちゅうしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 紀中障害者就業・生活支援センタ ー わーくねっと</p>	<p>〒644-0013 ごほうしゆかわちようまるやま 御坊市湯川町丸山 478-1</p>	<p>TEL 0738-23-1955 FAX 0738-32-7052</p>
<p>にしむるけんいき 西牟婁圏域</p>	<p>きなんしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 紀南障害者就業・生活支援センタ ー アンカー</p>	<p>〒646-0061 たなべしうえ やま 田辺市上の山2-23-52</p>	<p>TEL 0739-26-8830 FAX 0739-26-8840</p>
<p>ひがしむるけんいき 東牟婁圏域</p>	<p>ひがしむるけんいきしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ 東牟婁圏域障害者就業・生活 しえん 支援センター あーち</p>	<p>〒647-0041 しんぐうしのだ 新宮市野田1-8</p>	<p>TEL 0735-21-7113 FAX 0735-21-7107</p>



しょうがい りゆう さべつとう かん そうだん
(16) 障害を理由とした差別等に関する相談

しょうがい しょうがい ひと ちが あつか う じぶん しょうがい ひつよう はいりよ う
 障害があることで障害のない人とは違う 扱いを受けたり、自分の障害にあった必要な配慮が受けられ
 こま ばあい けんまた しちょうそん まどぐち そうだん
 ず困ったりした場合などは、県又は市町村の窓口にご相談ください。

しょうだん まど くち 相談窓口	れん らく きき 連絡先
かくしちょうそん ふくしたんとうか 各市町村福祉担当課	2～3 ページ参照
けんちょうしょうがい ふくし か けいかくちょうせいばん 県庁障害福祉課 計画調整班	TEL 073-441-2530 FAX 073-432-5567 メール e0404001@pref.wakayama.lg.jp

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょうがいしやしやさべつかいしょうほう ぎょうせい かん
 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)』では、行政機関
 じぎょうしょ しょうがい かた ふとう さべつてきとあつか きんし ごうりてきはいりよ ていきょう
 や事業所は、障害のある方への「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」を提供することが
 もと
 求められています。

ほうりつ さだ しょうがいしやしや しょうがいしやてちよう しょじ ひと したんたいしょうがい ひと
 なお、この法律に定める障害者とは、障害者手帳を所持する人だけでなく、身体障害のある人、
 ちてきしょうがい ひと せいしんしょうがい ひと はったつしょうがい こうじのうきのうしょうがい ひと ふく
 知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます)、そ
 た ところ からだ しょうがい なんびよう きいん しょうがい ふく ひと しょうがい しやかい
 の他の心や体のはたらきに障害(難病に起因する障害も含まれます。)がある人で、障害や社会
 なか にちじょうせいかつ しやかいせいかつ そうとう せいげん う ひと たいしょう
 の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象で
 す。(障害児も含まれます。)

	さべつてきと あつか 差別的取扱い	ごうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供
ぎょうせい 行政	きんし 禁止	ほうてきぎむ 法的義務
みんかん 民間	きんし 禁止	どりよくぎむ 努力義務

しょうがいしやしやさべつかいしょうほう かいせい
 ※障害者差別解消法の改正によ
 れいわ ねん がつ にち みんかんじ
 り、令和6年4月1日から民間事
 ぎょうしや しょうがいしやしや ごうりてきはいりよ
 業者の障害者への合理的配慮
 について法的義務になります。

ふとう さべつてきと あつか
◆不当な差別的取扱いとは

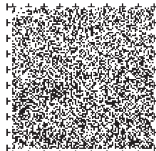
しょうがい ひと たい せいとう りゆう しょうがい
 障害のある人に対して、**※正当な理由なく**、障害
 りゆう
 を理由として、サービスの提供を拒否することや、サ
 ービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限
 ていきょう あ ばしょ じかんたい せいげん
 すること、障害のない人には付けない条件を付ける
 しょうがい ひと つ じょうけん つ
 ことなどです。

せいとう りゆう そうとう きやくかんでき み せい
 ※「**正当な理由**」に相当するのは、客観的に見て正
 とう もくてき もと おこな もくてき て
 当な目的の下に行われたものであり、その目的に照
 え いてい ばあい
 らしてやむを得ないと言える場合です。

ごうりてきはいりよ ていきょう
◆合理的配慮の提供とは

しょうがい ひと どうとう きかい かくほ
 障害のない人と同等の機会を確保するために、
 しょうがい ひと しやかいてきしょうへき じよきよ
 障害のある人からの社会的障壁の除去について
 い し ひょうめい おう おこな とう へんこう
 の**※意思の表明**に応じて行うサービス等の変更
 ちようせつ かじゆう ふたん ともな
 や調節で、過重な負担を伴わないもの。

い し ひょうめい ぐたいてきばめん ひと
 ※「**意思の表明**」は具体的場面において、その人
 しょうがいとくせい おう しゆだん
 の障害特性に応じたコミュニケーション手段により
 つた
 伝えられます。



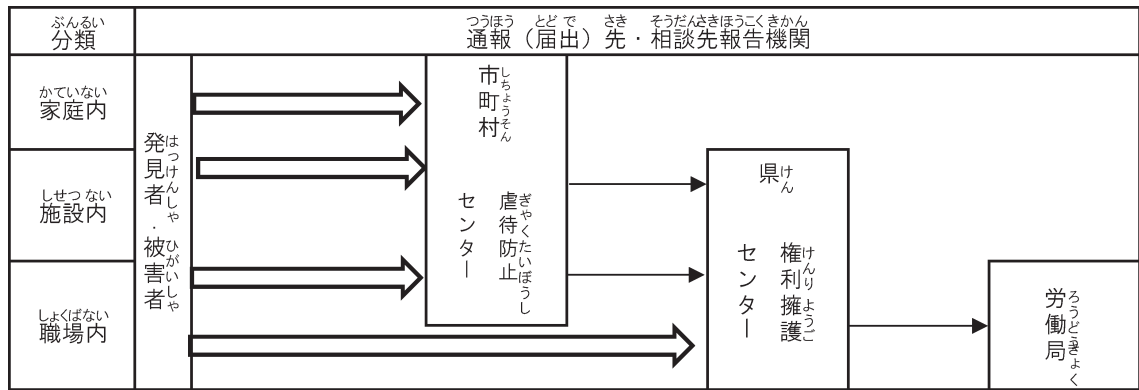
しょうがいしゃぎやくたい かん そうだん
(17) 障害者虐待に関する相談

しょうがいしゃ ギやくたい よぼう そうきはつけん およ ようごしゃ しえん こう ほりつ しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう
 障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律(障害者虐待防止法)で
 しょうがいしゃ たい ギやくたい ぼうし そうきたいおう ギやくたい う おも しょうがいしゃ ほつけん ひと すみ
 は、障害者に対する虐待の防止と早期対応のため、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、速
 つうほう ぎ む さだ
 やかに通報することが義務として定められています。

通報・届出先

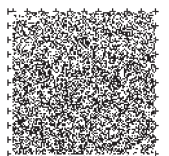
■ **すべての障害者虐待の通報・届出、障害者虐待に関する相談**
 つうほう とどけでさき す しちようそんしょうがいしゃぎやくたいぼうし
 【通報・届出先】 お住まいの市町村障害者虐待防止センター
 ■ **使用者による障害者虐待の通報・届出**
 しょうしゃ しょうがいしゃぎやくたい つうほう とどけで
 つうほう とどけでさき わかやまけんしょうがいしゃけんりようご けんちようしょうがいふくしかない
 【通報・届出先】 和歌山県障害者権利擁護センター(県庁障害福祉課内)
 (TEL:073-432-5557 FAX:073-432-5567)
 たいおうじかん へいじつごぜん じ ごごじふん
 (対応時間:平日午前9時から午後5時45分)

通報・届出先の流れ



虐待の分類

■ **①養護者による虐待(家庭内)**
 ようごしゃ ギやくたい かてい
 障害者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居する人による虐待
 しょうがいしゃ せいかつ せ わ きんせん かんり かぞく しんぞく どうきよ ひと ギやくたい
 ■ **②障害者福祉施設従事者などによる虐待(施設内)**
 しょうがいしゃふくししせつじゆうじしゃ ギやくたい しせつない
 障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待
 しょうがいしゃふくししせつ しょうがいふくし じぎょうしょ はたら しょくいん ギやくたい
 ■ **③使用者による虐待**
 しょうしゃ ギやくたい
 障害者を雇っている事業主などによる虐待
 しょうがいしゃ やと じぎょうぬし ギやくたい



わかやまけんしゃかいふくしきょうぎかい
(18) 和歌山県社会福祉協議会

【所在地】 〒640-8545 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

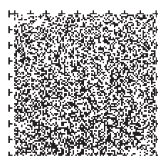
福祉サービスに関する苦情相談(和歌山県福祉サービス運営適正化委員会)		
業務内容	連絡先※	受付時間
福祉サービスについての苦情・悩み・意見等を 受け付け、解決に向けた支援を行います。相談 内容に応じて、助言、事情調査、話し合いの場 の設定、あっせん等を行います。虐待や重大な 法律違反行為については県知事に通知します。	TEL 073-435-5527 FAX 073-435-5584 メール kujou@wakayamakenshakyo.or.jp	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始 除く)

福祉サービス利用援助相談(和歌山県地域福祉権利擁護センター)		
業務内容	連絡先※	受付時間
高齢者・知的障害者・精神障害者等、判断能 力が不十分のために生活に不安のある方の相談 を受け付け、福祉サービスの利用援助・日常生 活の手続き援助・日常的金銭管理・大切な書類 等の預かりを行うことにより、自立した地域生活 が送れるよう支援します。	TEL 073-435-5248 FAX 073-435-5221 メール kenri@wakayamakenshakyo.or.jp	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始 除く)

成年後見制度にかかる相談(和歌山県成年後見支援センター)		
業務内容	連絡先※	受付時間
判断能力が十分でない方が、住み慣れた 地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の お手伝いをします。	TEL 073-435-5248 FAX 073-435-5221 メール kenri@wakayamakenshakyo.or.jp	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始 除く)

※ 来所相談を希望される場合は、事前に連絡をお願いします。

※ 福祉サービス利用援助相談及び成年後見制度にかかる相談については、お住まいの市町村社会福祉協議会においても受け付けています。



しょうがいしゃ しょうがいしゃげいじゆつぶん かかつどう かん まどぐち
(19) 障害者スポーツ・障害者芸術文化活動に関する窓口

わかやまけんしょうがいしゃ きょうかい
■ 和歌山県障害者スポーツ協会

けんない ざいじゆう したいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ かつどう しんこう はか
県内に在住する身体障害者・知的障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、スポーツ活動を通じ、障害者の社会参加を促進することを目的としています。

しょうざいち わかやまけん わかやましけみ
【所在地】 〒641-0014 和歌山県和歌山市毛見1437-218

わかやまけん こ じよせい しょうがいしゃそうだん ない
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター内

と あ
【お問い合わせ】

TEL:073-445-7314 FAX:073-446-0036 メール wssk@nike.eonet.ne.jp



しょうがいしゃ
障害者スポーツとは？

しょうがいしゃ しょうがい かつどう しょうがい ていど おう きょうぎ
障害者スポーツとは、障害があってもスポーツ活動ができるよう、障害やその程度に応じて競技ルールや実施方法、また用具等を用いて障害を補う等の工夫がされたスポーツのことです。

けんしょうがいしゃ きょうかい しょうがい かた たいしやう きょうしつ かいさい
県障害者スポーツ協会では、障害のある方を対象としたスポーツ・レクリエーション教室の開催や障害者のスポーツ活動に関する普及啓発、指導者の育成等にも取り組んでいます。

しょうがいしゃげいじゆつぶん かかつどう かん まどぐち
■ 障害者芸術活動に関する窓口

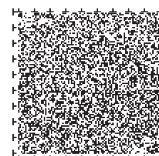
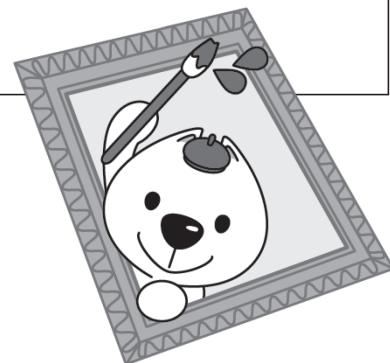
けん しょうがいしゃげいじゆつぶん か ふきゆうけいはつ そくしん しょうがい かた げいじゆつぶん か たの ふか
県では、障害者芸術文化の普及啓発を促進しています。障害のある方が芸術文化にふれ、楽しみ、深めることができる社会づくりを推進しています。

と あ けんちやうしょうがいふくしか けいかくちやうせいはん
【お問い合わせ】 県庁障害福祉課 計画調整班 TEL:073-441-2530 FAX:073-432-5567

き てん
紀ららアート展

わかやまけんないざいじゆう しょうがい かた しょうがい かた ふく さくひん ぼしやう
和歌山県内在住の障害のある方または障害のある方を含むグループから作品を募集します。

さくひん きほくてん きなんてん てん てんらん
作品は紀北展と紀南展およびWEB展にて展覧されます。



わかやまけんしょうがいじしや こうれいしやし か こうくうほけん
(20) 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター

しょうざいち わかやましてびら ちょうめ けんみんこうりゆう わかやま あい かい
【所在地】 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階

いっばんし かしんりょうじよ ちりょう こんなん しょうがいじしや こうれいしやし かた し かしんりょう し か そうだんとう おこな
一般歯科診療所では治療が困難な障害児(者)・高齢者の方に、歯科診療・歯科相談等を行っています。
しよしんじ しんだん そうだん ばあい
(初診時は、診断や相談のみの場合もあります。)

しんりょうじかん にちようび もくようび
【診療時間】 日曜日・木曜日

じかん よやくうけつけじかん
【時間】 10:00～16:00(予約受付時間 10:00～16:00)

れんらくさき
【連絡先】 TEL:073-435-5190



しょうがいふくし かんけい そうだんいんと
(21) 障害福祉に関する相談員等

しょうがいしやそうだんいん
■ 障害者相談員

しょうがい かた みちか そうだん おう
障害のある方の身近なところで、さまざまな相談に応じています。

しんたいしょうがいしやそうだんいん しんたいしょうがい かた ちてきしょうがいしやそうだんいん ちてきしょうがい かた ほごしや かた
身体障害者相談員は身体障害のある方に、知的障害者相談員は知的障害のある方の保護者の方に、
かくしちょうそんちよう いしよく そうだんいん みな おな しょうがいしやまた しょうがいしや かぞく たちば みずか けいけん
各市町村長が委嘱します。相談員の皆さんは、同じ障害者又は障害者の家族の立場で、自らの経験を
い しょうがい かた かぞく そうだん おう
生かして、障害のある方やその家族の相談に応じています。

そうだんいんせいど しょうかい そうだんいん れんらくさきとう もよ しやくしよ ちょうそんやくば とあ
なお、相談員制度の紹介、相談員の連絡先等については、最寄りの市役所・町村役場にお問い合わせ
ください。(P2からP3を参照)

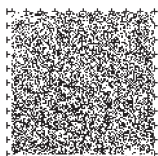
みんせいいいん じどういいん
■ 民生委員・児童委員

みんせいいいん こうせいろうどうだいじん いしよく ちいき じゅうみん たちば た そうだん おう
民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に
ひつよう えんじよ おこな しゃかいふくし ぞうしん つと かたがた じどういいん か
応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

しえん ひつよう かた さまざま そうだん おう じよげん おこな おう ふくし じよう
支援が必要な方の様々な相談に応じ、助言を行います。また、ニーズに応じた福祉・サービスなどの情
ほうていきよう おこな
報提供も行います。

していそうだんしえんじぎょうしよ じぎょうしよいちらん さんしよう
(22) 指定相談支援事業所 (事業所一覧は P57 から P64 を参照)

しょうがい かた しんしん じようきよう りよう いこう かぞく じようきようとう ふ どうりようけいかく
障害のある方の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、サービス等利用計画を
さくせい しちょうそん いたく そうだんしえんじぎょうしよ しょうがい ひと かぞくとう そうだん おう
作成します。なお、市町村が委託する相談支援事業所では、障害のある人やその家族等からの相談に
ひつよう じようほうていきよう けんりようご ひつよう えんじよ おこな
応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。



2 障害児者に関する制度やサービス

(1) 障害者手帳について

■ 身体障害者手帳

内容	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体(上肢、下肢、体幹、脳病変による運動機能)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に、一定以上の障害のある方に交付されます。
手帳の等級	身体障害者障害程度等級表により1級から7級までの区分があります。ただし、7級の障害一つのみでは手帳の交付対象となりません。数字が小さいほど障害が重いことを表します。
申請手続き	各申請書や変更届、診断書の様式はお住まいの市町村障害福祉担当窓口にあります。
等級変更 障害の追加	障害の程度が変わったときや、他の部位に障害を受けた場合は、再度、市町村の障害福祉担当窓口で手帳申請の手続きが必要です。
紛失・破損	再交付の手続きが必要です。市町村の障害福祉担当課に届け出てください。
居住地・氏名変更	記載事項の変更手続きが必要です。 市町村の障害福祉担当課に届け出てください。
手帳の返還	身体障害者手帳をお持ちの方が亡くなった場合、障害の程度が手帳の基準に該当しなくなった場合又は手帳を持つ必要がなくなった場合は、手帳の返還手続きが必要です。市町村の障害福祉担当課に届け出てください。

【お問い合わせ】

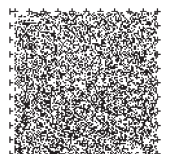
和歌山市にお住まいの方 和歌山市障害者支援課

(TEL:073-435-1060 FAX:073-431-2840)

和歌山市以外の地域にお住まいの方 各市町村 障害福祉担当課 (P2 からP3参照)

県子ども・女性・障害者相談センター 障害者支援課

(TEL:073-445-7314 FAX:073-446-0036)



りょういくてちょう
療育手帳

ないよう 内容	ちてきめん にかて しゃかい てきおう むづか しょうがい はつ 知的面での苦手さがあり、社会に適応することが難しい障害のことをいいます。発 たつき さい 達期(おおむね 18歳まで)にあらわれるものであり、18歳以降の病気や事故を原 いん しょうがい ちてきしょうがい くべつ 因とする障害は知的障害とは区別されています。
てちょう どうきゆう 手帳の等級	さいじゅうど じゅうど ちゅうど けいど A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)
しんせいてつづ 申請手続き	かくしんせいしよ へんこうとどけ しんだんしよ ようしき す しちょうそんしょうがいふくしたんとうまどぐち 各申請書や変更届、診断書の様式はお住まいの市町村障害福祉担当窓口にあ ります。
ふんしつ はそん 紛失・破損	さいこうふ てつづ ひつよう しちょうそん しょうがいふくしたんとうか とど で 再交付の手続きが必要です。市町村の障害福祉担当課に届け出てください。
きよじゆうち しめいへんこう 居住地・氏名変更	きさいじこう へんこうてつづ ひつよう 記載事項の変更手続きが必要です。 しちょうそん しょうがいふくしたんとうか とど で 市町村の障害福祉担当課に届け出てください。
てちょう へんかん 手帳の返還	りょういくてちょう も かた な ばあい しょうがい ていど てちょう きじゆん がいどう 療育手帳をお持ちの方が亡くなった場合、障害の程度が手帳の基準に該当しなく ばあいまた てちょう も ひつよう ばあい てちょう へんかんてつづ ひつよう なった場合又は手帳を持つ必要がなくなった場合は、手帳の返還手続きが必要 しちょうそん しょうがいふくしたんとうか とど で です。市町村の障害福祉担当課に届け出てください。

とあ
【お問い合わせ】

かくしちょうそん しょうがいふくしたんとうか きんしょう
 各市町村 障害福祉担当課 (P2 から P3参照)

けん こ じよせい しょうがいしやそうだん しょうがいしやしえんか
 県子ども・女性・障害者相談センター 障害者支援課

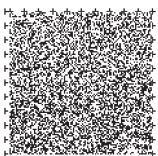
(TEL:073-445-7314 FAX:073-446-0036)

せいしんしょうがいしやほけん ふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳

ないよう 内容	いってい せいしんしょうがい じょうたい にんてい こうふ せいしんしょうがい かた しゃかい 一定の精神障害の状態にあることを認定して交付され、精神障害のある方の社会 ふつきおよ じりつ しゃかいさんか そくしん はか もくてき せいど 復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。
てちょう どうきゆう 手帳の等級	きゆう きゆう きゆう すうじ ちい しょうがい おも あらわ 1級、2級、3級 数字が小さいほど障害が重いことを表します。
しんせいてつづ 申請手続き	かくしんせいしよ へんこうとどけ しんだんしよ ようしき す しちょうそんしょうがいふくしたんとうまどぐち 各申請書や変更届、診断書の様式はお住まいの市町村障害福祉担当窓口にあ ります。
てちょう ゆうこうきかん 手帳の有効期間	てちょう ゆうこうきげん こうふび ねん けいか ひ そく つき まつじつ 手帳の有効期限は交付日から2年が経過する日の属する月の末日です。 ねん こうしん てつづ おこな しょうがいとうきゆう さだ せいしんしょうがい じょうたい 2年ごとに更新の手続きを行い、障害等級に定める精神障害の状態にあることに にんてい う ついて、認定を受けなければなりません。

とあ
【お問い合わせ】

かくしちょうそんしょうがいふくしたんとうか わかやまし ほけんたいさくか けんせいしんほけんふくし きんしょう
 各市町村障害福祉担当課(和歌山市は保健対策課)、県精神保健福祉センター(P6参照)

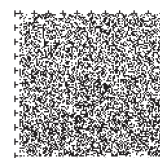


ねんきん てあてとう
(2) 年金・手当等

しょうがい げんいん びょうき
*障害の原因となった病気やけがについて、
はじ しんさつ う ひ
初めて診察を受けた日

しょうがい き そ ねんきん こくみんねんきんほけん
■ 障害基礎年金(国民年金保険)

<p>しきゆうようけん 支給要件</p> <p>みぎ 右の①～③を すべ み 全て満たす ひつよう 必要があります。</p>	<p>こくみんねんきん かにゆう あいだ しょうしん び ① 国民年金に加入している間に*初診日があること</p> <p>さいまえ さいいじょう さいみまん ねんきん かにゆう きかん にほんこくない す 20歳前や、60歳以上65歳未満(年金に加入していない期間)で、日本国内に住 んでいる間に初診日があるときも含まれます。</p> <p>しょうしん び ぜんじつ つぎ ようけん み ② 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること</p> <p>しょうしん び つぎ ぜんぜんげつ こうてきねんきん かにゆうきかん いじょう きかん (1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3以上の期間につい て、保険料が納付又は免除されていること</p> <p>しょうしん び さいみまん しょうしん び つぎ ぜんぜんげつ ねんかん ほ (2)初診日において 65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの 1年間に保 険料の未納がないこと</p> <p>しょうがいにんてい び しょうしん び ねん げつけいか ひ こくみんねんきんほうしこうれい ③ 障害認定日(初診日から 1年6 か月経過した日)において、国民年金法施行令 べつひょう さだ きゆう きゆう しょうがい がいとう もの しんたいしょうがいやてちよう しょうがいとうきゆう 別表に定める 1級、2級の障害に該当している者(身体障害者手帳の障害等級と こと は異なります。)</p>		
<p>ねんきんがく 年金額</p> <p>れいわ ねん がつげんざい (令和5年4月現在)</p>	<p>きゆう えん ねんがく こ かさん 【1級】993,750円(年額) + 子の加算</p> <p>しょうわ ねん がつ にちいぜん う かた えん (※昭和31年4月1日以前に生まれた方 990,750円)</p> <p>きゆう えん ねんがく こ かさん 【2級】795,000円(年額) + 子の加算</p> <p>しょうわ ねん がつ にちいぜん う かた えん (※昭和31年4月1日以前に生まれた方 792,600円)</p> <p>こ かさん だい し だい し かく えん ねんがく 子の加算 第1子、第2子 各228,700円(年額)</p> <p>だい し いこう かく えん ねんがく 第3子以降 各 76,200円(年額)</p> <p>こ さいとうたつねんど まつじつ けいか こ 子とは・・・18歳到達年度の末日(3/31)を経過していない子</p> <p>さいみまん きゆうまた きゆう しょうがい じょうたい こ 20歳未満で1級又は2級の障害の状態にある子</p>		
<p>ねんきんじむしょめい 年金事務所名</p>	<p>しょうがいち 所在地</p>	<p>TEL</p>	<p>FAX</p>
<p>わかやまひがし 和歌山東</p>	<p>わかやましおおだ 和歌山市太田3-3-9</p>	<p>073-474-1841</p>	<p>073-474-2838</p>
<p>わかやまし 和歌山西</p>	<p>わかやましせきど 和歌山市関戸2-1-43</p>	<p>073-447-1660</p>	<p>073-448-2341</p>
<p>たなべ 田辺</p>	<p>たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘24-8</p>	<p>0739-24-0432</p>	<p>0739-24-6638</p>
<p>しんぐうぶんしつ 新宮分室</p>	<p>しんぐうしたにおうじちよう 新宮市谷王子町456-1</p> <p>かめや かい 亀屋ビル 1階</p>	<p>0735-22-8441</p>	<p>0735-22-2138</p>
<p>す じゅうしち かんかつ ねんきんじむしょ こと じぜん と あ ※お住まいの住所地により、管轄する年金事務所が異なります。事前にお問い合わせください。</p>			



しょうがい げんいん びょうき
 *障害の原因となった病気やけがについて、
 はじ めて しんさつ う けた ひ
 初めて診察を受けた日

しょうがいこうせいねんきん こうせいねんきんほけん

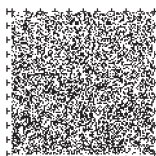
■ 障害厚生年金(厚生年金保険)

<p>しきゅうようけん 支給要件</p> <p>みぎ 右の①～③を すべ み 全て満たす ひつよう 必要があります。</p>	<p>① 厚生年金に加入している間に*初診日があること</p> <p>② 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること</p> <p>(1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること</p> <p>(2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと</p> <p>③ 障害認定日(初診日から1年6か月経過した日)において、厚生年金法施行令別表に定める1級～3級の障害に該当している者(身体障害者手帳の障害等級とは異なります。)</p>
<p>ねんきんがく 年金額 れいわ ねん がつげんざい (令和5年4月現在)</p>	<p>【1級】報酬比例の年金額×1.25+配偶者の加給年金額(228,700円)</p> <p>【2級】報酬比例の年金額+配偶者の加給年金額(228,700円)</p> <p>【3級】報酬比例の年金額(最低保障額:596,300円)</p> <p>(※昭和31年4月1日以前に生まれた方 594,500円)</p> <p>※1級及び 2級と認定された人には、国民年金の障害基礎年金も併せて支払われます。</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>にほんねんきんきこうねんきんじむしょ ぜん けいさい 日本年金機構年金事務所(前ページ掲載)</p>

とくべつしょうがいきゅうふきん

■ 特別障害給付金

<p>しきゅうたいしょうしゃ 支給対象者 れいわ ねん がつげんざい (令和5年4月現在)</p>	<p>こくみんねんきん にんいかにゆう 国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができない障害のある方</p> <p>(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方</p> <p>(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方</p> <p>※ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。</p>
<p>しきゅうがく 支給額 れいわ ねん がつげんざい (令和5年4月現在)</p>	<p>【障害基礎年金1級相当に該当する方】基本月額53,650円</p> <p>【障害基礎年金2級相当に該当する方】基本月額42,920円</p> <p>※所得による支給制限あり</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>しふくしじむしょまた ちようそんやくば 市福祉事務所又は町村役場</p>



ねんきん きゅうふきん てあてとう しょうさい かくせいど
 年金・給付金・手当等の詳細については、各制度
 のお問い合わせ先にご確認ください。

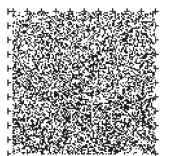
■ 心身障害者扶養共済制度

<p>せいで がいよう 制度の概要</p>	<p>しょうがい かた ふよう ほごしゃ かにゆうしゃ まいつきいってい かけきん おさ 障害のある方を扶養している保護者が加入者となり、毎月一定の掛金を納めることに より、加入者に万一(死亡・重度障害の状態)のことがあったときに、障害のある方に しゅうしんいっていがく ねんきん しきゅう せいで 終身一定額の年金を支給する制度</p>
<p>かにゆう ほごしゃ 加入できる保護者</p>	<p>しんしんしょうがいしゃ ふよう ほごしゃ つぎ ようけん がいとう かた 心身障害児者を扶養する保護者で次の要件に該当する方 ・加入者の方の住所が県内にあること ・加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること ・加入時に特別な疾病又は障害がないこと ※加入時に告知による審査があり、場合によっては加入をお断りすることがあります。 ※障害のある方一人に対して、加入できる保護者は一人です。</p>
<p>たいしょう しょうがいしゃ 対象となる障害者</p> <p>①～③のいずれか に当てはまり、かつ ④に当てはまる方</p>	<p>①身体障害者手帳1～3級 ②知的障害児(者) ③精神または身体に永続的な障害のある者で、上記1・2と同程度の障害があると認められる者 ④将来独立自活することが困難であると認められる方(対象となる障害児(者)の年齢は問いません)。</p>
<p>かけきん 掛金 (令和5年4月現在)</p>	<p>かにゆうしゃ かにゆうじ ねんれい かにゆうじ き おう かけきん えん えん 加入者の加入時の年齢・加入時期に応じた掛金(9,300円～23,300円)となっており、2口まで加入できます。</p>
<p>しきゅうねんきんがく 支給年金額</p>	<p>かにゆうしゃ しぼうまた じゅうどしょうがい しょうがい かた まいつき まんえん くにかにゆう 加入者が死亡又は重度障害になったとき、障害のある方に毎月2万円(2口加入の場合は4万円)の年金が生涯にわたり支給されます。</p>
<p>びこう 備考</p>	<p>かにゆうしゃ しばら かけきん しょうとくこうじょ たいしょう 加入者が支払う掛金は所得控除の対象になります。</p>
<p>とあ お問い合わせ</p>	<p>てつづ ばしよ しふくしじむしよまた ちようそんやくば 【手続き場所】市福祉事務所又は町村役場 とあ けんちようしょうがいふくしか けんこうすいしんはん 【お問い合わせ】県庁障害福祉課 ころの健康推進班</p>

とくべつしょうがいしゃてあて

■ 特別障害者手当

<p>せいで がいよう 制度の概要</p>	<p>せいしんまた しんたい いちじる じゅうど しょうがい にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かいご ひつ 精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的とした制度</p>
<p>たいしょう しょうがいしゃ 対象となる障害者</p>	<p>せいしんまた しんたい いちじる じゅうど しょうがい にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かいご ひつ 精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方(※施設入所中・長期入院の方は非該当)</p>
<p>しきゅうがく 支給額 (令和5年4月現在)</p>	<p>げつがく えん てあて がく まいとし がつ かいいてい しょうとく しきゅうせいげん 月額27,980円(手当の額は毎年4月に改定されます)(※所得による支給制限あり) げんそく まいとし がつ がつ がつ がつ ぜんげつぶん しきゅう 原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。</p>
<p>とあ お問い合わせ</p>	<p>てつづ ばしよ しふくしじむしよまた ちようそんやくば 【手続き場所】市福祉事務所又は町村役場 とあ しふくしじむしよまた ちようそんやくば けんしんこうきやくけんこうふくしぶ 【お問い合わせ】市福祉事務所又は町村役場、県振興局健康福祉部</p>

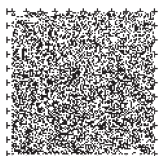


■ 障害児福祉手当

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>じゆうどしょうがいじ たい てあて しきゆう とくべつしょうがいじ ふくし こうじよう はか 重度障害児に対して手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ること を目的とした制度</p>
<p>たいしようにょう しょうがいしゃ 対象となる障害者</p>	<p>せいしんまた しんたい じゆうど しょうがい ゆう にちじようせいかつ じょうじ かいご ひつよう 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要と する状態にある在宅の20歳未満の方(※施設入所中の方は非該当)</p>
<p>しきゆうがく 支給額 れいわ ねん がつげんざい (令和5年4月現在)</p>	<p>げつがく えん てあて がく まいとし がつ かいいてい 月額15,220円(手当の額は毎年4月に改定されます。) (※所得による支給制限あり) げんそく まいとし がつ がつ ぜんげつぶん しきゆう 原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>てつづ ばしよ し ふくしじむ しょまた ちょうそんやくば 【手続き場所】市福祉事務所又は町村役場 と あ し ふくしじむ しょまた ちょうそんやくば けんしんこうきよくけんこうふくし ぶ 【お問い合わせ】市福祉事務所又は町村役場、県振興局健康福祉部</p>

■ 特別児童扶養手当

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>ちゆうていどいじよう しょうがいじ いういく ふ ぼ か いういく かた たい 中程度以上の障害児を養育する父母、もしくは父母に代わり養育する方に対して、 いっていがく てあて しきゆう じどう ふくし ぞうしん はか もくてき せいど 一定額の手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度</p>
<p>たいしようにょう しょうがいしゃ 対象となる障害者</p>	<p>きゆう しょうがいていど 【1級の障害程度】 にちじようせいかつ つね たにん かいじよ ほ ご う じ こ よう べん 日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければ、ほとんど自己の用を弁ず ることができない程度(重度の障害) ていど じゆうど しょうがい 【2級の障害程度】 きゆう しょうがいていど たにん たす ひつよう にちじようせいかつ きわ こんなん ていど ちゆうど しょう 他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度(中度の障 害) し せつにゆうしよちゆう かた ひがいてう (※施設入所中の方は非該当)</p>
<p>しきゆうがく 支給額 れいわ ねん がつげんざい (令和5年4月現在)</p>	<p>きゆう げつがく えん 【1級】月額53,700円 きゆう げつがく えん 【2級】月額35,760円 (※所得による 支給制限あり。) てあて がく まいとし がつ かいいてい (手当の額は毎年4月に改定されます。) げんそく まいとし がつ がつ ぜんげつぶん しきゆう 原則として毎年4月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>てつづ ばしよ し ふくしじむ しょまた ちょうそんやくば 【手続き場所】市福祉事務所又は町村役場 と あ し ふくしじむ しょまた ちょうそんやくば けんちようしょうがいふくしか ざいたくふくしはん 【お問い合わせ】市福祉事務所又は町村役場、県庁障害福祉課 在宅福祉班</p>



■ 児童扶養手当

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>ひひとりおやかていとう せいかつ あんてい じりつ そくしん てあて しきゆう じどう ふくし ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するための手当を支給し、児童の福祉の ぞうしん はか もくてき せいど 増進を図ることを目的とした制度</p>
<p>しきゆうたいしやうしや 支給対象者</p>	<p>い か さだ じどう よういく ちちまた ははとう しきゆう 以下に定める*児童を養育している父又は母等に支給 ふ ぼ りこん しぼうとう おや かてい おや ・父母が離婚や死亡等により、ひとり親となった家庭の親 ふ ぼ か どうがいじどう よういく かた ・父母に代わって当該児童を養育している方 ちちまた はは しんたいまた せいしん いてい しょうがい じやうたい かてい おや ・父又は母の身体又は精神に一定の障害の状態にある家庭の親 (*児童=18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方。) (*児童に重い障害がある場合は、支給期間が20歳まで延長される場合があります。)</p>
<p>しきゆうがく 支給額 れいわ ねん がつげんざい (令和5年4月現在)</p>	<p>【児童一人の場合】月額44,130円～10,410円 【児童二人の場合】月額10,410円～5,210円 加算 【以下、一人増す毎に】月額6,240円～3,130円 加算 げんそく まいとし がつ がつ がつ がつ ぜんげつぶん しきゆう 原則として毎年5月、7月、9月、11月、1月、3月に、それぞれの前月分までが支給 されます。</p> <p>（※所得による 支給制限あり。）</p>
<p>と あ お問い合わせ てつづ ぼしよ 手続き場所</p>	<p>し ふくしじむ しょまた ちやうそん やくば 市福祉事務所又は町村役場</p>

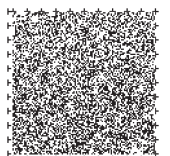


コラム わかやま子育て支援ポータルサイト

わかやま子育て支援ポータルサイトでは、子育てに関する相談窓口、わかやま子育て支援パスポート事業等、子育ての参考となる情報が掲載されています。

「わかやま子育て支援パスポート事業」では、子育て中の方及び妊娠中の方が、県が配布する「わかやま子育て支援パスポート事業」パスポートを、協賛してくれているお店や施設などで提示すると、料金の割引やプレゼントなどの優待サービスをうけることができます。

詳細は [わかやま子育ての広場](#) [検索](#) をご覧ください。



(3) 医療

■ 自立支援医療（更生医療）

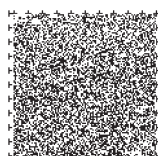
せいど がいよう 制度の概要	しょうがい じょきよ けいげん しゆじゆつどう ちりよう かくじつ こうか きたい たい 障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して ていきよう せいかつ のうりよく え ひつよう いりようひ いちぶじよせい せいど 提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を一部助成する制度
たいしやうしや 対象者	さいいじよう しんたいしやうがいしやてちやうしよじしや 18歳以上の身体障害者手帳所持者
じ こ ふ た ん が く 自己負担額	げんそく いりようひ わりふたん 原則として、医療費の1割負担 しょとく おう つき じ こ ふ た ん じやうげんがく き ※所得に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。
と あ お問い合わせ	し ふくしじむしよまた ちやうそんやくば 市福祉事務所又は町村役場 ちりようかいしまえ きよじゆうち しちやうそん てつづ おこな (※治療開始前に居住地の市町村にて手続きを行ってください。)

■ 自立支援医療（育成医療）

せいど がいよう 制度の概要	しょうがい じょきよ けいげん しゆじゆつどう ちりよう かくじつ こうか きたい もの たい 障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して ていきよう せいかつ のうりよく え ひつよう いりようひ いちぶじよせい せいど 提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を一部助成する制度
たいしやうしや 対象者	まん さいみまん しんたいじよう しょうがい ゆう じどうまた げんそん しっかん ほうち しょうらいしやう 満18歳未満で身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置すると将来障 がい のこ みと かくじつ ちりようこうか きたい じどう 害を残すと認められ確実な治療効果が期待できる児童
じ こ ふ た ん が く 自己負担額	げんそく いりようひ わりふたん 原則として、医療費の1割負担 しょとく おう つき じ こ ふ た ん じやうげんがく き ※所得に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。
と あ お問い合わせ	し ふくしじむしよまた ちやうそんやくば 市福祉事務所又は町村役場 ちりようかいしまえ きよじゆうち しちやうそん てつづ おこな (※治療開始前に居住地の市町村にて手続きを行ってください。)

■ 自立支援医療（精神通院医療）

せいど がいよう 制度の概要	せいしんしっかん ふく ゆう かた つういん せいしんいりよう けいぞくてき ひつよう 精神疾患(てんかんを含む)を有する方で、通院による精神医療を継続的に必要と しょうじやう かた たい つういんいりよう かか いりようひ いちぶじよせい せいど する症状にある方に対し、その通院医療に係る医療費を一部助成する制度
たいしやうしや 対象者	とうごうしちやうしやう せいしんきやうぶつしつ きゆうせいちゆうどくまた いぞんしやう ちてきしやうがい せいしんびやうしつ 統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質 た せいしんしっかん ゆう つういん せいしんいりよう けいぞくてき しょう ていど しょうじやう かた その他の精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状の方
じ こ ふ た ん が く 自己負担額	げんそく いりようひ わりふたん 原則として、医療費の1割負担 しょとく おう つき じ こ ふ た ん じやうげんがく き ※所得に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。
と あ お問い合わせ	し ふくしじむしよまた ちやうそんやくば けんせいしんほけんふくし 市福祉事務所又は町村役場、県精神保健福祉センター

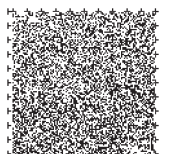


■ 重度心身障害児(者)医療費給付

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>じゅうど しょうがい かた びょういんとう しんりょう う さい しはら じ こ ふたんきん じよせい 重度の障害のある方が、病院等で診療を受けた際に支払う自己負担金を助成する せいど 制度</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>しんたいしょうがいしゃてちよう きゆうしよじしや しんたいしょうがいしゃてちよう きゆうしよじしや かた しちよう ・身体障害者手帳1・2・3級所持者(※身体障害者手帳3級所持者の方は、市町 そんみんぜいしよとくわりひ か ぜい せたい かぎ 村民税所得割非課税世帯に限られます。) りよういくてちよう しよじしや ・療育手帳A1・A2所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちよう きゆうしよじしや ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 とくべつじどうふようてあて きゆうがいとうしや ・特別児童扶養手当1級該当者 さいいじよう あら じようきしょうがいしゃ かた のぞ ※65歳以上で新たに上記障害者となられた方は除きます。</p>
<p>しきゆうがくとう 支給額等</p>	<p>たいしょう かた びょういんとう しんりょう う とき しはら じ こ ふたんきん じよせい 対象となる方が病院等で診療を受けた時に支払う自己負担金が助成されます。 (本人の自己負担はなしとなります。) しんたいしょうがいしゃてちよう きゆうしよじしや にゆういんりりょうひ じよせい ※身体障害者手帳3級所持者は、入院医療費のみの助成 しよとく しきゆうせいげん ※所得による支給制限があります。</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>し ふくしじむしよまた ちようそんやくば 市福祉事務所又は町村役場</p>

■ 難病医療費助成制度

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>たいしょう かた たいしょうしつかん かん う いりょうひとう いちぶ こうひ ふたん 対象となる方が、対象疾患に関して受けられた医療費等の一部を公費で負担し、 じ こ ふたん けいげん はか 自己負担の軽減を図ります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>けんない きよじゆう げんそく していなんびよう しんだん びょうじよう ていど いっていていじよう 県内に居住し、原則として「指定難病」と診断され、病状の程度が一定程度以上の かた していなんびようかんじや かた さいみまん ばあい ほごしや わかやまけんない きよじゆう 方(指定難病患者の方が 18歳未満の場合、保護者が和歌山県内に居住している ばあい たいしょう 場合も対象となります。) たいしょうしつかん していなんびよう しつぺい たいしょう 【対象疾患】 指定難病の 338疾病が対象 していなんびよういちらん こうせいろうどうしやう かくにん ※指定難病一覧は、厚生労働省のホームページをご確認ください。 こうせいろうどうしやう なんびようたいさく けんさく 厚生労働省 難病対策 検索</p>
<p>しきゆうがくとう 支給額等</p>	<p>なんびようほう もと していなんびよう かんじや びょうじよう こうせいろうどうだいじん さだ ていど 難病法に基づく指定難病の患者であって、その病状が厚生労働大臣の定める程度 みと ばあい とくていりりょうひ しきゆう みと であると認められた場合は、「特定医療費」の支給が認められます。 しきゆうがくとう せいど しょうさい か きまどぐち と あ 支給額等の制度の詳細については、下記窓口までお問い合わせください。</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>けんちやうけんこうすいしんか しつぺいたいさくほん 県庁健康推進課 がん・疾病対策班(TEL:073-441-2640 FAX:073-428-2325) けんしんこうきよくけんこうふくしぶ 県振興局健康福祉部 わかやましざいじゆう かた わかやましほけんたいさくか と あ ※和歌山市在住の方は和歌山市保健対策課へお問い合わせください。</p>

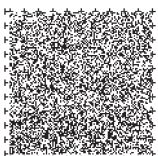


■ 小児慢性特定疾病医療費助成

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>じどうふくしほう もと しょうにまんせいとくていしつべい 児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全 いぐせい かんてん かんじかてい いりょうひ ふたんけいげん はか いりょうひ じこふ 育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負 たんぶん いちぶ じよせい せいど 担分の一部を助成する制度</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>さいみまん じどう しょうにまんせいとくていしつべい たいしょうしつべい こうせいろうどうだいじん 18歳未満の児童で、小児慢性特定疾病の対象疾病にかかっており、厚生労働大臣 さだ しつべい ていど じどうとう が定める疾病の程度である児童等 (さいとうたつじてん ほんじぎょう たいしょう さいとうたつご ひ つづ 18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き ちりょう ひつよう みと ばあい さいみまん もの たいしょう 治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者も対象とします。) くに さだ しつべい しょうにまんせいとくていしつべいじょうほう かくにん ※国が定める疾病は、小児慢性特定疾病情報センターをご確認ください。 しょうにまんせいとくていしつべいじょうほう けんさく 小児慢性特定疾病情報センター 検索</p>
<p>しきゅうがくとう 支給額等</p>	<p>にんてい う たいしょう いりょう かんじゃ じこふたんわりあい わり わり 認定を受けると、対象の医療の患者自己負担割合は3割から2割になります。 ぎむきょういくしゅうがくまえ もともと わりふたん ばあい か ※義務教育就学前で元々2割負担の場合は変わりません。 しよとく おう じこふたんじょうげんげつがく さだ はっこう じゆきゅうしゃしやう ※所得に応じて自己負担上限月額が定められますので、発行される受給者証を いりょうきかん ていじ きんがくいじょう まどぐち ふたん ひつよう 医療機関で提示すれば、その金額以上を窓口で負担する必要はありません。</p>
<p>とあ お問い合わせ</p>	<p>けんちやうけんこうすいしんか ほしほけんはん 県庁健康推進課 母子保健班 (TEL:073-441-2642 FAX:073-428-2325) けんりつほけんじよ ししよ 県立保健所・支所 わかやましざいじゅう かた わかやましほけんたいさくか とあ ※和歌山市在住の方は和歌山市保健対策課へお問い合わせください。</p>

こうきこうれいしやいりょうせいど さいいじょう てきやう
■ 後期高齢者医療制度の65歳以上からの適用

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>いりょうほけん こうきこうれいしやいりょうせいど げんそく さいいじょう かた てきやう 医療保険である後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の方に適用されます いつてい しょうがい かた こうきこうれいしやいりょうこういきれんこう にんてい う が、一定の障害がある方については、後期高齢者医療広域連合の認定を受けること さい てきやう かのう により、65歳からの適用が可能となります。 いちどう にんてい しんせい しょうらい む てっかい なお、一度受けられた認定は、申請によりいつでも将来に向かって撤回することがで てっかい あと さいどしんせい かのう き、撤回した後で再度申請することも可能です。 さいいじょう かた しょうがい う む かか こうきこうれいしやいりょうせいど ひほけんしゃ ※75歳以上の方は、障害の有無に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者と なります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>しんたいしょうがいしやてちやう きゅうしよじしや きゅう いちぶしよじしや ・身体障害者手帳1・2・3級所持者、4級の一部所持者 りょういくてちやう しよじしや せいしんしょうがいしやほけんふくしてちやう きゅうしよじしや ・療育手帳A1・A2所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者 こくみんねんきんほう しょうがいねんきん きゅうじゆきゅうしや ・国民年金法における障害年金1・2級受給者</p>
<p>じこふたんがく 自己負担額</p>	<p>しよとく おう いりょうひ わり ふたん くわ たんとうまどぐち と 所得に応じて、医療費の1～3割の負担となります。詳しくは、担当窓口までお問い あ 合わせください。</p>
<p>とあ お問い合わせ</p>	<p>かくしちやうそん こうきこうれいしやいりょうせいどたんとうまどぐち 各市町村後期高齢者医療制度担当窓口</p>

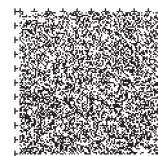


(4) 障害福祉サービス

障害福祉サービス等には下記のような種類があります。

■ 介護給付

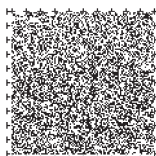
区分	サービスの種類	対象者	サービスの内容
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者支援区分1以上(障害児については区分1に相当する心身の状態)である者	入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を必要とする者	入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する者	外出時に必要な視覚情報の提供を行うとともに、その外出時に必要な介護を行う。
	行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする者	ヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護を行う。
	重度障害者等 包括支援	障害者支援区分6(障害児については区分6に相当する心身の状態)で、意思の疎通に著しい困難を伴う者	重度の障害児者に居宅介護などの障害福祉サービスの提供を包括的にを行う。
日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する者が病気その他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障害児者	短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護が必要な障害者であって、①障害者支援区分6であり、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、②障害者支援区分5以上である筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者等	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。



<p>日中活動系</p>	<p>生活介護</p>	<p>常時介護が必要な障害者で、障害者支援区分3以上の者、又は年齢が50歳以上で障害者支援区分2以上である者</p>	<p>昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。</p>
<p>施設系</p>	<p>施設入所支援</p>	<p>自立訓練又は就労移行支援等の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な者、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な者、又は生活介護の対象者であって障害者支援区分4以上(50歳以上は区分3以上)の者</p>	<p>主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。</p>
<p>【お問い合わせ・申請先】 お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P1～P3参照)</p>			

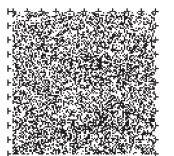
下記については、障害児も利用することができます。

- * 訪問系障害福祉サービス：居宅介護(ホームヘルプ)、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
- * 日中活動系障害福祉サービス：短期入所(ショートステイ)
- * 相談支援：計画相談支援(上記のサービスを利用する場合)



■ 訓練等給付

くぶん 区分	サービスの種類	たいしやう 対象者	サービスの内容
きよ 住 支 援 系	じりつせいかつえんじよ 自立生活援助	しょうがいしやしえんしせつ 障害者支援施設やグループホ ム、精神科病院等から地域の 一人暮らしに移行した障害者等 で、理解力や生活力等に不安が あるもの者	ていきてきりようしやきよたくほうもんせいかつ 定期的に利用者の居宅を訪問し、生活 状況の確認を行い、助言や医療機 関等との連絡調整を行うとともに、 相談・要請への随時の対応を行う。
	きようどうせいかつえんじよ 共同生活援助 (グループホーム)	ちいきじりつにちじようせいかつ 地域において自立した日常生活 を営む上で、食事や入浴等の介 護、相談等の日常生活上の援助 が必要な者	やかんきゆうじつきようどうせいかつおこなじゆうきよそう 夜間や休日、共同生活を行う住居 で、相談、入浴、排せつ、食事の 介護、日常生活上の援助を行う。
くん 練 系 ・ 就 労 系	じりつくんれん 自立訓練 (機能訓練)	ちいきせいかついとなうえしんたいき 地域生活を営む上で、身体機 能・生活能力の維持・向上等の ため、一定期間の訓練が必要な 者	じりつにちじようせいかつまたしやかいせいかつ 自立した日常生活又は社会生活が できるように、一定期間、身体機 能又は生活能力向上のために必 要な訓練を行う。
	じりつくんれん 自立訓練 (生活訓練)	ちいきせいかついとなうえせいかつのうりよく 地域生活を営む上で、生活能力 の維持・向上等のため、一定期 間の訓練が必要な者	じりつにちじようせいかつまたしやかいせいかつ 自立した日常生活又は社会生活が できるように、一定期間、生活能 力向上のために必要な訓練を 行う。
	じゅうろういこうしえん 就労移行支援	いっばんしゅうろうきぼうちしきのうりよく 一般就労を希望し、知識・能力 の向上、職場開拓を通じ、企業 等への雇用又は在宅就労等が見 込まれる65歳未満の者	いっていきかんしゅうろうひつようちしきおよのうりよく 一定期間、就労に必要な知識及 び能力向上のために必要な訓 練を行う。
	しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 A型	しゅうろうひつようちしきのうりよくこうじよう 就労に必要な知識・能力の向上 を図ることにより、事業所にお いて雇用契約に基づく就労が可 能と見込まれる者	こようけいやくていけつはたらばていきよう 雇用契約を締結し、働く場を提 供するとともに、知識及び能力 の向上のために必要な訓練を 行う。
	しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 B型	しゅうろういこうしえんじぎょうしやとうりよう 就労移行支援事業所等を利用し たが、一般企業等の雇用に結び つかない方や、一定年齢に達し ている方等で、就労の機会等を通 じ、生産活動にかかる知識及び 能力の向上や維持が期待される 者	つうしよしゅうろうせいさんきかいていきようこ 通所により、就労や生産機会を 提供(雇用契約を結ばない)する とともに、一般就労に必要な知 識、能力が高まった者について、 一般就労への移行に向けた支援 を行う。
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	しゅうろういこうしえんとうりようへ 就労移行支援等の利用を経て一 般就労へ移行した障害者で、 就労に伴う環境変化により生活 面の課題が生じている者	きぎようじたくとうほうもんしょうがいしやらいしよ 企業・自宅等への訪問や、障害 者の来所により、課題解決に向 けて必要な連絡調整や指導・ 助言等の支援を行う。	

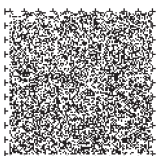


(5) 障害児支援

■ 障害児通所支援

障害児通所支援サービスには下記のような種類があります。

区分	サービスの種類	対象者	サービスの内容
障害児通所系	児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
	医療型児童発達支援	肢体不自由(上肢、下肢又は体の機能障害)があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。
	放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後又は休校日に支援が必要と認められた障害児	授業の終了後又は学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児等で、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難である障害児	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
	保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児で、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
<p>【お問い合わせ・申請先】</p> <p>お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P1～P3参照)</p>			



■ 障害児入所支援

しょうがいじにゆうしょえん サービスには下記のような種類があります。

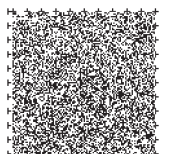
くぶん 区分	サービスの種類	対象者	サービスの内容
障 害 児 入 所 系	ふくしがたしょうがいじ 福祉型障害児 入所施設	しんたい しょうがい じどう ちてきしょう 身体に障害のある児童、知的障 害のある児童、精神に障害のある 児童(発達障害を含む)又は難病 等の児童	しせつ にゆうしょ しょうがいじ たい ほ 施設に入所している障害児に対して、保 護、日常生活の指導及び知識技能の付 与を行う。
	いりょうがたしょうがいじ 医療型障害児 入所施設	しんたい しょうがい じどう ちてきしょう 身体に障害のある児童、知的障 害のある児童、精神に障害のある 児童(発達障害を含む)又は難病 等の児童	しせつ にゆうしょまた していいりょうきかん にゆういん 施設に入所又は指定医療機関に入院し ている障害児に対して、保護、日常生活 の指導及び知識技能の付与並びに治療 を行う。
【お問い合わせ・申請先】 お住まいの地域を管轄する児童相談所(P5を参照)			

■ 乳幼児きこえとことば相談(巡回相談)

せいど がいよう 制度の概要	にゆうようじき かん ふあん なや かん せんもんそうだんいん そうだんしえん おこな 乳幼児期のきこえに関する不安や悩みに関して、専門相談員が相談支援を行う。
たいしょうしゃ 対象者	にゆうようじ さい さいみまん よういく かた 乳幼児(0歳～3歳未満)を養育する方
ひよう 費用	むりよう 無料
と あ お問い合わせ	す しちょうそん たんどうほけんし お住まいの市町村の担当保健師 (P5を参照)

■ 聴覚障害のある児童に対する補聴器の助成

せいど がいよう 制度の概要	しんたいしょうがいしやてちよう こうふ たいしょう けいど ちゅうとうど なんちようじ さいみまん 身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児(18歳未満)の けんぜん げんご せいしん はったつ しえん ほちようき こうにゆうひ いちぶじよせい せいど 健全な言語や精神の発達を支援するため、補聴器の購入費を一部助成する制度
たいしょうしゃ 対象者	しちょうそんない じゅうしょ ゆう さいみまん じどう ・市町村内に住所を有する18歳未満の児童 りようみみ ちようりよく げんそく いじよう みまん しんたいしょうがいしやてちよう ・両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳 の交付の対象とならない方 していじりつしえんいりようきかん いし ほちようき そうよう げんご しゅうとくとういつてい こうか ・指定自立支援医療機関の医師が、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果 が期待できると判断する方 (※所得制限があります)
と あ お問い合わせ	す し ふくしじむしょまた ちょうそんたんどうまどぐち さんしょう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P1～P3参照)



ふくししきん ほ そうぐ にちじょうせいかつようぐとう
(6) 福祉資金、補装具、日常生活用具等

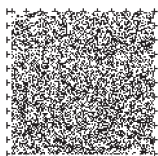
せいかつふくししきん かしつけ ふくしひ
■ 生活福祉資金の貸付(福祉費)

ていしよくとくせたい しょうがいしゃせたいまた こうれいしゃせたい たい つぎ かか けいひ しきん か だ
 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として資金を貸し出します

<p>しきんしと 資金使途</p>	<p>にちじょうせいかつ おく うえ また じりつせいかつ いちじてき ひつよう ひよう 日常生活を送る上で、又は自立生活のために一時的に必要な費用</p> <ul style="list-style-type: none"> なりわい いとな たゆめ ひつよう けいひ ・生業を営む為に必要な経費 ぎのうしゅうとく ひつよう けいひおよ きかんちゅう せいけい い じ ひつよう ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 じゅうたく ぞうかいちく ほしゅうとうおよ こうえいじゅうたく ゆず う ひつよう けいひ ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ふくし しょうぐとう こうにゆう ひつよう けいひ ・福祉用具等の購入に必要な経費 しょうがいしゃようじどうしゃこうにゆう ひつよう けいひ しょうがいしゃせたい ・障害者用自動車購入に必要な経費(障害者世帯のみ) ちゅうごくざんりゅうほうじんとう こくみんねんきんほけんりょう ついのう ひつよう けいひ ・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 ふしょうまた しつべい りょうよう ひつよう けいひおよ りょうようきかんちゅう せいけい い じ ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 かいご とう う ひつよう けいひおよ きかんちゅう せいけい い じ ・介護サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 さいがい う りんじ ひつよう けいひ かんこんそうさい ひつよう けいひ ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費・冠婚葬祭に必要な経費 じゅうきよ いてんとう きゅうはいすいせつびとう せっち ひつよう けいひ ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 しゅうしよく ぎのうしゅうとくとう したく ひつよう けいひ ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 た にちじょうせいかつじょういちじてき ひつよう けいひ ・その他日常生活上一時的に必要な経費
<p>すえおききかん 据置期間</p>	<p>さいしゅうかきつけ び げつない 最終貸付日から6か月以内</p>
<p>しょうかんきかん 償還期間</p>	<p>すえおききかんご ねんない 据置期間後20年以内</p> <p>しきんしと めやす ※資金使途により目安あり</p>
<p>かきつけりし 貸付利率</p>	<p>れんたいほしょうにん むりし ・連帯保証人あり → 無利子</p> <p>れんたいほしょうにん ねん ・連帯保証人なし → 年1.5%</p>

しきんしゆるい かしつけげん ど がく こと
 ※資金種類により貸付限度額が異なります。

と あ しんせいさき す しちようそんしゃかいふくしきょうぎかい
【お問い合わせ・申請先】 お住まいの市町村社会福祉協議会

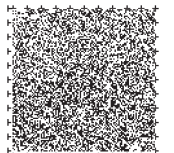
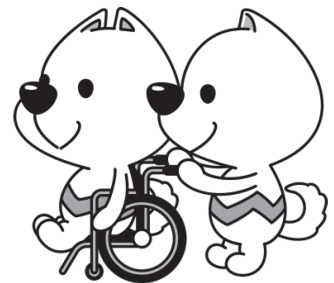


■ 補装具費支給制度

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>しんたいじょう しょうがい おぎな にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ ぎし ぎがん し 身体上の障害を補って日常生活や社会生活をしやすいするための義肢、義眼、視 かくしょうがいしゃあんぜんつえ くるまいす でんどうくるまいす ふく ほ こう き じゆうどうしょうがいしゃやうい し でんたつ 覚障害者安全杖、車椅子(電動車椅子を含む)、歩行器、重度障害者用意思伝達 そうち ほちょうきどう こうにゆう か う また しゆうり よう ひよう しきゆう 装置、補聴器等の購入、借り受け又は修理に要した費用を支給する。</p>									
<p>たいしょう しょうがいしゃ 対象となる障害者</p>	<p>ほ そ う ぐ ひ つ よ う み と しんたいしょうがいじしゃ なんびょうかんじやとう 補装具が必要と認められる身体障害児者、難病患者等 なんびょうかんじやとう しょうがいしゃそうごうしえんほうしこうれい さだ しつぺい かぎ ※難病患者等については、障害者総合支援法施行令に定める疾病に限る</p>									
<p>りようしゃふたんとう 利用者負担等</p>	<p>げんそく こうにゆう しゆうり ひ いちわりふたん 原則として購入(修理)費の一割負担 しょとくくぶんおよ ふたんじょうげんげつがく い か ひょうさんしやう 所得区分及び負担上限月額は以下の表参照</p> <table border="1" data-bbox="424 544 1246 725"> <tr> <td data-bbox="424 544 651 607"> <p>せいかつほご 生活保護</p> </td> <td data-bbox="651 544 1018 607"> <p>せいかつほごせたいぞくもの 生活保護世帯に属する者</p> </td> <td data-bbox="1018 544 1246 607"> <p>えん 0円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 607 651 669"> <p>ていしよとく 低所得</p> </td> <td data-bbox="651 607 1018 669"> <p>しちやうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯</p> </td> <td data-bbox="1018 607 1246 669"> <p>えん 0円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 669 651 725"> <p>いつぱん 一般</p> </td> <td data-bbox="651 669 1018 725"> <p>しちやうそんみんぜいかぜいせたい 市町村民税課税世帯</p> </td> <td data-bbox="1018 669 1246 725"> <p>えん 37,200円</p> </td> </tr> </table> <p>※ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合には、補装具 費の支給対象外となります。</p>	<p>せいかつほご 生活保護</p>	<p>せいかつほごせたいぞくもの 生活保護世帯に属する者</p>	<p>えん 0円</p>	<p>ていしよとく 低所得</p>	<p>しちやうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯</p>	<p>えん 0円</p>	<p>いつぱん 一般</p>	<p>しちやうそんみんぜいかぜいせたい 市町村民税課税世帯</p>	<p>えん 37,200円</p>
<p>せいかつほご 生活保護</p>	<p>せいかつほごせたいぞくもの 生活保護世帯に属する者</p>	<p>えん 0円</p>								
<p>ていしよとく 低所得</p>	<p>しちやうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯</p>	<p>えん 0円</p>								
<p>いつぱん 一般</p>	<p>しちやうそんみんぜいかぜいせたい 市町村民税課税世帯</p>	<p>えん 37,200円</p>								
<p>とあ お問い合わせ</p>	<p>す し ふくしじむしよまた ちやうそんたんどうまどぐち お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口</p>									

■ 日常生活用具の給付・貸与

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>しょうがいしゃとう にちじょうせいかつ えんがつ おこな ようぐ きゆうふまた たいよ とう 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等 により、福祉の増進に資することを目的とした事業</p>
<p>たいしょう しょうがいしゃ 対象となる障害者</p>	<p>にちじょうせいかつようぐ ひつやう しょうがいしゃ しょうがいじ なんびょうかんじやとう 日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等 なんびょうかんじやとう しょうがいしゃそうごうしえんほうしこうれい さだ しつぺい かぎ ※難病患者等については、障害者総合支援法施行令に定める疾病に限る</p>
<p>りようしゃふたんとう 利用者負担等</p>	<p>きゆうふ たいよ たいしょう にちじょうせいかつようぐ しちやうそん こと 給付・貸与の対象となる日常生活用具は、市町村により異なります。 りようしゃふたん じっししゆたい しちやうそん ほんだん こと また、利用者負担についても実施主体となる市町村の判断により異なりますので、 せいど す しちやうそん とあ 制度についてはお住まいの市町村にお問い合わせください。</p>
<p>とあ お問い合わせ</p>	<p>す し ふくしじむしよまた ちやうそんたんどうまどぐち さんしやう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P1～P3参照)</p>



■ 障害者自動車改造費助成

せいど がいよう 制度の概要	じどうしゃ かいぞう よう ひよう じよせい 自動車の改造に要する費用を助成する。 しちようそん じっし ばあい ※市町村によっては実施していません場合があります。
たいしやう しょうがいしゃ 対象となる障害者	しちようそん こと 市町村により異なります。
りやうしゃふたんと 利用者負担等	しちようそん こと 市町村により異なります。
と あ お問い合わせ	す し ふくしじむ しよまた ちやうそんたんとうまどぐち お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口

■ 障害者自動車運転免許取得費助成

せいど がいよう 制度の概要	うんてんめんきよ しゆとく よう ひよう いちぶ じよせい 運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。 しちようそん じっし ばあい ※市町村によっては実施していません場合があります。
たいしやう しょうがいしゃ 対象となる障害者	しちようそん こと 市町村により異なります。
りやうしゃふたんと 利用者負担等	しちようそん こと 市町村により異なります。
と あ お問い合わせ	す し ふくしじむ しよまた ちやうそんたんとうまどぐち お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口

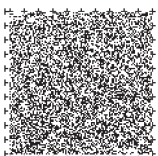
■ 身体障害者補助犬給付

せいど がいよう 制度の概要	しんたいしょうがいしゃ しゃかいさんか そくしん しんたいしょうがいしゃほじよけん きゆうふ 身体障害者の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付する。 (おおむね 10～40日間補助犬とともに 行う訓練あり。)
たいしやう しょうがいしゃ 対象となる障害者	もうどうけん しんたいしょうがいしゃてちやう し かくしやうがい きゆうしよじしや 盲導犬 身体障害者手帳 視覚障害1級所持者 かいじよけん しんたいしょうがいしゃてちやう したい ふ じ ゆう きゆうしよじしや 介助犬 身体障害者手帳 肢体不自由1級所持者 ちやうどうけん しんたいしょうがいしゃてちやう ちやうかくしやうがい きゆういじようしよじしや 聴導犬 身体障害者手帳 聴覚障害2級以上所持者 ※身体障害者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれるなど、所定の要件 をすべて満たす方(選考あり)
きゆうふないよう 給付内容	もうどうけん かいじよけん ちやうどうけん どう 盲導犬、介助犬、聴導犬 いずれか1頭
と あ お問い合わせ	しんせいいきき す し ふくしじむ しよまた ちやうそんたんとうまどぐち 【申請先】 お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口 と あ し ふくしじむ しよ ちやうそんまどぐち けんしんこうきよくけんこうふくしぶ 【お問い合わせ】 市福祉事務所・町村窓口、県振興局健康福祉部



コラム ほじよ犬マークをご存じですか？

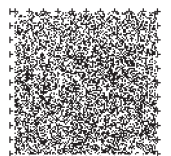
しんたいしょうがいしゃほじよけんほう けいはつ こうきやう しせつ こうつうきかん
身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。公共の施設や交通機関はもち
ろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、法律に基づ
き、身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務があります。補助犬を同伴して
いても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見か
けたら、積極的にお声かけ又は筆談でコミュニケーションを取るようお願いし
ます。



(7) 意思疎通支援


意思疎通支援とは、意思疎通を図ることに支障がある方に、意思疎通支援者の派遣等を行うことで、手話通訳や要約筆記などの方法により、円滑なコミュニケーションを図り、障害のある方の福祉の増進と社会参加の促進に資することを目的としています。

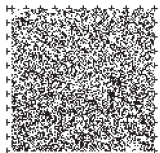
<p>せいど しゅるい 制度の種類</p>	<p>たいしやうしや 対象者</p>	<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>と あ お問い合わせ</p>
<p>手話通訳者設置</p>  <p>しゅわ 手話きいちゃん</p>	<p>けん しとう ようむ 県や市等での用務にお いて、適当な意思疎通 の仲介者が得られない 聴覚障害者等</p>	<p>ちようかくしやうがいしや しやかいさんか そくしん 聴覚障害者の社会参加を促進する ため、県庁等に手話通訳者を設置す る。 (設置場所) けんちやう かくしんこうきよくけんこうふくしぶ 県庁、各振興局健康福祉部 しやくしよ まちやくば わかやまし かいなんし 市役所・町役場(和歌山市・海南市・ 紀の川市・岩出市・橋本市・田辺市・ かつらぎ町)</p>	<p>しふくしじむしよ 市福祉事務所・ ちやうそんやくば 町村役場 けんちやうしやうがいふくしか 県庁障害福祉課 けんしんこうきよくけんこう 県振興局健康 福祉部</p>
<p>手話通訳者派遣</p>	<p>いしそつう しえん ひつよう 意思疎通の支援が必要 な聴覚障害者等</p>	<p>ちようかくしやうがいしや こうてききかん いりりやうきかん 聴覚障害者が公的機関や医療機関 へ赴く場合、円滑な意思疎通を図る ために、手話通訳者を派遣する。</p>	<p>しふくしじむしよ 市福祉事務所・ ちやうそんやくば 町村役場</p>
<p>要約筆記者派遣</p>	<p>いしそつう しえん ひつよう 意思疎通の支援が必要 な聴覚障害者等</p>	<p>ちようかくしやうがいしや こうてききかん いりりやうきかん 聴覚障害者が公的機関や医療機関 へ赴く場合、円滑な意思疎通を図る ために、要約筆記者を派遣する。</p>	<p>しふくしじむしよ 市福祉事務所・ ちやうそんやくば 町村役場</p>
<p>盲ろう者向け 通訳・介助員派遣</p>	<p>いしそつう しえん ひつよう 意思疎通の支援が必要 な盲ろう者(視覚機能と 聴覚機能の両方に障害 のある者)</p>	<p>もうしや しやかいさんか そくしん 盲ろう者の社会参加を促進するた め、コミュニケーション及び移動等の 支援を行う盲ろう者向け通訳・介助 員を派遣する。</p>	<p>わかやまし 和歌山市 けんちやうしやうがいふくしか 県庁障害福祉課 いっしや わかやまけん (一社)和歌山県 聴覚障害者協会</p>
<p>失語症者向け 意思疎通支援者 派遣</p>	<p>いしそつう しえん ひつよう 意思疎通の支援が必要 な失語症者(脳血管疾 患等により大脳の言語 中枢が損傷され、読む・ 書く・聞く・話すといった 言語機能に障害のある 者)</p>	<p>しつごしやうしや しやかいさんか そくしん 失語症者の社会参加を促進するた め、コミュニケーションの支援を行 う失語症者向け意思疎通支援者を派 遣する。</p>	<p>けんちやうしやうがいふくしか 県庁障害福祉課 いっしや わかやまけん (一社)和歌山県 げんごちようかくしかい 言語聴覚士会</p>
<p>※費用負担 上記制度については、無料でご利用いただけます。</p>			



しゅうろうし えん
(8) 就労支援

■ 和歌山県による支援 (和歌山産業技術専門学院 総合実務科)

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>しょうにんずうせい くんれんせい とくせい はいりよ きまざま しよくしゆ しよくぎょうくんれん おこな 少人数制で訓練生の特性に配慮して様々な職種の職業訓練を行います。 ていいん めい がつにゆうがく がつにゆうがく くんれんきかん ねんかん 定員は 20名(4月入学と 10月入学があります)、訓練期間は 1年間です。</p>
<p>たいしやう しょうがいしゃ 対象となる障害者</p>	<p>けいど ちてきしょうがい かた つぎ ひと 軽度の知的障害のある方で次のことにすべてあてはまる人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所に求職の申し込みをしている人 ・公共職業安定所で、訓練を受けることが適当と認められた人 ・職業訓練を受けることで、就職が見込める人 ・自分で身のまわりの基本的なことができる人
<p>えんごそちどう 援護措置等</p>	<p>くんれんじゆこうしゃ こようほけんじゆきゆうしゃいがい かた じゆこうしじう かた くんれんてあて 訓練受講者のうち雇用保険受給者以外の方で、受講指示を受けた方には訓練手当 の支給が適用される場合があります。 しきゆう てきやう ばあい</p> <p>【訓練手当の内容】</p> <p>きほんてあて くんれんきかん につずうぶん ○基本手当(訓練期間の日数分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2級地 日額3,930円(和歌山市に在住の方など) ・3級地 日額3,530円(和歌山市以外の県内市町村在住の方又は 20歳未満の方) <p>じゆこうてあて くんれん う につずうぶん ○受講手当(訓練を受けた日数分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日額500円(40日を上限とする) <p>つうしよてあて ○通所手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額最高42,500円 <p>くんれんじゆこうしゃ こようほけんじゆきゆうしゃ かた じゆこうしじう かた ひ つづ くんれん 訓練受講者のうち雇用保険受給者の方で、受講指示を受けた方には引き続き訓練 しゆりやう こようほけん しきゆうえんちやう てきやう ばあい 修了まで雇用保険の支給延長が適用される場合があります。 こうきやうこうつうきかん りやう がくいん かよ かた がくせいわりびき てきやう 公共交通機関を利用して学院に通われる方は学生割引が適用されます。</p>
<p>ひやうとう 費用等</p>	<p>にゆうがくこうさ にゆうがくきん じゆぎやうりやう むりやう きやうかしよ さぎやうふくとう かつどうひやう ねんかん まん 入学考査・入学金・授業料は無料。ただし、教科書・作業服等の活動費用(年間2万 えんていど じ こふたん 円程度)は自己負担。</p>
<p>とあ お問い合わせ</p>	<p>わかやまけんりつわかやまさんぎやうぎじゆつせんもんがくいん そうごうじつむか 和歌山県立和歌山産業技術専門学院 総合実務科</p> <p>TEL:073-477-1253 FAX:073-477-1254</p> <p>じゆうしよ わかやましおぐら ばんち 住所:〒649-6261 和歌山市小倉90番地</p> <p>わかやまさんぎやうぎじゆつせんもんがくいん けんさく 和歌山産業技術総合実務科 検索</p> <p>そうごうじつむか すいじけんがく う い きがる とあ 総合実務科では随時見学を受け入れています。お気軽にお問い合わせください。</p> <div style="text-align: right;">  <p>和歌山産業技術専門学院 総合実務科 お問い合わせ</p> </div>



■ ハローワークによる支援(お問い合わせ:お住まいのハローワーク)

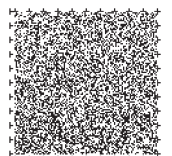
し え ん た い せ い と う め い し ょ う 支援体制等の名称	た い し ょ う し え ん な い よ う 対象・支援内容
し ゅ ぎ ょ う そ う だ ん し ゅ ぎ ょ う し ょ う かい 職業相談・職業紹介	し ゅ う し ゅ く き ぼ う し ょ う が い し ゃ か た き ゅ う し ゅ く と う ろ く お こ な せ ん も ん し ゅ く い ん し ゅ ぎ ょ う そ う だ ん い ん 就職を希望する障害者の方の求職登録を行い、専門職員や職業相談員によ り、障害の態様や適性・希望職種に応じて、職業相談・求人開拓・職業紹介・職 場適応指導等を行います。
き ゅ う し ゅ く し ゃ し ゅ く ぼ て き お う く ん れ ん 求職者職場適応訓練	<p>【対象となる方】</p> <p>し ょ う が い し ゃ と う さ い し ゅ う し ゅ く よ う い し ゅ ぎ ぼ て き お う く ん れ ん う て き と う 障害者等であって、再就職を容易とするため職場適応訓練を受けることが適当で あると公共職業安定所長が認め、受講指示を受けた方</p> <p>【支援内容】</p> <p>じ つ さ い し ゅ ぎ ぼ さ ぎ ょ う く ん れ ん お こ な さ ぎ ょ う か ん き ょ う て き お う よ う い 実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境への適応を容易に する目的で実施するもの(知事が民間事業所に委託して訓練を実施)</p> <p>く ん れ ん き か ん げ ん そ く げ つ い な い じ ゅ う ど し ょ う が い し ゃ ね ん い な い 訓練期間は、原則として6か月以内(重度障害者は1年以内)</p>

わ か や ま し ょ う が い し ゃ し ゅ ぎ ょ う

し え ん

■ 和歌山障害者職業センターによる支援

し え ん た い せ い と う め い し ょ う 支援体制等の名称	た い し ょ う し え ん な い よ う 対象・支援内容
し ゅ ぎ ょ う そ う だ ん 職業相談	え ん か つ し ゅ う し ゅ く か つ と う て き せ つ し ゅ ぎ ょ う せ ん た く あ ん て い し ゅ ぎ ょ う せ い か つ け い ぞ く そ う だ ん 円滑な就職活動、適切な職業選択、安定した職業生活の継続のための相談と 助言を行います。
し ゅ ぎ ょ う ひ ょ う か 職業評価	し ゅ ぎ ょ う じ ょ う か だ い し ゅ ぎ ぼ は い り よ じ こ う と う は あ く し ゅ う し ゅ く む ほ う こ う せ い し ゅ ぎ ょ う 職業上の課題や職場への配慮事項等を把握し、就職に向けての方向性(職業リ ハビリテーション計画の策定)を検討します。
し ゅ ぎ ょ う じ ゅ ん び し え ん 職業準備支援	し ゅ う し ゅ く し ゅ ぎ ぼ て い ち ゃ く む ひ と り も く ひ ょ う お う じ ゅ こ う つ う 就職や職場定着に向けて、一人ひとりの目標に応じたカリキュラムの受講を通じ、 し ょ う が い と く せ い し ゅ ぎ ょ う じ ょ う か だ い は あ く か い ぜ ん し ゅ ぎ ょ う か ん ち し き し ゅ う と く し ゃ か い せ い か つ 障害特性や職業上の課題の把握と改善、職業に関する知識の習得、社会生活 ぎ の う と う こ う じ ょ う し え ん お こ な 技能等の向上にかかる支援を行います。
し ゅ ぎ ぼ て き お う え ん じ ょ し ゃ 職場適応援助者 (ジョブコーチ)支援	し ゅ う し ゅ く ま た し ゅ ぎ ぼ て き お う か だ い し ょ う が い し ゃ こ よ う そ く し ん お よ し ゅ ぎ ょ う あ ん て い は か 就職又は職場適応に課題のある障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るた め、事業所にジョブコーチを派遣し、し ゅ が い し ゃ お よ じ ぎ ょ う ぬ し た い こ よ う ぜ ん こ 障害者及び事業主に対して、雇用の前後を つ う し ょ う が い と く せ い ふ ち ゅ け つ て き せ ん も ん て き え ん じ ょ お こ な 通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行います。
し え ん リワーク支援	び ょ う と う き ゅ う し ゅ く ち ゅ う か た し ゅ ぎ ぼ ふ つ き え ん か つ す す し ゅ じ じ い れ ん け い うつ病等で休職中の方の職場復帰が円滑に進むよう、主治医との連携のもと、 き ゅ う し ゅ く ち ゅ う か た じ ぎ ょ う ぬ し か た し え ん お こ な 休職中の方、事業主の方へ支援を行います。
じ ぎ ょ う ぬ し し え ん 事業主支援	し ょ う が い し ゃ こ よ う ま た こ よ う じ ぎ ょ う ぬ し た い こ よ う そ く し ん こ よ う け い 障害者を雇用しようとする又は雇用している事業主に対して、雇用促進・雇用継 ぞ く し ゅ ぎ ぼ ふ つ き か く だ ん かい お う し え ん お こ な 続・職場復帰の各段階に応じた支援を行います。
<p>【お問い合わせ】</p> <p>どくりつぎょうせいほうじん こうれい し ょ う が い き ゅ う し ゅ く し ゃ こ よ う し え ん き こ う わ か や ま し ぶ わ か や ま し ょ う が い し ゃ し ゅ ぎ ょ う 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部 和歌山障害者職業センター</p> <p>TEL:073-472-3233 FAX:073-474-3069</p> <p>じ ゅ う し ゃ わ か や ま し お お だ ぼ ん ち 住所:〒640-8323 和歌山市太田130番地の3</p>	



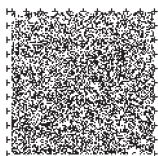
ぜい げんめんとう
(9) 税の減免等

じゅうみんぜい しょうがいしゃこうじょ
■ 住民税の障害者控除

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>のうぜいしゃほんにんまた どういつせいけいはいぐうしゃや ふようしんぞく しょうとくぜいほうじょう しょうがいしゃ がいとう 納税者本人又は同一生計配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に該当する場合は、一定金額の所得控除を受けることができます。</p>
<p>たいしょうしゃおよ こうじょがく 対象者及び控除額</p>	<p>しょうがいしゃ つぎ がいとう 【障害者】 次のいずれかに該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3～6級所持者 ・療育手帳B1・B2所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者 <p>➡ 障害者一人につき 26万円が控除されます。</p> <p>とくべつしょうがいしゃ つぎ がいとう 【特別障害者】 次のいずれかに該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級所持者 ・療育手帳A1・A2所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 <p>➡ 特別障害者一人につき 30万円が控除されます。</p> <p>どうきよとくべつしょうがいしゃ 【同居特別障害者】</p> <p>どういつせいけいはいぐうしゃまた ふようしんぞく とくべつしょうがいしゃ のうぜいしゃまた はいぐうしゃ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、納税者又はその配偶者 や納税者と生計が同一である親族のいずれかと常に同居しているとき</p> <p>➡ 同居特別障害者一人につき 53万円が控除されます。</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>す しちょうそんぜいむたんとうか お住まいの市町村税務担当課</p>

じゅうみんぜい ひかぜい
■ 住民税の非課税

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>ぜんねん ごうけいしよとくきんがく まんえんい か かた じゅうみんぜい ひかぜい 前年の合計所得金額が135万円以下の方は、住民税が非課税となります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>す しちょうそんぜいむたんとうか お住まいの市町村税務担当課</p>

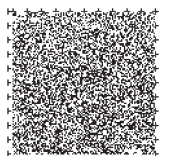


■ 自動車税・軽自動車税の減免

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす場合は、自動車税環境性能割、自動車税種別割及び軽自動車税環境性能割が減免となります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>身体障害者手帳所持者(障害の程度には制限があります。) 療育手帳A1・A2所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者(障害の程度には制限があります。)</p>
<p>せいど しょうさい 制度の詳細</p>	<p>1 自動車の名義人が対象者の要件に該当する身体障害者等であり本人が運転するとき。 2 自動車の名義人が対象者の要件に該当する身体障害者等で同一生計者(同居の親族。以下同じ)が運転するとき。 3 対象者が身体障害者(18歳未満)、知的障害者又は精神障害者のときは、同一生計者が自動車の名義人となり同一生計者が運転するとき。 4 自動車の名義人及び世帯員が対象者の要件に該当する身体障害者のみで構成された世帯の場合は、常時介護者が運転するとき。 2～4で、もつぱら身体障害者等の通院等に利用する自動車税等の減免が受けられます。 ※軽自動車税の種別割については、市町村税務担当課にお問い合わせください。</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>自動車税(環境性能割含む)及び軽自動車税環境性能割は県税事務所 軽自動車税の種別割は市町村税務担当課 車両名義や障害の程度など一定の減免要件に適合する必要があります。詳細はお問い合わせください。</p>

■ ゴルフ場利用税の非課税

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>障害者がゴルフ場受付窓口で身体障害者手帳等を提示すればゴルフ場利用税が非課税になります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>和歌山県税事務所</p>

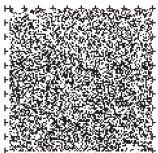


■ 個人事業税の非課税

せいど がいよう 制度の概要	じゆうど しりよくしょうがいしゃ ま また しあつ じゆうどうせいふく た 重度の視力障害者があん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゆう、柔道整復その他の いぎよう るい じぎよう おこな ばあい こじんじぎょうぜい ひかぜい 医業に類する事業を行う場合、個人事業税が非課税になります。
たいしょう しょうがいしゃ 対象となる障害者	りょうがん しりよく きょうせい ばあい しりよく い か 両眼の視力(矯正した場合の視力)が0.06以下である方
と あ お問い合わせ	けんぜいじむしょ 県税事務所

■ 所得税の障害者控除

せいど がいよう 制度の概要	のうぜいしゃほんにんまた どういつせいけいはいぐうしゃ ふようしんぞく しよとくぜいほうじよう しょうがいしゃ がいとう 納税者本人又は同一生計配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に該当する ばあい いっていきんがく しよとくこうじよ う 場合は、一定金額の所得控除を受けることができます。
たいしょうしゃおよ こうじよがく 対象者及び控除額	<p>しょうがいしゃ つぎ がいとう 【障害者】 次のいずれかに該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3～6級所持者 ・療育手帳B1・B2所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者 <p>➡ 障害者一人につき 27万円が控除されます</p> <p>とくべつしょうがいしゃ つぎ がいとう 【特別障害者】 次のいずれかに該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～2級所持者 ・療育手帳A1・A2所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 <p>➡ 特別障害者一人につき 40万円が控除されます</p> <p>どうきよとくべつしょうがいしゃ 【同居特別障害者】</p> <p>どういつせいけいはいぐうしゃまた ふようしんぞく とくべつしょうがいしゃ のうぜいしゃまた はいぐうしゃ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、納税者又はその配偶者 のうぜいしゃ せいけい どういつ しんぞく つね どうきよ や納税者と生計が同一である親族のいずれかと常に同居しているとき</p> <p>➡ 同居特別障害者一人につき 75万円が控除されます</p>
と あ お問い合わせ	ぜいむしょ 税務署



■ 所得税の医療費控除

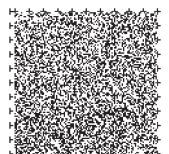
<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>その年の 1月1日から 12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるとときは、その超える金額の所得控除を受けることができます。医療費控除を受けるためには、お住まいの税務署に確定申告書を提出する必要があります。</p>	
<p>医療費控除の例</p>	<p>【例: スタマ用装具に係る費用】 治療上、適切なスタマ用装具を消耗品として使用することが必要不可欠であると医師が認め、「スタマ用装具使用証明書」の発行を受けた方のスタマ用装具に係る費用</p>	<p>【例: おむつ代に係る費用】 傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使用していると認められるときのおむつに係る費用（医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。）</p>
<p>お問い合わせ</p>	<p>税務署</p>	

■ 所得税の小規模企業共済掛金控除

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>納税者が小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金等を支払った場合には、その支払った金額について所得控除を受けることができます。</p>	
<p>対象となる共済契約</p>	<p>地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（P21）の掛金を支払った場合、その年に支払った掛金の全額について所得控除を受けることができます。</p>	
<p>お問い合わせ</p>	<p>税務署</p>	

■ 身体障害者用物品の非課税

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品であって、一定のものに係る譲渡、貸し付け等には消費税は課税されません。</p>	
<p>非課税対象の身体障害者用物品</p>	<p>対象となる物品は厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定する。 例) 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全杖、義眼、眼鏡、点字器、補聴器、人口喉頭、車椅子、電動車椅子、歩行器、頭部保護帽、装着式収尿器、スタマ用装具等 ※詳細については厚生労働省ホームページ「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」をご確認ください。</p>	
<p>お問い合わせ</p>	<p>税務署</p>	

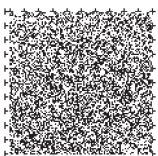


■ 相続税の障害者控除

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>そうぞく いぞう ざいさん しゆとく もの そうぞくぜいほうじよう しょうがいしゃ がいとう そうぞくにん 相続や遺贈により財産を取得した者が相続税法上の障害者に該当し、かつ、相続人 である場合は、その者の相続税額から一定金額を控除します。</p>
<p>たいしょうしゃおよ こうじよがく 対象者及び控除額</p>	<p>しょうがいしゃ つぎ がいとう 【障害者】 次のいずれかに該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3～6級所持者 ・療育手帳B1・B2所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者 <p>⇒ 85歳に達するまでの年数1年につき 10万円を控除</p> <p>けいさんほうほう こうじよがく さい そうぞくかいしじ ねんれい まんえん 計算方法： 控除額 = (85歳－相続開始時の年齢) × 10万円</p> <p>とくべつしょうがいしゃ つぎ がいとう 【特別障害者】 次のいずれかに該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～2級所持者 ・療育手帳A1・A2所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 <p>⇒ 85歳に達するまでの年数1年につき 20万円を控除</p> <p>けいさんほうほう こうじよがく さい そうぞくかいしじ ねんれい まんえん 計算方法： 控除額 = (85歳－相続開始時の年齢) × 20万円</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>ぜいむしょ 税務署</p>

■ 少額貯蓄の利子等の非課税

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>しょうがいしゃ かた う と いてい よちよきんとう ぎんこう よちよきん こうどううんようしんたく 障害者の方などが受け取る一定の預貯金等(銀行などの預貯金、合同運用信託、 とくていこうぼこうしゃさいとううんようとうしんたくとう りし ひかせい 特定公募公社債等運用投資信託等)の利子が非課税となります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>しんたいしょうがいしゃてちようしよじしや 身体障害者手帳所持者</p> <p>りよういくてちようしよじしや 療育手帳所持者</p> <p>せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちようしよじしや 精神障害者保健福祉手帳所持者</p> <p>しょうがいねんきんとう じゆきゆうしや 障害年金等の受給者</p>
<p>たいしょう よちよきんとう 対象となる預貯金等</p>	<p>しょうがくちよちくひかせいせいど ゆう 【少額貯蓄非課税制度(マル優)】</p> <p>ぎんこうとう よちよきん かしつけしんたく こうしゃさい こうしゃさいとうしん 銀行等の預貯金、貸付信託、公社債、公社債投信など</p> <p>⇒ 上記の貯蓄の元本の合計額が 350万円までの利子が非課税となります。</p> <p>しょうがくこうさいひかせいせいど とくべつ ゆう 【少額公債非課税制度(特別マル優)】</p> <p>⇒ 国債、公募地方債の合計350万円までの利子が非課税となります。</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>かくきんゆうきかん ぜいむしょ 各金融機関、税務署</p>

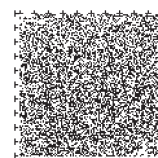


■ 県税事務所の名称と管轄区域

めいしやう 名称	しよざいち 所在地	TEL FAX	かんかつくいき 管轄区域
わかやまけんぜいじむしょ 和歌山県税事務所 けんちやうだい みなみべつかない (県庁第2南別館内)	〒640-8585 わかやましこまつばらどおり 和歌山市小松原通1-1	073-441-3409 073-441-3439	わかやまし かいなんし 和歌山市、海南市、 かいそうぐん 海草郡
きほくけんぜいじむしょ 紀北県税事務所 ながそうごうちやうしやない (那賀総合庁舎内)	〒649-6223 いわでしたかつか 岩出市高塚209	0736-61-0067 0736-61-0037	いわでし きかわし 岩出市、紀の川市、 はしもとし いとぐん 橋本市、伊都郡
きちゆうけんぜいじむしょ 紀中県税事務所 ありだそうごうちやうしやない (有田総合庁舎内)	〒643-0004 ありだぐんゆあさちやうゆあさ 有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1260 0737-64-1278	ありだし ごぼうし 有田市、御坊市、 ありだぐん ひだかぐん 有田郡、日高郡
きなんけんぜいじむしょ 紀南県税事務所 にしむろそうごうちやうしやない (西牟婁総合庁舎内)	〒646-8580 たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7937 0739-26-7915	たなべし しんぐうし 田辺市、新宮市、 にしむろぐん ひがしむろぐん 西牟婁郡、東牟婁郡
じやうきけんぜいじむしょ ほか いと ひだか ひがしむろ かくしんこうきよくそうむけんみんか しんせいしよ ていしゆつ ※上記県税事務所の他、伊都、日高、東牟婁の各振興局総務県民課でも申請書の提出ができます。			

■ 県内税務署の名称と管轄区域

めいしやう 名称	しよざいち 所在地	TEL	かんかつくいき 管轄区域
わかやまぜいむしょ 和歌山税務署	〒640-8520 わかやましにばんちやう 和歌山市二番丁3 わかやまちほうごうどうちやうしや 和歌山地方合同庁舎	073-424-2131	わかやまし 和歌山市
かいなんぜいむしょ 海南税務署	〒642-8555 かいなんしなたか 海南市名高255の4	073-482-0900	かいなんし かいそうぐん 海南市・海草郡
ごぼうぜいむしょ 御坊税務署	〒644-0002 ごぼうしそのばんち 御坊市藺430番地の3	0738-22-0695	ごぼうし ひだかぐん 御坊市・日高郡
たなべぜいむしょ 田辺税務署	〒646-8510 たなべしかみやしきにちやうめばんごう 田辺市上屋敷二丁目10番46号	0739-22-1250	たなべし 田辺市 にしむろぐん 西牟婁郡
しんぐうぜいむしょ 新宮税務署	〒647-0012 しんぐうしいさだちやうにちやうめ 新宮市伊佐田町二丁目 ばんち 1番地20	0735-22-5261	しんぐうし 新宮市 ひがしむろぐん 東牟婁郡
こかわぜいむしょ 粉河税務署	〒649-6592 きかわしこかわ 紀の川市粉河807	0736-73-3301	はしもとし きかわし 橋本市・紀の川市 いわでし いとぐん 岩出市・伊都郡
ゆあさぜいむしょ 湯浅税務署	〒643-0004 ありだぐんゆあさちやうゆあさ 有田郡湯浅町湯浅2430-76	0737-63-5351	ありだし ありだぐん 有田市・有田郡



(10) 住まいに関する支援

■ 県営住宅への入居

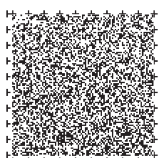
<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>しょうがいしゃせたい じゅうたく こま かた とくていもくてきじゅうたく しょうがいしゃむ じゅうたく 障害者世帯で住宅に困っている方に、特定目的住宅として障害者向け住宅があります。</p> <p>いっばんむ じゅうたく いっばんもう こ いがい ゆうせんにゆうきよ もう こ 一般向け住宅においては一般申し込み以外に優先入居としての申し込みができる場合があります。</p>
<p>たいしょう せたい 対象となる世帯</p>	<p>しんたいしょうがいしゃてちょう きゅういじょう しょじ かた せたい ・身体障害者手帳4級以上を所持している方がいる世帯</p> <p>せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅうまた きゅう しょじ かた せたい ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持している方がいる世帯</p> <p>りょういくてちょう しょじ かた せたい ・療育手帳(A1・A2・B1)を所持している方がいる世帯</p> <p>もうしこみしゃほんにんまた どうきよしんぞく なんびょうかんじや せたい ・申込者本人又は同居親族に難病患者がいる世帯</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>けんえいじゅうたく けんちようけんちくじゅうたくか 【県営住宅】 県庁建築住宅課 (TEL:073-441-3210 FAX:073-428-2038)</p> <p>かくしんこうきよくけんせつぶ かいそう な が およ あり だしんこうきよくけんせつぶ のぞ 各振興局建設部 (海草・那賀及び有田振興局建設部は除く)</p> <p>じゅうたくきよきゅうこうしや 住宅供給公社 (TEL:073-425-6885 FAX:073-422-0733)</p> <p>た こうえいじゅうたく す し やくしよ ちょうそん やくば 【その他の公営住宅】 お住まいの市役所・町村役場</p>

■ 福祉のまちづくり施設アドバイザー派遣事業

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>しょうがい ひと こうれいしゃ りよう じゅうたくとう かいしゅう さい ぎじゆつてきじよげんどう おこな 障害のある人や高齢者が利用しやすく住宅等を改修する際の技術的助言等を行う ために、福祉のまちづくり施設アドバイザーを派遣する。派遣料は無料。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>ふとくていたすう ひと りよう みんかんしせつ しょうしや 不特定多数の人が利用する民間施設の所有者</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>いっばんしやだんほうじん わ か や ま けんちくしかい 一般社団法人和歌山建築士会 (TEL:073-423-2562 FAX:073-433-2772)</p> <p>けんちようけんちくじゅうたくか 県庁建築住宅課 (TEL:073-441-3185 FAX:073-428-2038)</p>

■ わかやま・福祉のまちづくりマップ

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>けんない しょうがいしゃ こうれいしゃとう あんぜん えんかつ りよう はいりよ しせつ かんこう 県内の障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された施設(官公 庁舎、文化施設、医療施設、大規模小売店舗、金融機関・郵便局、宿泊施設、 てどうえき がいよう せいびじょうきよう くるまいすたいおうせつび せつび う む いち 鉄道駅)の概要、整備状況(車椅子対応設備やオストメイト設備の有無)、位置な ど、身体の不自由な方々が街に出かける際に参考になる情報を掲載しています。</p>
<p>ホームページ</p>	<p>https://wakayamaken.geocloud.jp/mp/9</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>けんちようけんちくじゅうたくか 県庁建築住宅課 (TEL:073-441-3185 FAX:073-428-2038)</p>



りょうきん わりびき せいで どう
(11) 料金の割引制度、サービス等

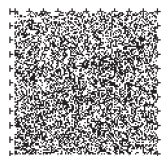
かくしゅうんちんわりびき
■ 各種運賃割引

てつどううんちんわりびき 鉄道運賃割引		と あ てつどうがいしゃ かくえき まどぐち 【お問い合わせ】 鉄道会社、各駅の窓口
かくてつどう りょう ばあい か きたいしょうしゃ しんたいしょうがいしゃてちょうまた りょういくてちょう ていじ うんちん わりびき 各鉄道を利用する場合、下記対象者は身体障害者手帳又は療育手帳を提示することにより運賃が割引されます。		
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちょうまた りょういくてちょう だい しゅ また だい しゅ ひょうじ かた 身体障害者手帳又は療育手帳に、「第1種」又は「第2種」の表示がある方 だい しゅ ほんにん かいごしやとも わりびき 「第1種」は本人と介護者共に割引 だい しゅ ほんにん わりびき 「第2種」は本人のみ割引	
わりびきないようどう 割引内容等	だい しゅ だい しゅ ほんにん じょうしゃ ばあい かたみち こ とき はんがく ・第1種又は第2種で本人のみ乗車する場合は、片道100km を超える時は半額 だい しゅ かいごしや とも じょうしゃ ばあい かたみち い ない りょうしやはんがく ・第1種は介護者と共に乗車する場合のみ片道100km以内であっても両者半額	

うんちんわりびき バス運賃割引		と あ がいしゃ 【お問い合わせ】 バス会社
りょう ばあい しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうおよ せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょうしよじしゃ たんどくまた バスを利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者が単独又は かいごしや りょう ばあい てちょう ていじ うんちん わりびき 介護者とともに、バスを利用する場合、手帳を提示することにより運賃が割引されます。		
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうまた せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう しよじしゃ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 所持者 じぎょうしゃ たいしょうしゃ こと ばあい (事業者により対象者が異なる場合があります)	
わりびきないようどう 割引内容等	ふつうりよかくうんちん わりびき えんみまん はすう き あ 普通旅客運賃の5割引(10円未満の端数は切り上げ)	

うんちんわりびき タクシー運賃割引		と あ がいしゃ 【お問い合わせ】 タクシー会社
りょう ばあい か きたいしょうしゃ しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうおよ せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう タクシーを利用する場合、下記対象者は身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を ていじ うんちん わりびき 提示することにより運賃が割引されます。		
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうまた せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう しよじしゃ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 所持者 じぎょうしゃ たいしょうしゃ こと ばあい (事業者により対象者が異なる場合があります)	
わりびきないようどう 割引内容等	うんちん わりびき えんみまん はすう き あ 運賃の10%割引(10円未満の端数は切り上げ)	

こうくううんちんわりびき 航空運賃割引		と あ こうくうがいしゃ りょこうがいしゃ 【お問い合わせ】 航空会社、旅行会社
こうくう りょう ばあい どうじょう ねんれい まん さいいじょう しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうおよ せいしんしょうがいしゃほけん 航空を利用する場合、搭乗時の年齢が満12歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健 ふくしてちょう も かた およ どういつびん どうじょう まん さいいじょう かいごしや かた ひとり りょう 福祉手帳をお持ちの方、及び同一便に搭乗される満12歳以上の介護者の方(一人まで)が利用できます。		
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちょうまた りょういくてちょう だい しゅ また だい しゅ ひょうじ かた ・身体障害者手帳又は療育手帳に、「第1種」又は「第2種」の表示がある方 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう しよじしゃ ・精神障害者保健福祉手帳 所持者 じぎょうしゃ たいしょうしゃ こと ばあい (事業者により対象者が異なる場合があります)	
わりびきないようどう 割引内容等	ほんにんおよ かいごしや めい うんちんわりびき 本人及び介護者(1名)の運賃割引	
かくこうくうがいしゃ うんちん てつづ どうと あつか こと りょうまえ こうくうがいしゃ かくにん ※各航空会社によって運賃や手続き等取り扱いが異なりますので、ご利用前に航空会社へご確認ください。		

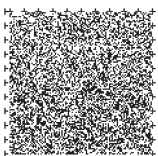


■ 有料道路通行料金割引

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>「身体障害者の方が自ら運転する場合」又は「重度の身体障害者の方もしくは重度の知的障害者の方が同乗し、障害者ご本人以外の方が運転する場合」に通勤、通学、通院等に利用する際の有料道路通行料金が割引になります。</p> <p>制度の利用には、市福祉事務所・町村役場又はオンラインにて事前登録が必要です。</p> <p>ETC が利用できる道路においては、事前に登録手続きを行うことにより、ETC ノンストップ通行においても同様の割引が適用されます。</p> <p>令和5年3月27日より法律が一部改正され、親族や知人等の所有する自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシー(要介護者のみ)等、事前に登録した車両以外についても、料金所で障害者割引登録済であることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示された場合は割引対象となります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>・障害者ご本人が運転される場合 ➡ 身体障害者手帳の交付を受けられている方</p> <p>・障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合</p> <p>➡ 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けられている方のうち、重度の障害がある方</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>し ふくしじむしょまた ちょうそんやくば 市福祉事務所又は町村役場</p>

■ NHK放送受信料の免除

<p>げんめん 減免</p>	<p>たいしょう せたい 対象となる世帯</p>	<p>び こう 備考</p>
<p>ぜんがくめんじよ 全額免除</p>	<p>身体障害者、知的障害者、精神障害者の方がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の世帯</p>	<p>お住まいの福祉事務所・町村役場に申請書を提出し、免除事由の証明を受ける必要があります。</p>
<p>はんがくめんじよ 半額免除</p>	<p>視覚・聴覚障害者、重度の身体障害者(1級・2級)、療育手帳(A1・A2)、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方が世帯主で受信契約者の場合</p>	<p>証明を受けた申請書をNHKに提出することにより、受信料が減免されます。</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>し ふくしじむしょまた ちょうそんやくば ほうそうきよく 市福祉事務所又は町村役場、NHK放送局</p>	



■ 携帯電話基本使用料等の割引

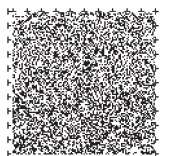
せいで がいよう 制度の概要	かぶ (株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)において、携帯電話の基本使用料等の割引 があります。
たいしやうしや 対象者	しんたいしやうがいしやてちやう りやういくてちやう せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちやう とくていしつかんりやうじゆきゆうしやしや 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、 とくていしつかんとうろくしやしやうまた とくていりやうひ していなんびやう じゆきゆうしやしや 特定疾患登録者証又は特定医療費(指定難病)受給者証 所持者
わりびきないやう 割引内容	わりびきがく かくかいしや こと 割引額は各会社により異なります。
と あ お問い合わせ	かくけいたいでん わじぎやうしや 各携帯電話事業者

むりやうばんごうあんない あんない
■ NTT の無料番号案内(ふれあい案内)

せいで がいよう 制度の概要	でんわちやう りやう こんなん しやうがい かた たいしやう むりやう でんわばんごう あんない 電話帳の利用が困難な障害のある方を対象に、無料で電話番号を案内します。 りやう じぜん とうろく ひつやう ※利用には事前に登録が必要です。 とうろくほうほう でんわばんごう ※登録方法は NTT 電話番号へ
たいしやうしや 対象者	しんたいしやうがいしやてちやうしよじしや つぎ かた 身体障害者手帳所持者のうち次の方 し かくしやうがい きゆう ・視覚障害1～6級 じやうし たいかん にゆうやうじきいぜん ひしんこうせい のうびやうへん うんどうきのうしやうがい きゆう ・上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1・2級 ちやうかくしやうがい きゆう きゆう きゆう きゆう きゆう たいしやうがい ・聴覚障害2級、3級、4級、6級(1級、5級は対象外) おんせいきのう げんごきのうまた きのう しやうがい きゆう きゆう たいしやうがい ・音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害3級、4級(1級、2級は対象外) りやういくてちやうしよじしや 療育手帳所持者 せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちやうしよじしや 精神障害者保健福祉手帳所持者
りやうりやうきん 利用料金	むりやう つうしんりやう べつと 無料(通信料は別途かかります)
と あ お問い合わせ	NTT ふれあい案内事務局 TEL:0120-104174(全国共通) FAX:0120-104134(全国共通)

ゆうびん かん わりびきとう
■ 郵便に関する割引等

てんじゆうびんぶつ とくていりくおんぶつとうゆうびんぶつ だいにんしゆうびんぶつ 点字郵便物・特定録音物等郵便物 (第四種郵便物)		
たいしやう 対象となる郵便物の種類	りやう きん 料 金	び こう 備 考
てんじゆうびんぶつ 点字郵便物 てんじ かか ないやう ゆうびんぶつ 点字のみを掲げたものを内容とする郵便物。 ゆうびんぶつ な めんじやうぶ てんじゆうびんぶつ めいじ 郵便物の名あて面上部に「点字郵便物」であることを明示。	3kg まで む りやう 無 料	ゆうびんぶつ いちぶがいふう 郵便物は一部開封
とくていりくおんどうゆうびんぶつ 特定録音等郵便物 し かくしやうがいしややう ろくおんぶつまた てんじやうし ないやう ゆうびんぶつ 視覚障害者用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物 にほんゆうびん かぶ してい う しせつ はつじゆ で、日本郵便(株)から指定を受けた施設から発受するもの かぎ に限りです。		

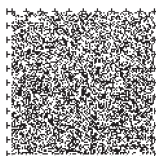


ゆうパック		
たいしょう ゆうびんぶつ しゅるい 対象となる郵便物の種類	りょう きん 料金	び こう 備考
ちょうかくしょうがいしやよう 聴覚障害者用ゆうパック にほんゆうびん かぶ してい ちょうかくしょうがいしや ふくし ぞうしん 日本郵便(株)が指定する聴覚障害者の福祉を増進するた めの施設と聴覚障害者との間で、聴覚障害者用のビデオテ ープその他の録画物(DVD など)の貸し出し又は返却のため はつじゆ 発受されるゆうパック。 にもつ ちょうかくしょうがいしやよう めいじ 荷物には「聴覚障害者用ゆうパック」と明示すること。	サイズに より異なる	ゆうびんぶつ いちぶかいふう ほう 郵便物は一部開封とし、包 そう 装するものについては、内用 ひん ようい とうし 品が容易に透視できるよう ほうそう 包装すること。
てんじ 点字ゆうパック おおがた てんじとしょう ないよう 大型の点字図書等を内容とするゆうパック。 にもつ てんじ めいじ 荷物には「点字ゆうパック」と明示すること。	サイズに より異なる	ゆうびんぶつ いちぶかいふう ほう 郵便物は一部開封とし、包 そう 装するものについては、内用 ひん ようい とうし 品が容易に透視できるよう ほうそう 包装すること。

しんしんしょうがいしやよう 心身障害者用ゆうメール		
たいしょう ゆうびんぶつ しゅるい 対象となる郵便物の種類	りょう きん 料金	び こう 備考
にほんゆうびん かぶ とど で としょかん じゆうど しんたいしょうがいしやまた 日本郵便(株)に届け出た図書館と重度の身体障害者又 じゆうど ちてきしょうがいしや あいだ としよ えつらん はつじゆ は重度の知的障害者との間で、図書の閲覧のために発受 されるゆうメール。	ゆうメール りょうきん 料金の はんがく 半額	としょかんよう めい 「図書館用ゆうメール」と明 じ 示すること。

ていきかんこうぶつ ていりょうだいさんしゆうゆうびんぶつ 定期刊行物の低料第三種郵便物		
たいしょう ゆうびんぶつ しゅるい 対象となる郵便物の種類	りょう きん 料金	び こう 備考
しんしんしょうがいしやだんたい しんしんしょうがいしや ふくし はか もくてき 心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的と はっこう ていきかんこうぶつ して発行する定期刊行物	はっこうかいすう 発行回数 とう こと 等により異 なる	だいさんしゆうゆうびんぶつ しょうにん う 第三種郵便物の承認を受け ことに加えて、定められた こうきようき かん はっこう しょうめいしよ 公共機関が発行した証明書 などの資料が必要

じょうきゆうびん かん
 上記郵便に関するサービスについては、郵便局にお問い合わせください。

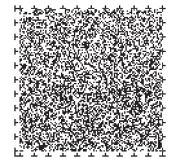


こうてききかん かくしゆせいど と く
 (12) 公的機関の各種制度・取り組み

■ ヘルプマーク・ヘルプカード

	<p>ヘルプマーク</p>
	<p>ないぶしょうがい なんびょう かた ぎそく じんこうかんせつ しょう かた にんしんしよき かた 内部障害や難病の方、義足や人工関節を使用している方、妊娠初期の方など、 がいけん しょうがいとう わ かた しゅうい えんじよ はいりよ ひつよう 外見では障害等があることが分からない方が、周囲に援助や配慮を必要としてい ることを知らせるためのマークです。 しょうめいしよるいとう ていじ ふよう もうしこみしよ きにゆう ひつよう 証明書類等の提示は不要ですが「ヘルプマーク申込書」の記入が必要です。 はいふ ひとり こ はいふ 配付は一人につき1個のみの配付となります。</p>
<p>はいふばしよ 配付場所</p>	<p>けんちょうしょうがい ふくし か ・県庁障害福祉課 かくしんこうきよくけんこうふ くし ぶ くしもとししよ ・各振興局健康福祉部(申本支所) けん こ じよせい しょうがいしやそうだん ・県子ども・女性・障害者相談センター けんなんびょう こ ほけんそうだんしえん ・県難病・子ども・保健相談支援センター いちぶ しちやうそんしょうがいふくしまどぐち れいわ ねん がつ にちげんざい ・一部の市町村障害福祉窓口(令和5年4月1日現在) わ か や ま し しょうがいしやしえんか ほけんたいさくか かいなんし ありだし ごぼうし たなべし 和歌山市(障害者支援課・保健対策課)、海南市、有田市、御坊市、田辺市、 き か わ し いわでし きみのちやう ちやう こうやちやう ゆあさちやう ひろがわちやう 紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、高野町、湯浅町、広川町、 ありだがわちやう みはまちやう ひだかちやう ゆらちやう いなみちやう ちやう ひだかわちやう 有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、 しらはまちやう かみとんだちやう ちやう なちかつうらちやう たいじちやう こざがわちやう きたやまむら 白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、 くしもとちやう 串本町</p>

	<p>ヘルプカード</p>
<p>えんじよ はいりよ ひつよう 援助や配慮を必要としている ぐたいてき じようほう つた 具体的な情報を伝えることがで きるカードです。ヘルプマークと へいよう しゅうい かた 併用していただくと、周囲の方に ひつよう じようほう つた 必要な情報が伝わりやすくなり さいがい じ こ きんきゆうじ ます。災害や事故などの緊急時 に、ヘルプカードがあれば周囲 しゅうい の人が必要な情報を知ることが できます。 けん 県のホームページからダウンロ ードができます。左記の QR コー ドからホームページにアクセスで きます。</p>	
	<p>カードは名刺サイズに折りたためます</p>

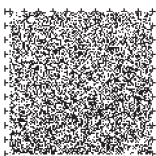


■ 郵便等による不在者投票

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>ゆうびんとう ふざいしやとうひよう しんたいしやうがいしやてちよう も かたまた かいごほけん ひほけん 郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳をお持ちの方又は介護保険の被保険 しやしやう ようかいごじやうたいくぶん ようかいご かた みと 者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。</p> <p>とうひよう おこな ゆうびんとうとうひようしやうめいしよ じぜん こうふしんせい ひつよう 投票を行うには、「郵便等投票証明書」の事前の交付申請が必要です。</p> <p>しんたいしやうがいしやてちようしよじしや ゆうびんとう ふざいしやとうひよう たいしやうしや い か なお、身体障害者手帳所持者で、郵便等による不在者投票の対象者は以下のとおり りです。</p>
<p>たいしやうしや 対象者</p>	<p>しんたいしやうがいしやてちようしよじしや い か くぶん かた ・身体障害者手帳所持者(以下の区分の方)</p> <p>りようかし たいかん いどうきのう しやうがい きゆう きゆう かた 両下肢、体幹、移動機能の障害 1級・2級の方</p> <p>しんぞう ぞう こきゆうき また ちよくちよう しやうちよう しやうがい きゆう きゆう かた 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の障害 1級・3級の方</p> <p>めんえき かんぞう しやうがい きゆう きゆう かた 免疫、肝臓の障害 1級～3級の方</p> <p>かいごほけん ようかいごくぶんじやうたい ようかいご かた ・介護保険の要介護区分状態が「要介護5」の方</p> <p>ゆうびんとう ふざいしやとうひよう たいしやうしや じようし し かく しやうがい しんたい ※なお、郵便等による不在者投票の対象者で、かつ、上肢、視覚の障害により身体 しやうがいしやてちよう きゆう も かた だいいきさい ほうほう とうひよう みと 障害者手帳(1級)をお持ちの方は、代理記載の方法による投票が認められていま す。</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>しちようそんせんきよか んりいんかい 市町村選挙管理委員会</p>

■ 自動車事故対策機構による介護料支給


<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>じどうしや じ こ げんいん のう せきずい また きようふくぶ ぞうき じゆうど こういしやうがい 自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害があ いどう しよくじおよ はいせつ にちじようせいかつどうさ じようじまた ずいじ かいご ひつよう り、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要と かた どころつぎやうせいほうじんじどうしや じ こたいさくきこう なった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)」から介護料が支給さ れます。</p>
<p>しきゆうないようとう 支給内容等</p>	<p>かいごりようしきゆうがく げつがく えん ・介護料支給額 月額36,500～211,530円</p> <p>かいごりよう しきゆうたいしやう ひよう かいごようひん こうにゆうとう ・介護料の支給対象となる費用 ➡ 介護用品の購入等</p> <p>しきゆう せいげん ・支給の制限</p> <p>つぎ しえん う かた しきゆう たいしやう (1) 次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません。</p> <p>りようご しせつとう にゆういん かた ① NASVA療護施設等に入院している方</p> <p>た ほうれい もと しせつ にゆうしよ かた ② 他法令に基づく施設に入所している方</p> <p>た ほうれい かいごりようそうとう きゆうふ う かた ③ 他法令による介護料相当の給付を受けている方</p> <p>しゆ せいけい い じしや ねんかん ごうけいしよとくきんがく まんえん こ みと (2) 主たる生計維持者の年間の合計所得金額が 1,000万円を超えると認められ るとき</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>しきゆうたいしやう かたおよ くわ しきゆうようけんとう か き と あ 支給対象となる方及び詳しい支給要件等は、下記までお問い合わせください。</p> <p>どころつぎやうせいほうじんじどうしや じ こたいさくきこう わか やまししよ 独立行政法人自動車事故対策機構 和歌山支所 (TEL:073-431-7337)</p>

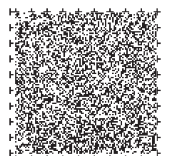


■ 県立施設使用料減免制度

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>しょうがいしゃ かた しゃかいさんか そくしん もくてき けん しせつ りやう ばあい かき 障害者の方の社会参加を促進することを目的に、県の施設を利用する場合、下記 たいしょうしゃ しせつしやうりやう げんめん う 対象者は施設使用料の減免を受けることができます。 せいど りやう しょうがいしゃてちょうまた しょうがいしゃてちょう ていじ ひつよう せいど 制度の利用には、障害者手帳又は障害者手帳アプリの提示が必要です。また、制度 たいしょうしゃ しせつ しぜん かくにん の対象施設かどうか、事前に確認してください。</p>
<p>たいしょうしゃおよ げんめんりやう 対象者及び減免料</p>	<p>しんたいしょうがいしゃてちょう りやういくてちょうまた せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょうしよじしゃ ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 しょうがいしゃ はったつしょうがいしゃまた かいごにん おも こうせいじん だんたい けん じぜんとうろく ・障害者、発達障害者又はその介護人を主な構成員とする団体(県に事前登録が ひつよう 必要です) → 5わりびき～10わりびき しんたいしょうがいしゃてちょう しゆ りやういくてちょうまた せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゆう しよじしゃ 身体障害者手帳(1種)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者の かくかいごにん 各介護人 → しょうがいしゃひとり いちめい しょうりやうむりやう 障害者一人につき一名 使用料無料</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>たいしょうしゃ しせつ けんちやうしょうかい ふくし か けいかくちやうせいほん 対象施設、県庁障害福祉課 計画調整班</p>

おんせい以外の方法による 110番

<p>けいさつ ちやうかく げんごきのう しょうがい かた おんせい ばんつうほう こんなん かたせんよう ばん うんよう 警察では、聴覚や言語機能に障害のある方や音声による 110番通報が困難な方専用の 110番を運用し ています。 ※「聴覚や言語機能に障害のある方や音声による 110番通報が困難な方」以外の使用はご えんりよ 遠慮ください。</p>	
<p>ばん 110番アプリシステム</p> 	<p>ほうほう とうろくとう らん アプリのダウンロード方法や登録等については、ホームページをご覧ください。 わかやまけんけいさつ ばん けんさく 和歌山県警察 110番アプリシステム 検索</p>
<p>ばん メール 110番</p>	<p>せんよう とうろく 【専用メールアドレス】 police@110wakayama.jp を登録します。 じけん じこ ないよう ほんぶん きさい そうしん 事件・事故の内容を本文に記載し、送信してください。 ばん ゆうりやう つうしんりやう ※メール 110番は有料(通信料)です</p>
<p>ばん FAX110番</p>	<p>せんよう ばんごう 【専用FAX番号】 073-428-0110</p>
<p>つうほうないよう 【通報内容】 ①何があったか(交通事故、ひったくりなど) ②どこであったか(市町村名や目標物などを具体的に) ③いつあったか(今、10分前など) ④犯人など(逃げた方法、方向、人数、男女、人相、服装など) ⑤今はどうなっているか(けが人、現場の状況など) ⑥お名前・住所</p>	
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>けいさつほんぶちいきしどうかつうしんしれいしつ 警察本部地域指導課通信指令室</p>



■ 駐車禁止の除外

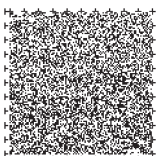
<p>せいで がいよう 制度の概要</p>	<p>げん たいしょうしゃ しやう しやりよう ふきん てきとう ちゅうしゃじよう え 現に対象者が使用している車両で、付近に適切な駐車場がないなどやむを得ない ばあい こうあんいんかい ほっこう ちゅうしゃきんしじょがい していしゃひようしやう けいしゆつ 場合は、公安委員会が発行した「駐車禁止除外指定車標章」を掲出していれば、 ちゅうしゃ ほんせいど ゆうこう こうあんいんかい どうろひようしき 駐車することができます。なお、本制度が有効となるのは、公安委員会が道路標識 とう ちゅうしゃきんし してい ばしよ 等で駐車禁止を指定した場所となります。</p> <p>たいしょうしゃい がい え じじよう ちゅうしゃ え ばあい ばしよ 対象者以外でも、やむを得ない事情により駐車せざるを得ない場合は、その場所を かにかつ けいさつしやちよう ちゅうしゃきよか せいど 管轄する警察署長の駐車許可制度があります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>ほ こうこんなん かたとう しんたいしょうがいしやてちよう こうふ う ちゅうしゃきんしじょがいしていしゃ ・歩行困難な方等で身体障害者手帳の交付を受け、かつ、駐車禁止除外指定車 ひようしやうこうふきじゆん か きさんしやう がいとう かた 標章交付基準(下記参照)に該当する方</p> <p>りやういくてちよう しよじしや ・療育手帳A1、A2所持者</p> <p>せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちよう きゆうしよじしや ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者</p> <p>しやうにまんせいとくていしつべいいりやうじゆきゆうしやしやう こうふ う しきそせいかんびしやう かた ・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けており、色素性乾皮症である方</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>けいさつしよ 警察署</p>

ちゅうしゃきんしじょがいしていしゃひようしやうしんたいしょうがいしやきじゆんひよう


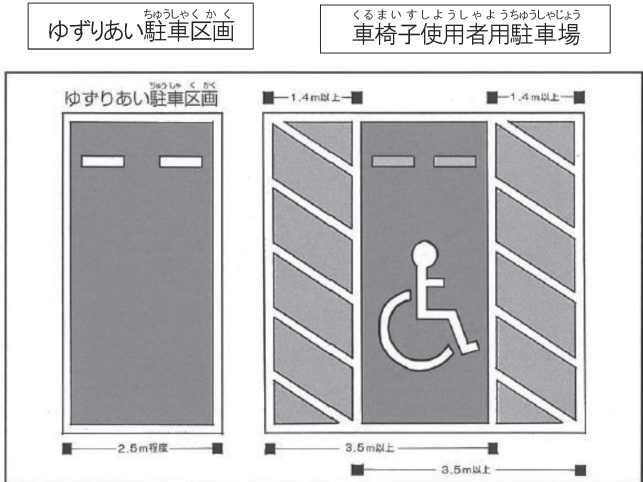
● 駐車禁止除外指定車標章身体障害者基準表

しょうがい しゆべつ 障害の種別		しょうがい ていど 障害の程度		
		しんたいしょうがいしやてちよう どうきゆう 身体障害者手帳の等級		
しかくしょうがい 視覚障害		きゆう きゆう かききゆうおよ きゆう 1級から3級までの各級及び4級の1		
ちようかしょうがい 聴覚障害		きゆうおよ きゆう 2級及び3級		
へいこうきのうしょうがい 平衡機能障害		きゆう 3級		
したいふじゆう 肢体不自由	じやうしょうがい 上肢障害	きゆう きゆう およ きゆう 1級、2級の1及び2級の2		
	か ししょうがい 下肢障害	きゆう きゆう かききゆう 1級から4級までの各級		
	たいかんしょうがい 体幹障害	きゆう きゆう かききゆう 1級から3級までの各級		
	にゆうようじきいぜん ひしんこうせい のうびようへん 乳幼児期以前の非進行性の脳病変に うんどうきのうしょうがい よる運動機能障害	じやうしきのう 上肢機能	きゆうおよ きゆう いちじようし うんどうきのうしょうがい 1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害 がある場合を除く)	
きのうしょうがい 機能障害	しんぞうきのうしょうがい 心臓機能障害			
	ぞうきのうしょうがい じん臓機能障害			
	こきゆうききのうしょうがい 呼吸器機能障害		きゆうおよ きゆう 1級及び3級	
	しやうちやうきのうしょうがい 小腸機能障害			
	また ちやくちやう きのうしょうがい ぼうこう又は直腸の機能障害			
めんえきふぜん めんえききのうしょうがい ヒ免疫不全ウイルスによる免疫機能障害				
かんぞうきのうしょうがい 肝臓機能障害		きゆう きゆう かききゆう 1級から3級までの各級		

ただし、身体障害者手帳に同一区分の障害(肢体不自由、機能障害については同一部位の障害を指す。)が2つ以上記載されている方は、上表の基準を満たしていなくても、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができる場合があります。

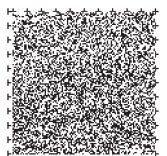


■ 和歌山県障害者等用駐車区画利用証

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	 <p>和歌山県障害者等用 駐車区画利用証 車いす使用者用駐車区画用 ゆずりあい駐車区画用 (車いす使用者用駐車区画用)</p> <p>有効期限: 年 月</p> <p>和歌山県</p> <p>長期用(5年)</p> <p>短期用(1年以内)</p> <p>利用証の色・青</p> <p>利用証の色・緑</p>	<p>しょうがい 障害のある方や難病患者、高齢者、妊産婦、けが人など移動に配慮を要する方々が使いやすい駐車場の仕組みとして、公共的施設(公共施設や商業施設など)における障害者等用駐車区画(車椅子使用者用駐車区画、ゆずりあい駐車区画)をご利用いただくための利用証を交付しています。利用者を明らかにすることで、当該駐車区画の適正な利用を図る制度です。パーキング・パーミット制度と呼ばれています。</p>
<p>たいしょう ちゅうしゃく かく 対象となる駐車区画</p>	 <p>ゆずりあい駐車区画</p> <p>くるまいすしょうしゃようちゅうしゃくかく 車椅子使用者用駐車場</p> <p>ゆずりあい駐車区画</p> <p>2.5m程度</p> <p>1.4m以上</p> <p>1.4m以上</p> <p>3.5m以上</p> <p>3.5m以上</p>	<p>しょうぎよう せつ 商業施設やホテル等、県に登録したゆずりあい駐車区画や車椅子使用者用駐車場でお使いいただけます。</p>
<p>たいしょう しゃ 対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者(交付要件は次ページ参照) ・療育手帳(A1、A2)所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・難病患者 ・要介護高齢者(要介護1以上) ・妊産婦(単体児:妊娠7か月～産後3か月) (多胎児:妊娠6か月～産後18か月) ・けが等により一時的に移動の配慮が必要な者 他 	
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>けんちょうしょうがいふくしか けんしんこうきょくけんこうふくしぶ 県庁障害福祉課、県振興局健康福祉部</p>	

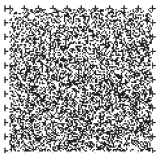


くるまいすしょうしゃようちゅうしゃくかく 車椅子使用者用駐車区画やゆずりあい駐車区画を必要としていただける方が安心して利用できるよう、駐車場を空けておく等、ご理解とご協力をお願いします。



●和歌山県障害者等用駐車区画利用証交付対象者基準表

くぶん 区分		こうふようけん 交付要件	ひつようしよるいとう 必要書類等	ゆうこうきかん 有効期間	
しんたいしやうがいしや 身体障害者	しかくしやうがい 視覚障害	きゆういじよう 4級以上	しんたいしやうがいしやてちよう 身体障害者手帳	ねん 5年	
	ちようかくしやうがい 聴覚障害	きゆういじよう 3級以上			
	へいこうきのうしやうがい 平衡機能障害	きゆういじよう 5級以上			
	しただいふじゆう 肢体不自由	じようし 上肢			きゆういじよう 2級以上
		かし 下肢			きゆういじよう 6級以上
		たいかん 体幹			きゆういじよう 5級以上
		にゆうようじきいぜん 乳幼児期以前の 非進行性の のうびようへん 脳病変による うんどうきのうしやうがい 運動機能障害			じようし 上肢 きのう 機能 いどう 移動 きのう 機能
	しんぞう 心臓、じんぞう 呼吸器、 ぼうこう又は直腸、小腸 また ちよくちよう しょうちよう 機能障害	きゆういじよう 4級以上			
めんえきふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる めんえききのう 免疫機能 しょうがい 障害	きゆういじよう 4級以上				
かんぞうきのうしやうがい 肝臓機能障害	きゆういじよう 4級以上				
ちてきしやうがいしや 知的障害者	りよういくてちよう 療育手帳A1、A2又はA	りよういくてちよう 療育手帳			
せいしんしやうがいしや 精神障害者	せいしんしやうがいしやほけんふくしてちよう 精神障害者保健福祉手帳1級	せいしんしやうがいしやほけんふくしてちよう 精神障害者保健福祉手帳			
なんびようかんじや 難病患者	とくていしつかんいりようじゆきゆうしや 特定疾患医療受給者 とくていりりようひしていなんびよう 特定医療費(指定難病) じゆきゆうしや 受給者 しやうにまんせいとくていしつべいりりよう 小児慢性特定疾病医療 じゆきゆうしや 受給者	とくていしつかんいりようじゆきゆうしや 特定疾患医療受給者証 とくていりりようひしていなんびよう 特定医療費(指定難病) じゆきゆうしや 受給者証 しやうにまんせいとくていしつべいりりよう 小児慢性特定疾病医療 じゆきゆうしや 受給者証			
ようかいごころれいしや 要介護高齢者	ようかいごじやうたいくぶん 要介護状態区分が要介護1以上	かいごほけんひほけんしやしやう 介護保険被保険者証			
にんさんぶ 妊産婦	たんたいじ ・単胎児 にんしん げつ まんご げつ (妊娠7か月～産後3か月) たたいじ ・多胎児 にんしん げつ まんご げつ (妊娠6か月～産後18か月)	ぼしけんこうてちよう 母子健康手帳		こうふようけん おな 交付要件と同じ	
にん けが人	とう けが等により一時的に移動の配慮 ひつよう もの が必要な者	いし しんだんしよ いけんしやう 医師の診断書・意見書等 およほんにんかくにんしよるい じどうしや 及び本人確認書類(自動車 うんでんめんきしやう ほけんしやうとう 運転免許証、保険証等)		くるまいす つえとう 車椅子、杖等の しやうきかん 1ねん 使用期間(1年)	
た その他	じやうきがい ほこうこんなんしや いし 上記以外の歩行困難者で、医師の しんだんしやう ちゆしやじやう りよう はいりよ 診断書等で駐車場の利用に配慮 ひつよう みと もの が必要と認められる者			ひつよう きかん 必要な期間 (1年以内)	





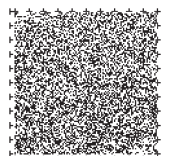
和歌山県あいサポート運動

<p>うんどう がいよう 運動の概要</p>	<p>さまざまな障害の特性、障害のある方が困っていることや必要としている配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することによって、障害のある方が暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。平成21年11月28日に鳥取県でスタートしました。和歌山県では、平成28年8月に鳥取県と協定を結び、あいサポート運動に取り組んでいます。</p>
<p>とり組み ないよう 取組の内容</p>	<p>○あいサポーターの養成 さまざまな障害の特性を理解し、障害のある人が困っているときに必要な配慮ができる人、また、あいサポート運動を周囲に周知していく人が「あいサポーター」です。 あいサポーター養成のための「あいサポーター研修」を、地域や職場等で実施した場合は、県庁障害福祉課へお気軽にお申し込みください。県庁職員が講師として出向き、研修実施します。 ○あいサポート企業・団体の募集 あいサポート運動の趣旨を理解し、運動の推進に取り組んでいただける「あいサポート企業・団体」を募集しています。</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>けんちょうしょうがい ふくしか けいかくちょうせいはん けんしんこうきよく ししよ けんこうふくしぶ 県庁障害福祉課 計画調整班、県振興局(支所)健康福祉部 わかやまけん うんどう けんさく 和歌山県 あいサポート運動 検索</p>



和歌山県手話言語条例

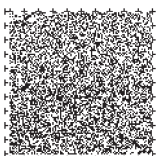
<p>じょうれい がいよう 条例の概要</p>	<p>和歌山県では、ろう者(注)の言語である「手話」の普及のため、「和歌山県手話言語条例」を制定しています。(平成29年12月26日施行)誰もが「手話」に親しみ、ろう者と聞こえる人がお互いを理解し合う共生社会の実現をめざします。 (注：ろう者とは、聴覚障害のある人で、手話を言語として生活をしている人のこと) 手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び習得の機会の確保に関する必要な事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的としています。</p>
<p>しゅわ ひょうげん かんたんな手話表現</p>	<p>おはよう(朝) こんにちは(昼) こんばんは(夜) ※お辞儀する</p> <p>ありがとう おつかれさま よろしくお願ひします</p> <p>ひょうじょう たいせつ 表情が大切です</p>
<p>と あ お問い合わせ</p>	<p>けんちょうしょうがい ふくしか けいかくちょうせいはん 県庁障害福祉課 計画調整班</p>



さいがい そな
災害に備えて

さいがい そな い か かんが
 災害への備えとして、以下のようなものが考えられます。

- ◇ ヘルプカードやお薬手帳等、自分の情報を記載したものをいつも持ち歩く。
くすりてちょうとう じぶん じょうほう きさい も ある
 - ◇ 家族とお互いに連絡方法や避難時の移動方法について決めておく。避難場所までの避難経路を日頃から確認しておく。
しょうがい じょうたい ふくやくじょうきょう いりょうき かんとう
かぞく たが れんらくほうほう ひなん じ いどうほうほう き ひなんばしょ ひなんけいろ ひごろ
かくにん
 - ◇ 家の倒壊に備えて、家具を固定する、高い場所に重いものや割れものを置かない等の、自宅の安全対策を行う。
いえ とうかい そな か ぐ こてい たか ばしょ おも わ お とう じたく あんぜん
たいさく おこな
 - ◇ 最低3日分の食料品や生活必需品を備蓄しておく。
さいてい かぶん しょくりょうひん せいかつひつじゆひん びちく
 - ◇ 服用している薬や補装具等医療的ケアに必要な物品を可能な範囲で備えておく。
ふくよう くすり ほ そうぐとういりょうてき ひつよう ぶつびん かのう はんい そな
 - ◇ 市町村の避難行動要支援者名簿へ登録をする。
しちようそん ひなん こうどうようしえんしゃめいぼ とうろく
 (避難行動要支援者名簿とは、災害が発生した際に、自力で避難することが困難な障害のある方などの「避難行動要支援者」に対して、避難等の手助けや安否確認、避難所での配慮が、地域の中で素早く、安全に行われるようにするための名簿です。詳細は各市町村にお問い合わせください。)
ひなん こうどうようしえんしゃめいぼ さいがい はっせい さい じりき ひなん こんなん しょうがい なた
ひなん こうどうようしえんしゃ たい ひなんとう てだす あんびかくにん ひなんじよ はいりよ ちいき なか
すばや あんぜん おこな めいぼ しょうさい かくしちようそん と あ
 - ◇ 「和歌山県防災ナビ」アプリ、防災わかやまメール配信サービス、防災わかやま twitter等、防災情報を入手する各種ツールの活用。
わかやまけんぼうさい ぼうさい はいしん ぼうさい とう ぼうさいじょうほう
にゆうしゆ かくしゆ かつよう
- (上記ツールについては、ホームページ [防災わかやま 災害に備えて](#) [検索](#) を参照ください。)



★相談支援（障害者総合支援法第5条第18項）、障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第7号）

障害者や障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方などからの相談に応じ、情報提供や助言その他の支援を行う事業所です。

地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障害者が地域での生活に移行する場合に、住居の確保や外出の際の同行、体験的な宿泊支援などを行います。

地域定着支援は、居宅で単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に一時的な滞在による支援などを行います。

計画相談支援及び障害児相談支援は、障害のある人の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
和歌山市	あしすと	〒640-8423 わかやましまつえなか 和歌山市松江中3-7-10	073-454-7111 073-488-5317	（一社）sun・rise	○	○	○	○
	ウィッシュ居宅介護 支援事業所	〒640-8284 わかやましでぐちほしのちよう 和歌山市出口端ノ丁20番地1	073-421-3321 073-421-3320	（有）ウィッシュ	○	○		
	うるる談和室	〒640-8323 わかやましおた ちようめ 和歌山市太田1丁目14-11 オトビ`15階	080-4367-4286	（特非）peer心理教育サ ポートネットワーク	○	○		
	ケアサポートえいと	〒640-8323 わかやましおた ちようめ 和歌山市太田4丁目5-13	073-400-2581 073-473-0256	（同）サンオリエント	○	○		
	ケアプランセンター ゆめ夢	〒640-8317 わかやましきたでじま 和歌山市北出島150-4	073-476-4520	（有）夢	○		○	○
	こじか園	〒649-6306 わかやましかみくろだに 和歌山市上黒谷460-2	073-462-2895 073-462-0097	（福）一麦会	○	○		
	つわぶき相談支援事 業所	〒640-8324 わかやましふきやちよう 和歌山市吹屋町5-49-3 4F	073-435-0294 073-424-0294	（福）つわぶき会	○	○	○	○
	ヘルパースステーショ ンクローバー	〒640-8324 わかやましくいのせ 和歌山市杭ノ瀬449-2	073-474-0098 073-474-0099	（有）ヘルパースステーショ ンクローバー	○	○		
	ほすび小倉	〒649-6271 わかやまし みつや 和歌山市満屋127	073-477-7877 073-477-7900	（有）バイオメディカルア キツキ	○			
ほっとケアマネス テーション	〒641-0012 わかやましきみいでら 和歌山市紀三井寺655-1 コンフォート紀三井寺107	0737-65-0033 05035883948	（有）LOHAS	○	○			

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
和歌山市	医療法人宮本病院 ちいきかつどうしえん 地域活動支援セン ター 櫻	〒641-0054 わかやまししおやさんちようめ 和歌山市塩屋三丁目6-2	073-444-2468 073-446-6607	(医) みやもとびょういん 宮本病院	○	○	○	○
	えにし 縁	〒649-6338 わかやまししおやさんちようめ 和歌山市府中1233-6	073-497-8264 073-462-0809	(株) きつちよう 吉兆	○	○		
	かぶしきがいしゃ さいえん 株式会社 彩園	〒640-8303 わかやましなるかみ 和歌山市鳴神870-1	073-475-8088 073-475-8089	(株) さいえん 彩園	○	○		
	きょたくかいごしえん 居宅介護支援ブレス ト	〒640-8255 わかやましふなづちようよんちようめ ほんち 和歌山市舟津町四丁目28番地 の2	073-488-7220 073-488-7221	(株) サンプレスト	○	○		
	きょたくかいご しえん 居宅介護支援リノ	〒640-8412 わかやましきつねじま 和歌山市狐島49-1 グリーンフル島本103号	073-499-8952	(株) リノケア	○	○		
	じりつ 自立プラン カーム	〒640-8255 わかやましふなづちよう ちようめ 和歌山市舟津町3丁目32-3 パレロワイヤル舟津1階	073-402-6853 073-402-1960	(特非) わかやま 和歌山ケアマナー ジャーの会	○	○		
	そうだんしえん 相談支援センター ソラーナ	〒641-0002 わかやまししんなかじま 和歌山市新中島132-6	073-498-5883 073-498-8493	(特非) エルシティオ	○	○	○	○
	そうだんしえん 相談支援センター さんたやま 三田山	〒641-0003 わかやましさかだ 和歌山市坂田348	073-471-3308	(福) もも きかい 桃の木会	○	○		
	そうだんしえん 相談支援リーフ	〒641-0005 わかやましただじり 和歌山市田尻41-5 ハイツ和田川203号室	073-499-6302 073-499-6303	(株) リーフ	○	○		
	そうだんしえん な はな 相談支援菜葉の華	〒640-8471 わかやましぜんみようじ 和歌山市善明寺595-1	073-451-6700 073-451-6868	(有) プランニング守山	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 くろすぶらん	〒640-8286 わかやましみなとごてん ちようめ 和歌山市湊御殿1丁目4	073-425-8838 073-424-1138	(特非) きのくにしゅうろうしえん 紀ノ国就労支援 センター	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 すまーと	〒640-8301 わかやましいわせ 和歌山市岩橋1087-12	090-7885-2810 073-499-7301	(同) サピユイエ	○	○		
	そうだんしえん じぎょうしよ 相談支援事業所 ドマーニ	〒641-0004 わかやましわだ ほん 和歌山市和田80番5	073-475-3335 073-475-3334	(福) ほうしゅんかい 芳春会	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ひより	〒649-6335 わかやましにしたたい 和歌山市西田井366-8 2F	073-463-8360 073-463-8361	(株) ノエル	○			
	そうだんしえんじぎょうしよたかつみ 相談支援事業所高積	〒649-6264 わかやまししんじょう 和歌山市新庄501-10	073-477-3831 073-477-3831	(同) そうごうふくしたかつみ 総合福祉高積	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ めぐ 相談支援事業所 巡り	〒640-8412 わかやましきつねじま 和歌山市狐島55-25	090-9985-3427	(同) きんりき 三力	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ideL&co. (あいでるとこ)	〒649-6335 わかやましにしたたい 和歌山市西田井318-5	073-463-7482	(一社) ideL&co.	○	○	○	○

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
和歌山市	相談支援事業所 ころん	〒640-8452 わかやましうめほら ぼんち 和歌山市梅原399番地5	073-419-0330 073-452-7305	かぶ れんか (株) 蓮花	○	○		
	相談支援事業所 さくら	〒640-8464 わかやましちしよじ 和歌山市市小路30-1	073-488-8034 073-488-8037	ゆう わかやま (有) 和歌山サンクリーン	○	○	○	○
	相談支援事業所 シャローム	〒641-0044 わかやましいふく ちよめ ぼん ごと 和歌山市今福3丁目5番41号	073-425-2391 073-426-1044	ふく あいとくえん (福) 愛徳園	○	○	○	○
	相談支援事業所 ばせり	〒640-8412 わかやましきつね 和歌山市狐島388-4 メゾンKITSUNEJIMA101号室	073-480-5151 073-480-5161	かぶ (株) ばせり	○	○		
	相談支援事業所パル	〒640-8124 わかやましおまつちよめ ちよめ ぼんち 和歌山市雄松町4丁目3番地-1	073-460-9005 073-460-9005	ひえい フラタニテ(非営一社)	○	○	○	○
	相談支援事業所 フレンズ	〒649-6264 わかやまししんじよ 和歌山市新庄166-23	073-477-3282 073-494-3270	とくひ (特非) おもちやばこ	○	○		
	相談支援事業所 マウンテンラブ	〒640-0331 わかやましよほら 和歌山市吉原270	073-479-1133 073-479-9911	ふく (福) やまのこども	○	○		
	相談支援事業所 ヤマックス	〒640-8422 わかやましまつこうちよめ 和歌山市松江東1丁目7-36	073-451-5471 073-414-2943	ゆう (有) ヤマックス	○	○		
	相談支援事業所 ラブグリーン	〒640-8122 わかやましおみちよめ ちよめ ぼんち 和歌山市汐見町2丁目53番地	073-499-1085	いっしや (一社) クリエイト	○	○	○	○
	相談支援事業所中 特定・障害児相談支援事業所 あんしあ なとう	〒641-0012 わかやましきみいでら 和歌山市紀三井寺452-10	073-499-8481 073-499-8482	そうだしえんじぎょうしよなか 相談支援事業所中(同)	○	○		
	特定非営利活動法人 自立生活応援セン ターわかやま	〒640-8323 わかやましおおだ 和歌山市太田47-7	073-472-6731 073-472-3177	とくひ じりつせいかつおうえん (特非) 自立生活応援セン ターわかやま	○	○		
	麦の郷和歌山生活支 援センター	〒640-8123 わかやましみさわちよめ 和歌山市三沢町2丁目23-3	073-423-2267 073-423-2268	ふく いちばかい (福) 一麦会	○	○	○	○
	和歌山圏域障害児者 相談支援事業所りん	〒640-8312 わかやましもりおてほ 和歌山市森小手穂2-1	073-479-3128 073-479-3130	ふく わかやまけんふくしじぎょうだん (福) 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	海草圏域	リサペト Risapetto	〒642-0001 かいはんしふのお 海南市船尾111-2	070-8987-2526	いちしや しゅうぎかい (一社) 集義会	○		
ケアサポートつむぎ		〒642-0015 かいはんしあつそ 海南市且来233-8	073-499-5856 073-499-5857	かぶ つむぎ (株) 紬	○	○		
さくらんぼ		〒642-0022 かいはんしおおのなか 海南市大野中458-1	073-484-5105 073-484-5015	い さくらかい (医) さくら会	○	○		

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
海草圏域	ハニーホーム重根	〒642-0023 かいなんししこね 海南市重根348-2	073-487-3447 073-487-3440	(有) ライフパートナー	○	○	○	○
	海草圏域障害児者相談支援事業所らん	〒642-0022 かいなんしおのなか ばんち 海南市大野中732番地1	073-488-6314 073-488-6306	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん	○	○	○	○
	障がい者生活サポートセンターにじ	〒642-0024 かいなんしきかい 海南市阪井488-1	073-499-8081 073-499-6397	(福) いちみねかい	○		○	○
	相談支援センター プレス	〒642-0012 かいなんしおかだ 海南市岡田21 2F	073-494-8111 073-494-8177	(株) エム・オー・エヌ	○	○		
	相談支援事業所 hana	〒642-0001 かいなんしふのお 海南市船尾186-17	073-488-1722 073-488-1721	(同) hana	○	○	○	○
	相談支援事業所 やまかず	〒640-0441 かいなんしなやま ばんち 海南市七山772番地43	073-407-1342	(株) やまかず福祉会	○	○	○	○
	相談支援事業所来未	〒642-0015 かいなんしあつそ 海南市且来46-3	073-499-7073	(一社) 来未	○	○	○	○
	療育センターA O I	〒642-0001 かいなんしふのお ばんち 海南市船尾438番地	073-483-0454 073-483-0474	(福) あおい会	○	○	○	○
	国保野上厚生総合病院指定相談支援事業所	〒640-1141 かいそうぐんきみのちようしやうばた ばんち 海草郡紀美野町小畑198番地	073-489-2178 073-489-5639	国民健康保険野上厚生病院 組合	○	○	○	○
那賀圏域	いわでしようがいじしやそつだん 岩出障害児者相談・ 支援センター	〒649-6226 いわでしみや 岩出市宮71-1 パストラルビル1F	0736-63-1622 0736-63-1644	(福) きのかわ福祉会	○	○		
	しゃかいふくしほうじんわかやま 社会福祉法人和歌山 つくし会 相談支援 事業所つくしの里	〒649-6215 いわでしなかがさ 岩出市中迫665	0736-62-4121 0736-62-8185	(福) わかやま かい 和歌山つくし会	○	○		
	しょうがい じ しやそつだんしえん 障害(児)者相談支援 事業所ライフステー ジサポートセンター どあ door	〒649-6227 いわでししみず いわでだいいちえき 岩出市清水405-1 岩出第一駅 まえ かい 前ビル2階	0736-67-7448 0736-67-7449	(株) サンブリッジ	○	○	○	○
	そつだんしえん 相談支援センター NeuvolaLots	〒649-6256 いわでしかないけ 岩出市金池115-1	0736-60-3184 0736-60-3185	(特非) ロッツ	○	○		
	とうげんしようがいじしやそつだんし 桃郷障害児者相談支 援センター	〒649-6222 いわでしおかだ 岩出市岡田649-2	0736-67-8891 0736-67-8892	(福) ももきと 桃郷	○	○		
	とくていそつだんしえんじぎょうしよ 特定相談支援事業所 の 未夢	〒649-6222 いわでしおかだ まつみ 岩出市岡田61 松見ビューハ イツ101	0736-79-6066 0736-67-7223	(同) まある	○	○		
	すみれ相談支援事業 所	〒649-6122 き かわしもやまちょうもと ばんち 紀の川市桃山町元873番地	0736-67-7570 0736-67-7571	(株) ケアパートナーズ	○	○	○	○

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
那賀圏域	ホームケアサービス ほのか	〒640-0403 紀の川市貴志川町尼寺186	0736-65-1117 0736-65-1127	(有) ニューステージ	○	○		
	障害(児)者相談支援事業所じんべえ	〒649-6414 紀の川市打田1342番地1 クルーセ102	0736-88-9186 0736-88-9186	(同) ライフサポート じんべえ	○	○		
	相談支援事業所 PURE皆楽	〒649-6413 紀の川市竹房314	0736-77-0080 0736-77-0086	(福) 皆楽園	○			
	相談支援事業所 樹	〒649-6415 紀の川市窪149-4	0736-67-7753 0736-67-7753	(株) 桜桃	○	○		
	桃の木会相談支援事業所	〒649-6112 紀の川市桃山町調月1758-18	0736-66-2652 0736-66-2653	(福) 桃の木会	○	○		
	麦の郷紀の川生活支援センター	〒649-6423 紀の川市尾崎79-1	0736-78-2808 0736-78-2807	(福) 一麦会	○	○	○	○
伊都圏域	さくら	〒648-0072 橋本市東家6丁目1-4 グラン ドビル2F	0736-32-5051 0736-32-5051	それいゆ (同)	○	○		
	つくしんぼ相談支援室	〒649-7207 橋本市高野口町大野74番地の1	0736-42-0100 0736-43-0200	(福) 桃郷	○	○		
	ふれあい工房相談支援センター	〒648-0072 橋本市東家六丁目347番5	0736-32-7002 0736-32-7002	(福) 博芳福祉会	○	○		
	伊都・那賀圏域障害児者相談支援事業所 れん	〒649-7205 橋本市高野口町名倉1017-1	0736-25-6580 0736-44-3861	(福) 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	橋本市立たんぼぼ園	〒648-0091 橋本市柱本66-1	0736-36-3591 0736-36-3591	橋本市	○	○		
	障がい者地域生活相談センター	〒648-0074 橋本市野560-6-2-9202	0736-32-3813 0736-26-7713	(福) 筍憩会	○	○	○	○
	障害者地域生活相談支援センター リハビリ橋本	〒648-0091 橋本市柱本22番地	0736-37-5800 0736-37-5801	(福) ゆたか会	○	○	○	○
	相談支援センター テラスワン	〒648-0043 橋本市学文路136-1	0736-39-0777 0736-39-0771	テラスワン (株)	○			
	相談支援センター むくのき	〒649-7203 橋本市高野口町名古曾724	0736-43-2414 0736-43-2415	(福) 椋の樹福祉会	○	○		
	相談支援センター ゆうゆう	〒648-0072 橋本市東家790-5	0736-20-1554	(特非) めぐみ福祉会	○	○		
相談支援センター ～まつり～	〒649-7206 橋本市高野口町向島98-27	0736-20-4325 0736-20-4878	(株) コネクトケア	○	○			

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
伊都圏域	障害児・者相談支援事業所さんじ	〒649-7133 伊都郡かつらぎ町三谷1620-4	0736-20-2609 0736-20-6677	(同) つかまる	○	○		
	暮らし応援センターシアフル	〒649-7174 伊都郡かつらぎ町佐野847-4	0736-22-3281 0736-23-3811	(特非) よつ葉福祉会	○	○	○	○
有田圏域	さくらんぼ相談支援室	〒649-0315 ありだしやまち 有田市山地18	0737-23-8251 0737-23-8252	(福) 桜樹	○	○		
	相談支援センターひまわり	〒649-0306 ありだしはつしまちようはまあぎすなはま 有田市初島町浜字砂浜1756-1	0737-83-2298 0737-82-1998	(福) ありだ 有田ひまわり福祉会	○	○		
	相談支援事業所 AOAQUA	〒649-0304 ありだしみのしま 有田市箕島22-1	0737-83-5833 0737-83-5838	(有) プライムタイム	○	○		
	相談支援事業所 希望の橋	〒643-0071 ありだぐんひろがわちようひろ 有田郡広川町広323番地1	0737-62-5119 0737-62-5119	(一社) ビリーフ	○	○		
	おひさま相談支援室	〒643-0022 ありだぐんありだわちようおおあぎおくじめぐ 有田郡有田川町大字奥字巡り 田104番地1	0737-23-7739 0737-23-7673	(福) ひまわり福祉会	○	○		
	相談支援センター まごころランド	〒643-0855 ありだぐんありだわちようかみなかしま 有田郡有田川町上中島 859番地1	0737-52-6789 0737-53-3008	(福) せんしようかい	○	○	○	○
	相談支援事業所 あゆむ	〒643-0032 ありだぐんありだわちようてんま 有田郡有田川町天満306番地 ルーチェ・ソラーレⅢ101号	0737-23-7228 0737-23-7238	(株) にっしんげつぽ	○		○	○
	有田圏域障害児者相談支援事業所ゆい	〒643-0853 ありだぐんありだわちようすみ 有田郡有田川町角75-1	0737-52-7702 0737-52-7719	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	有田川町社会福祉協議会相談支援事業所	〒643-0853 ありだぐんありだわちようすみ 有田郡有田川町角75番地 1	0737-52-8886 0737-52-4222	(福) ありだわちようしゃかいふくし 有田川町社会福祉協議会	○			
	有田地域生活支援センターつくし	〒643-0023 ありだぐんありだわちようまい 有田郡有田川町熊井759-1	0737-63-3803 0737-64-1867	(福) ありだ 有田つくし福祉会	○	○	○	○
日高圏域	介護相談室煌	〒644-0011 ごぼうしゆかわちようたから 御坊市湯川町財部947-2	0738-22-8322 0738-52-7975	(株) なつめ	○	○		
	御坊・日高地域活動支援センター	〒644-0003 ごぼうししま 御坊市島369番地	0738-32-7788 0738-23-3303	(福) たいようふくしかい 太陽福祉会	○	○	○	○
	御坊・日高地域障害者生活支援センター あおぞら	〒644-0003 ごぼうししま 御坊市島369番地	0738-32-7051 0738-23-2201	(福) たいようふくしかい 太陽福祉会	○	○	○	○
	日高圏域障害児者相談支援事業所ゆめ	〒644-0003 ごぼうししま 御坊市島369番地	0738-32-7051 0738-23-2201	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	指定障害福祉サービス事業所すまいる	〒645-0002 ひだかぐん 日高郡みなべ町芝569-1	0739-72-5643 0739-72-5666	(福) やおき福祉会	○	○		

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
日高圏域	ケアサポートかえる	〒649-1528 ひだかぐんいなみちようにしのじ 日高郡印南町西ノ地20-4	080-3389-4204	(同) タノクラ	○	○		
	しゃかいふくしほうじんいなみちよう 社会福祉法人印南町 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	〒649-1534 ひだかぐんいなみちよういなみ 日高郡印南町印南2009番地の1	0738-42-1433 0738-42-1433	(福) いなみちようしゃかいふくしきょうぎ 印南町社会福祉協議 会	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ びーす 相談支援事業所PIECE	〒649-1132 ひだかぐんゆらちようえな 日高郡由良町衣奈685番地	0738-70-0114 0738-70-0178	(株) ケアサービス笑	○	○		
西牟婁圏域	ゆあせるふ yourself	〒646-0217 たなべししろやまだい 田辺市城山台35-4	0739-47-4507 0739-47-4507	(特非) ゆうあい	○		○	○
	ケアサポートカタチ	〒646-0058 たなべしめら 田辺市目良37-28	0739-33-7967 0739-33-7968	(株) ZENSHIN	○	○		
	ケアプランセンター つむぐ	〒646-0012 たなべしかしまだい 田辺市神島台1-13	0739-20-1719 0734-03-6120	(同) connect	○	○		
	きなんしやうがいしやちいきせいかつ 紀南障害者地域生活 しえん 支援センター	〒646-0046 たなべしほんまち 田辺市本町68-15 3F	0739-23-3667 0739-23-3668	(福) やおき福祉会	○	○	○	○
	しゃかいふくしほうじんなんき 社会福祉法人南紀の ぞみ会指定特定相談 じぎょうしよ 事業所りんく	〒646-0015 たなべし 田辺市たきない町7-12	0739-33-7466 0739-33-7713	(福) なんきのぞみ会	○			
	しやうがいし しやそうだんしえん 障害児・者相談支援 センターさくらホー ムヘルプサービス	〒646-0216 たなべししもみす 田辺市下三栖1471-10	0739-26-3473 0739-34-4300	(有) エス・オー・イー	○	○		
	そうだんしつ 相談室ふらっと	〒646-0027 たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘22番55号	0739-26-8777 0739-34-5523	(同) トライアングル	○	○		
	たなべにしむろしやうがいししや 田辺西牟婁障害児者 しえん 支援センターり〜ふ	〒646-0027 たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘19-9	0739-25-5161 0739-34-2600	(福) ふたば福祉会	○	○	○	○
	たなべししゃかいふくしきょうぎ 田辺市社会福祉協議 かいたなべじぎょうしよ 会田辺事業所	〒646-0028 たなべしたかおいつちようめ 田辺市高雄一丁目23番1号	0739-24-8319 0739-26-2928	(福) たなべししゃかいふくし 田辺市社会福祉 協議会	○	○	○	○
	きぎょうしよ いなづみ作業所	〒649-2621 にしむろぐん ちようすきみ 西牟婁郡すさみ町周参見2338 番1	0739-55-2842 0739-33-7169	(福) やおき福祉会	○			
	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人すさみ ちようしやかいふくしきょうぎかい 町社会福祉協議会	〒649-2621 にしむろぐん ちようすきみ 西牟婁郡すさみ町周参見4133	0739-55-2431 0739-55-2466	(福) すさみ町社会福祉 協議会	○	○		
	サポートセンター りんくる	〒649-2106 にしむろぐんかみとんだちようなんき たい 西牟婁郡上富田町南紀の台74- 27	0739-34-2824 0739-34-2817	(特非) ほかせ	○	○		
どんぐりふくちゃん	〒649-2107 にしむろぐんかみとんだちよういちのせ 西牟婁郡上富田町市ノ瀬1251 番地	0739-48-0400 0739-48-0400	(特非) どんぐりはうす	○	○			
はなみずき 花木	〒649-2105 にしむろぐんかみとんだちようあつそ 西牟婁郡上富田町朝来3777-1	0739-34-3384 0739-34-3374	(福) おおとう 大塔あすなろ会	○				

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
西牟婁圏域	児童発達支援センター ターフうか	〒649-2102 にしむろぐんかみとんだちよういわだ 西牟婁郡上富田町岩田1776-1	0739-47-3866 0739-47-2176	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○		
	にしむろけんいきしょうがいじしや 西牟婁圏域障害児者 相談支援事業所ゆう	〒649-2105 にしむろぐんかみとんだちようあつそ 西牟婁郡上富田町朝来2302	0739-47-5552 0739-47-5553	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	そんだんしえん 相談支援センター奏	〒649-2107 にしむろぐんかみとんだちよういちのせ 西牟婁郡上富田町市ノ瀬949-4	080-2402-3554 0739-33-9113	TN (同)	○	○		
	そんだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 くるむ	〒649-2106 にしむろぐんかみとんだちようなんき だい 西牟婁郡上富田町南紀の台9- 38	090-96272268	(同) しせい 志成	○	○		
	そんだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ピースフル	〒649-2107 にしむろぐんかみとんだちよういちのせ 西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407- 4	0739-48-0297 0739-48-0295	(株) みらい	○	○		
	あんじゅ	〒649-2521 にしむろぐんしらはまちようおふる 西牟婁郡白浜町大古759-1	0739-52-3678 0739-52-3671	(福) きい きた 紀伊の郷	○			
	な はな 菜の花	〒649-2201 にしむろぐんしらはまちようかたた ぼんち 西牟婁郡白浜町堅田1026番地1	0739-34-5231 0739-43-7545	(特非) ころん	○	○		
	もりおん もりおん そんだんし 森音-MORION-相談支 援事業所	〒649-2201 にしむろぐんしらはまちようかたた ぼんち 西牟婁郡白浜町堅田2578-305	0739-20-1952 0739-20-1956	(同) きぼう 希望のかけはし	○	○		
	そんだんしえん 相談支援センター うち かわ 内の川	〒649-2321 にしむろぐんしらはまちようほろ 西牟婁郡白浜町保呂252	0739-45-2611 0739-45-2616	(株) よしもと 吉本	○	○		
	そんだんしえん 相談支援センター翔 べ！輝け！君と未来！	〒649-2324 にしむろぐんしらはまちようつづらふち ぼんち 西牟婁郡白浜町十九洲222番地	0739-45-2228 050-3385-529	(株) たけちよ 竹千代	○	○		
	そんだんしつ 相談室ラポール	〒649-2211 にしむろぐんしらはまちよう 西牟婁郡白浜町3331	0739-33-7857 0739-33-7858	(株) きらり福祉会	○	○		
	しらはま 白浜コスモスの郷	〒649-2211 にしむろぐんしらはまちよう 西牟婁郡白浜町2927-219	0739-43-2359 0739-43-2359	(福) しらはま ふくしかい 白浜コスモス福祉会	○			
東牟婁圏域	していそんだんしえんじぎょうしよ 指定相談支援事業所 ぶらす	〒647-0081 しんぐうしんぐう 新宮市新宮3415-1	0735-22-5374 0735-22-5375	(福) くまのみどりかい 熊野緑会	○	○		
	しょうがいじしやそんだん 障害児者相談セン ターゆず	〒647-0071 しんぐうしきの ちょうめ ぼんち ごと 新宮市佐野3丁目12番26号	0735-31-8370 0735-31-8371	(福) みくまのふくしかい 美熊野福祉会	○	○	○	○
	そんだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ドレッセ	〒647-0043 しんぐうしみどりがおか ちょうめ ぼんち ごと 新宮市緑ヶ丘1丁目2番地4号 メゾンドイ1階	0735-29-2345 0735-29-2346	(同) ドレッセ	○	○		
	ヴィータ	〒649-3513 ひがしむろぐんくしもとちようたかとも 東牟婁郡串本町高富584	0735-67-7373 0735-67-7370	(同) アドバンス	○	○		
	ひがしむろけんいきしょうがいじしや 東牟婁圏域障害児者 相談支援事業所とも	〒649-4111 ひがしむろぐんくしもとちようかみたわら 東牟婁郡串本町上田原700	0735-74-0211 0735-74-0474	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	児童発達支援センター ターフ通園くじら	〒649-5334 ひがしむろぐんなちかつうらちようかつうら 東牟婁郡那智勝浦町勝浦 342の2	0735-29-7502 0735-29-7503	(福) いなほ福祉会	○	○		
	そんだんしつ 相談室ラルゴ	〒649-5331 ひがしむろぐんなちかつうらちようあさひにちようめ 東牟婁郡那智勝浦町朝日二丁 目249番地	0735-29-7845 050-36103011	(特非) ネオ	○		○	○

しょうがいじしゃふくしだんたいいちらん れいわねんがつにちげんざい
障害児者福祉団体一覧(令和5年4月1日現在)

<p>だんたいめい 団体名</p>	<p>じむしょしょざいち 事務所所在地 webサイトURL</p>	<p>でんわばんごう 電話番号 ばんごう FAX番号</p>
<p>とうじしゃ だんたい 【当事者団体】</p>		
<p>しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 わかやまけんしんたいしょうがいしゃれんめい 和歌山県身体障害者連盟 けんない とし かめいだんたい ※県内15都市に加盟団体があります</p>	<p>〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゆう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 http://washinren.jp/</p>	<p>TEL 073-423-2665 FAX 073-428-0515</p>
<p>わかやまけんしかくしょうがいしゃふくしきょうかい 和歌山県視覚障害者福祉協会</p>	<p>〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゆう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 http://wakayamashikaku.sakura.ne.jp/</p>	<p>TEL 073-423-2665 FAX 073-428-0515</p>
<p>わかやまけんたいしょうがいしゃきょうかい 和歌山県肢体障害者協会</p>	<p>〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゆう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 http://shitai-wakayama.sakura.ne.jp/</p>	<p>TEL 073-423-2665 FAX 073-428-0515</p>
<p>いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 わかやまけんちゅうかくしょうがいしゃきょうかい 和歌山県聴覚障害者協会</p>	<p>〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゆう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 http://www.watyosyokyo.or.jp/</p>	<p>TEL 073-488-5243 FAX 073-488-5233</p>
<p>こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 にほん きょうかいわかやまけんしぶ 日本オストミー協会和歌山県支部</p>	<p>〒644-0002 ごほうしその 御坊市園297-1 やなおか よしこ かた 柳岡 克子 方 https://cocotiyoshiko.mikosi.com/katu32.html</p>	<p>TEL 090-8219-0198 FAX 0738-23-1819</p>
<p>ほうじん NPO法人 わかやまけんこうてきしゃだんたい わ こうかい 和歌山県喉摘者団体 和喉会</p>	<p>〒640-0421 き わかしきがわちょうきた 紀の川市貴志川町北94</p>	<p>TEL 0736-64-4159 FAX 0736-64-4159</p>
<p>わかやまけんちゅうとしつちやう なんちやうしゃきょうかい 和歌山県中途失聴・難聴者協会</p>	<p>〒640-8391 わかやましかのう 和歌山市加納454-12 なかすじ ひきこ かた 中筋 久子 方 https://www.eonet.ne.jp/~wakanan/</p>	<p>FAX 073-474-2393</p>
<p>ぜんこくせきずいそんしやうしゃれんごうかい 全国脊髄損傷者連合会 わかやまけんしぶ 和歌山県支部</p>	<p>〒649-1443 ひだかぐんひだかがわちやうわさ 日高郡日高川町和佐1030-90 しょうがいしゃ 障害者ピアサポートセンター内 http://www.wakayama-npo.jp/search/058.htm</p>	<p>TEL 0738-53-8068 FAX 0738-53-8069</p>
<p>ほうじん わかやまけんじんゆうかい NPO法人 和歌山県腎友会</p>	<p>〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゆう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 https://www.wajinkai.com/</p>	<p>TEL 073-427-1220 FAX 073-497-5220</p>
<p>とうじしゃ かぞく だんたい 【当事者・家族団体】</p>		
<p>ほうじん わかやまけんじへいしょうきょうかい NPO法人 和歌山県自閉症協会</p>	<p>〒646-0013 たなべしみなみしんまん 田辺市南新方13-4 http://asw.yu-yake.com/</p>	<p>TEL 0739-25-1018 FAX 0739-25-3823</p>

だんたいめい 団体名	じむしょよざいち 事務所所在地 webサイトURL	でんわばんごう 電話番号 ばんごう FAX番号
ほうじん わかやまもうしやともかい NPO法人 和歌山盲ろう者友の会	〒640-8331 わかやましそのちようちようめ 和歌山市美園町5丁目9-1 http://w-moro16.com/	TEL 073-498-7756 FAX 073-498-7756
こうえきしゃだんほうじんぜんにほんだんしゆれんめい 公益社団法人全日本断酒連盟 ほうじんわかやまけんだんしゆれんごうかい NPO法人和歌山県断酒連合会	〒649-6621 きかわしなてにし 紀の川市名手西野247 はせばやすひとかた 長谷場 保仁 方 https://danshukai.com/	TEL 0736-75-3966 FAX 0736-75-4414
にほんにぶんせきつししょうきょうかいわかやましぶ 日本二分脊椎症協会和歌山支部	〒640-0422 きかわしきがわちようきしおの 紀の川市貴志川町岸小野53-1 https://sba.jpn.com/	TEL 090-6917-2981 (メールアドレス) kanonchan445@gmail.com
こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 にほんきょうかいわかやまけんしぶ 日本てんかん協会 和歌山県支部	〒640-8461 わかやましなごころ 和歌山市船所28-1	TEL 073-453-1291 FAX 073-453-1293

障害児者福祉団体一覧(令和5年4月1日現在)

だんたいめい 団体名	じむしょよざいち 事務所所在地 webサイトURL	でんわばんごう 電話番号 ばんごう FAX番号
【家族団体】		
わかやまけん 和歌山県 しょうがいじしやふほかいれんごうかい 障害児者父母の会連合会	〒640-8324 わかやましふきやちよう 和歌山市吹屋町5-49-3 しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人つわぶき会内	TEL 073-431-7000 FAX 073-488-6662
わかやまけんせいしんほけんふくし かぞくかいれんごうかい 和歌山県精神保健福祉 家族会連合会	〒642-0024 かいなんしきかい 海南市阪井521 あすなろ内	TEL 073-487-5560 FAX 073-487-5556
こうじのうきのうしょうがい かぞくかい やわ 高次脳機能障害家族会《和らぎ》	〒640-8392 わかやましなかのしま 和歌山市中之島1794 ワークショップフラット内 https://ameblo.jp/yawaragi2007/	TEL 073-423-5838 FAX 073-423-5838 (メールアドレス) yawaragi2007@gmail.com
こうじのうきのうしょうがい かぞくかい やわ きなん 高次脳機能障害家族会《和らぎ》 紀南	〒646-0005 たなべしあきづちよう 田辺市秋津町1777-13 やましたゆうこかた 山下 裕子 方	TEL 090-8380-2478 (メールアドレス) yawaragi_kinan@yahoo.co.jp
しゃかいふくしほうじん ぜんこくじゅうしょうしんしんしょうがいじ 社会福祉法人 全国重症心身障害児 (者)を守る会 和歌山支部	〒649-2201 にしむろぐんしらはまちようかた 西牟婁郡白浜町堅田2760-84 せいだしずこかた 清陀 静子 方	TEL 0739-45-2776 FAX 0739-45-2776
いりようてき ひつよう こ 『医療的ケア』を必要とする子どもたちの きょういくせいかつかんだんかい かぞくぶかい 教育と生活を考える会 家族部会 き 紀いけあ	https://instagram.com/ki_ikea	TEL 090-6963-3345 (メールアドレス) kiikea0926wakayama@gmail.com
【患者当事者団体】		
わかやまけんなんびようだんたいれんらくきょうかい 和歌山県難病団体連絡協議会	〒640-8471 わかやましぜんみょうじ 和歌山市善明寺602-6 https://solana.biz/wananren/	TEL 073-451-0301 FAX 073-460-1833
【その他団体】		

わかやまけんしゃかいしゅうろう 和歌山県社会就労センター協議会	〒640-8331 わかやましそのちょう ちょうめ 和歌山市美園町5丁目4-6	TEL 073-499-6142 FAX 073-498-6980
だんたいめい 団体名	じむしょしよざいち 事務所所在地 webサイトURL	でんわばんごう 電話番号 ばんごう FAX番号
いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 わかやまけん 和歌山県セルフセンター	〒640-8331 わかやましそのちょう ちょうめ 和歌山市美園町5丁目4-6 http://www.w-selp.onamae.jp/philosophy.html	TEL 073-499-6142 FAX 073-498-6980
わかやまけんきょうどうさぎょうしよれんらくかい 和歌山県共同作業所連絡会 (きょうされん和歌山支部)	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ 和歌山市手平6丁目112-1 http://www.wasaren.org/	TEL 073-402-1181 FAX 073-424-5504
わかやまけんちてきしよがいしゃふくしきょうかい 和歌山県知的障害者福祉協会	〒640-1162 かいはんしかみだに たいよう おかない 海南市上谷777-1 太陽の丘内	TEL 073-487-4352 FAX 073-487-4843
いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 わかやまけんしゃかいふくししかい 和歌山県社会福祉士会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゆう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 https://wacsw.com/	TEL 073-499-4529 FAX 073-499-4529
わかやまけんりょうごしせつれんらくきょうぎかい 和歌山県療護施設連絡協議会	〒641-0044 わかやましいまふく ちょうめ 和歌山市今福3丁目5-41 あいとくえん りょうごえん 愛徳園 ビンセント療護園	TEL 073-425-2391 FAX 073-426-1044
わかやまけんせいしんほけんふくしきょうかい 和歌山県精神保健福祉士協会	〒642-0024 かいはんしきかい 海南市阪井488-1 しゃかいふくしほうじん いちみねみない 社会福祉法人 一峰会あすの美内 http://wakayama-psw.com/	TEL 090-1149-0861 FAX 050-6865-4958
わかやまけんせいしんかびょういんきょうかい 和歌山県精神科病院協会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゆう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階 けんせいしんほけんふくし ない 県精神保健福祉センター内	TEL 073-427-4345 FAX 073-427-4345
わかやまけんせいしんほけんふくしきょうかい 和歌山県精神保健福祉協会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゆう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階 けんせいしんほけんふくし ない 県精神保健福祉センター内	TEL 073-435-5194 FAX 073-435-5193

このしおりは、^{しょうがい}障害のある方々^{かたがた}に対する^{たい}福祉制度^{ふくしせいど}の概要^{がいよう}を

まとめたものです。

^{しゃかいさんか}社会参加^{いちじょ}の一助^{りよう}として利用^{さいわ}していただければ幸いです。

また、この冊子^{さっし}が、関係者^{かんけいしゃ}の皆様^{みなさま}にも広く^{ひろ}利用^{りよう}され、障害福^{しょうがいふく}

祉^しを知るための手引き^{てび}となれば幸いです。

なお、それぞれの制度^{せいど}の詳細^{しょうさい}につきましては関係^{かんけい}の各機関^{かくきかん}

と^とあ^あにお問い合わせ^{お問い合わせ}ください。

掲載^{けいさい}されている施策^{しさく}の内容^{ないよう}、手当額^{てあてがく}や自己負担額^{じこふたんがく}などは、令和5年^{れいわねん}（2023年^{ねん}）
4月1日^{がつにちげんざい}現在^{ねん}のもので、年^{ねん}の途中^{とちゆう}で変更^{へんこう}されることがありますので、詳しいこと^{くわ}は
各項目^{かくこうもく}のお問い合わせ^{お問い合わせ}までご確認ください。

編集・発行^{へんしゅう はっこう} 和歌山県福祉保健部^{わかやまけん ふくしほけんぶ} 福祉保健政策局^{ふくしほけんせいさくきょく} 障害福祉課^{しょうがいふくしか}
電話^{でんわ} 073-441-2530(直通^{ちよくつう})

FAX 073-432-5567

ホームページ

和歌山県^{わかやまけん} 障害児者福祉^{しょうがいじしやふくし}のしおり^{けんさく} 検索

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/index.html>

